

第四十一回国会 大蔵委員会 議 録 第四号

昭和三十七年八月二十二日(水曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事 岡田 宗一君 理事 細田 義安君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡忠次郎君 理事 堀 昌雄君

安藤 覺君 足立 篤郎君

天野 公義君 井村 重雄君

伊藤 五郎君 浦野 幸男君

岡田 修一君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 川村善八郎君

久保田円次君 久保田藤麿君

正示啓次郎君 田澤 吉郎君

高見 三郎君 濱田 幸雄君

藤井 勝志君 古川 丈吉君

坊 秀男君 山本 猛夫君

岡 良一君 久保田鶴松君

佐藤觀次郎君 田原 春次君

戸叶 里子君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君 春日 一幸君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

農林大臣 重政 誠之君

建設大臣 河野 一郎君

出席政府委員

外務事務官 安藤 吉光君

外務事務官 (アメリカ局長) 中川 融君

大蔵事務官 原田 憲君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 上林 英男君

大蔵事務官 稻益 繁君

(理財局長) 大月 高君

大蔵事務官 (銀行局長) 大澤 融君

食糧庁長官 關盛 吉雄君

建設事務官 (住宅局長) 關盛 吉雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務調査官) 松井 直行君

通商産業事務官 (企業局賠償特需室長) 池田 久直君

郵政事務官 (郵政局長) 金沢 平蔵君

郵政事務官 (郵政事務官) 田中 鎮雄君

(簡易保険局長) 師岡健四郎君

住宅金融公庫総裁 清井 正君

農林漁業金融公庫総裁 太田利三郎君

日本開発銀行総裁 大島 寛一君

日本開発銀行理事 古沢 潤一君

日本輸出銀行総裁 坂井 光三君

専門員

委員宇都宮徳馬君、大久保武雄君、賀屋興宣君、金子一平君、藤枝泉介君、水田三喜男君及び芳賀賀賀君辞任につき、その補欠として浦野幸雄君、山本猛夫君、飯谷忠男君、龜岡高夫君、井村重雄君、久保田円次君及び戸叶里子君が議長の名で委員に選任された。

八月二十二日

同日

委員井村重雄君、浦野幸雄君、龜岡高夫君、飯谷忠男君、久保田円次君、山本猛夫君及び戸叶里子君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君、宇都宮徳馬君、金子一平君、賀屋興宣君、水田三喜男君、大久保武雄君及び芳賀賀賀君が議長の名で委員に選任された。

本日会議に付した案件

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○日井委員長 これより会議を開きます。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続けます。通告がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 このエロア資金、ガリオア資金について、もう長いこと質疑応答が続いておるのでありますけれども、国民の偽らないエロア・ガリオアに対する認識を初めよりたどって見ますと、初めは無償であったと思つておつたのが、これが常識であります。

政府の内部においても、かつて水田さんの記録を見ますと、実際言ふとあらつておつたという発言が国会であつた、それから池田総理をもつてして、その当時はこういう発言をこして、三月ですらしておる。私はその後いろいろずつと研究をしたあとで、二十五年、六年ごろからは債務と心得ますと

言つています、こういう発言でござるわけでありませう。しかし、今政府がそうではないと言ひ、国民の一部において、そうだろうかという疑いが生じたゆゑのものは、自由民主党の皆さんや政府の皆さんが言うておるやうに、一つには、安くなったではないかといふことと、もう一つは、この金は私どもの希望のように使つてもらへる、こういう二つの問題が説得力を持つて手伝つてきたような感じがするわけでありませう。私はその意味で、この金はこういうふうに使つてもらへるかという政府の言ひ分について、まずただして参りたいと思ひます。

第一の問題は、支払金の使途に関する交換公文であります。これによりますと、第一には、アメリカ政府は適当な立法措置をとることを条件として低開発諸国に対する経済援助をする、第二番目には、東アジアの諸国の経済の開発のために日米両国が協議をしよ、この二つの点から成り立つておるやうであります。そこで私は外務大臣にお伺ひしたいのであります。第一項の適当な立法措置をとることを条件とするその条件が、アメリカで一たん否決をされた理由は何一つであつたか、その後どういふ経緯をたどつておるかといふことについて、まずお伺ひをいたします。

○大平國務大臣 アメリカ局長から答弁させます。

○安藤政府委員 お話の点は、一九六一年対外援助法案の審議の際になされた問題の点だと思ひます。当初アメリカ

政府は、一九六一年対外援助法案の原案を提出いたしましたときに、その一部といたしました、毎年三億ドルずつ何と申しますか、ガリオア・エロア等の返還金とかあるいはその他の借款の返還金、要するにそういうた債務の返還金をそのまま輸入に入れたことな、政府の権限で自由に開発援助に使用を要求したわけでございます。同時に、財務省から当初の第一年度は十か十二億ドル、それから第二年度は十五億ドルずつだ、今資料を持ってまいりますけれども、大体そういう金額でございませう、五年間にわたつて自由に使つてくれといふ二つのことを提案したわけでございます。ところが国会の審議におきまして、これはやはり予算審議権の侵害であるといふやうな議論が強くなりまして、その政府の要求したものはそのまゝでは通りませんでした。しかしながら国会の方ではそれと同等の金額、すなわち、最初の年十五億、その中には具体的金額の数字からいへば、ちやうど対外債権の回収金からきた三億ドルを入れたような金額、それと見合ふ政府の要求したものと同等の金額といふものを、新たに国会の方でこれを援助資金に計上することを認めました。ところが一九六二年の対外援助法案はこれを改正いたしましたので、六百十八条といふところに、日本からの対日援助に対する返済金はこれを同援助法案の第

一部、すなわち開発援助に使うということ、これを明記いたしました。従いまし、これは明らかにこういつた返済金が開発援助に使われるということが明記されておられるわけでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、一九六一年のときにも実質的にはそういったような議会の歳出審議権の問題が議論になりましたので、そのままでは認められませんでしたけれども、実質的にはガリオア援助に相当する金を歳出権限として認めておられるわけでございまして、以上でおわかりただけたと思います。

○横山委員 そういたしますと、この支払金の使途についてはアメリカの通常の歳入歳出以外の特別ワケとして考へられるのであるかどうか。結局これはふえたけれども、アメリカの対外援助が削減される、こういうことになるのではないかと考えられるが、いかがですか。

○安藤政府委員 一九六二年対外援助法案につきまして、先ほど御説明いたしました。これはさつきもちよと申し上げましたが、歳出権限法でございまして、要するに大統領に、歳出法をつくるにあたってそれだけのワケというか、権限を与えたわけでございまして。実際の歳出というものはその後また歳出法というものができるわけでございまして。予算法ができるわけでございまして。アメリカの予算は法律でございまして、それに基づきまして具体的な予算ができるわけでございまして。そしてガリオアの返済金というものは一応国庫に入ります。それで入りましたあとで、いわゆる歳出予算をつくるわけでございしますが、それが今申しました

権限法によりまして、そのガリオアの金が開発援助の方に使われるというところがはっきりしたわけでございます。

○横山委員 一たんアメリカの国庫にこれが入って、そうしてアメリカ政府の独自の判断によつてこの支払金の使途がきまる、こういうふうに考えてよろしいのですか。

○安藤政府委員 先ほども申しましたように、独自の判断と申しますか、アメリカにおきましてすでに一九六二年対外援助法案というものがございまして、権限法でございしますが、その中で日本からのガリオア等の援助資金は対外援助法にいう第一部すなわち開発援助に使うということが明記されておるのでございまして、そのようになる次第でございまして。

○横山委員 私の聞きたいのは、この第一項にしろ第二項にしろそうでありまされども、きわめてあいまいな文句が書いてある。第一項は「合衆国の計画を促進するために使用する意図を有する」アメリカはこういう気持があるというのをいっているだけであつて、その内容、その金額、その方途について日本がチェックをする何らの項目がない。第二項は密接な協議を開発援助に行なうと言つてお金の問題を含んではおられない。従つてアメリカが勝手に使いますよと、こういうふうに理解できると思つておりますが、その点はいかがですか。

○安藤政府委員 交換公文の第一項には、適当な立法措置を経ることを条件とし云々ということが書いてございまして、これにつきましては、この八月一日に成立しました一九六二年対外援助法の六百十八条というところをお読みいたしますと御理解できるかと思ひますが、六百十八条には、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国に直接支払われる合衆国ドルは、この法律の第一部の制限内において同部の規定を実施する目的で、そのための歳出に充てられ、または別途いづれかの歳出法で大統領の使用に充てられることができる。」これによりまして明らかでありますように、このいわゆる適当な立法措置と、権限法はちゃんとできておりますので、従いまして、日本からの対日経済援助の処理に関する返済金は、このようにして開発援助に使われるということがはっきり言えるかと思ひます。

日々に成立しました一九六二年対外援助法の六百十八条というところをお読みいたしますと御理解できるかと思ひますが、六百十八条には、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて合衆国に直接支払われる合衆国ドルは、この法律の第一部の制限内において同部の規定を実施する目的で、そのための歳出に充てられ、または別途いづれかの歳出法で大統領の使用に充てられることができる。」これによりまして明らかでありますように、このいわゆる適当な立法措置と、権限法はちゃんとできておりますので、従いまして、日本からの対日経済援助の処理に関する返済金は、このようにして開発援助に使われるということがはっきり言えるかと思ひます。

○横山委員 アメリカがそういうふうな勝手にやつておるといふことを言うだけであつて、日本政府として支払金の使途に關して、この交換公文並びに協定によつて日本政府がそれをチェックする何らの方途がここに規定されてないではないか、こういうことを私は言つてゐる。

○安藤政府委員 この交換公文の一に「適当な立法措置を経ることを条件とし」ということは、アメリカにもアメリカのやはり国内手続というか、国内法規があるわけでございまして。従いまして、その国内手続をとるといふことをアメリカ政府は鋭意努力してきたわけでございまして。従いまして、先ほど申しましたような対外援助法第六百十八条というものをアメリカ政府の努力によつて国会が承認し、大統領もこれを承認したわけでございまして。これは

いふならば、この交換公文の一の趣旨を十分体しまして、アメリカの国内立法措置をとつたというふうに言えると思ひます。

○横山委員 それはだめですよ。外務大臣、大平さん、私の言うことをわかつておると思ふのでありますけれども、この交換公文の本文の中で、日本政府が将来この支払金の使途について、こういう希望がある、こういうふうにしてくれ、こうするのだという希望について意思の表明をする、そういう協議権というものは何ら含まれていないではないか。単に協議と書いてあるのは、第二項の東アジアについての密接な協議をするということだけであつて、それによつて、第一項と違つて協議の面についての処理は何ら確保されてないではないか。結局アメリカが勝手にやりますよといふことを、どうぞそういうつもりでやつて下さいよと言つてゐるにすぎないではないか、こういうことを私は先ほどから言つてゐる。

○大平国務大臣 これは返済協定によつて、ガリオア・エロアによる援助資金は日本政府がアメリカ政府にお返しするわけでございまして。そしてアメリカの国庫に入りまして、アメリカが所定の手続を経て対外援助に使うといふこととございまして、その限りにおきましては、横山委員がおっしゃる通り全的にアメリカの責任で、権限でおやりになることとございまして。私どもからそれをどこに使へ、かしこに使つてくれといふことを言う資格はないわけでございまして。ただアメリカの国会からアメリカ政府に与えられた権限で歳出権限が与えられた場合に、そ

れをアメリカ政府がどの地域にどのようなプロジェクトにこれを使うかといふことにつきましては、私どもは交換公文によりまして日米の間に協議をいたしまして、でき得る限り日本側の願望を取り入れていただくように折衝いたしたい、こういうこととございまして。一たんお返しいたしました金はただ返すのじゃないのだ、これはこう使ふから返すのだというふうな返し方ではないわけでありまして。全的にアメリカの責任と権限においておやりになることとございしますが、与えられたアメリカ政府の権限の中でそれを具体的にどう使うかということにつきましては、私どもは協議にあずかる、こういう建前に解しております。

○横山委員 どういうふうにお使いになるかについては協議にあずかるということとはどこにも書いてないじゃありませんか。それは日本政府の願望にしかすぎないじゃありませんか。やはりあなたのおっしゃる通りにこれは願望と理解してよろしいのですか。

○大平国務大臣 それは厳密に申し上げますとあなたのおっしゃる通りです。ただ私どもは相互の理解と信頼の上に立ちまして、でき得る限りわが国の願望を取り入れていただくように努力すべきだと考えています。

○横山委員 それでは次にお伺いしますが、この第一項と第二項とは全く独立した立場にあるのですか。第一項は低開発諸国に対する経済援助、第二項は東アジア開発援助、全くこれは違った性質のものであるというふうに理解すべきでありますか。

○大平国務大臣 横山委員のおっしゃる通りです。

○横山委員 そなたはしますと二項の、特に東アジアの開発援助というところが書かれておるのでありますが、この二項については合衆国政府は金を使用する意図を有するということを保証していないわけですね、一項と違いますが、二項はただ東アジアの開発援助に協賛をするということを言っておるだけであって、返還された支払金の使途を含まない、それを保証していない、こういうふうに理解してよろしいのです。

○大平国務大臣 交換公文の解釈でございますので、正確には局長の方から説明させていただきます。

○安藤政府委員 御説の通り、一項はアメリカ合衆国が低開発諸国に対する経済援助にこれを使用するということを言っておるわけでございます。これは先ほども申しましたような向こうの国内手続によりまして、その筋道がちゃんととらえられてきたわけでございます。低開発国と申しますと、アメリカといたしまして、東南アジアとか東アジアとかあるいは中南米とかいろいろ国もございまして、この二項にいう東アジア諸国ももちろんこの低開発地域に含まれておるわけでございます。特にこの二項を入れましたゆえんは、日本は東アジアについては非常な重大な関心を持っておるので、この経済援助のために引き続いて相互に緊密な協賛をしてやうというところを、これをうたっておるわけでございます。従いまして、この二項の案文からは、結局一項の低開発援助の中に含まれておるところの東アジアについて特にこれから協賛をしていこうというところをうたっておるわけでございます。

○横山委員 あなたの解釈と私の解釈とそんなに変わっていない。要するに私の聞きたいのは、一項は低開発諸国に対する経済援助はもちろん東アジアも含むであろう、これは変わっていない。ところが二項は東アジアの開発援助についてという経済援助ではなくて、開発援助というものを特にうたっておる。開発援助については第一項のような受領する資金の大部分を使用する意図を有するというのが保証されていないではないか、従って東アジアの開発援助については協賛を行なうだけであって資金的な裏づけがない、こう理解すべきであると思ふがどうかと言っておる。

○安藤政府委員 お説の通り、東アジアに幾ら使うというところは交換公文では縛ってございせん。ちよつと余談になりますが、(横山委員)幾ら使ふのじゃない、そういうことを保証されているのじゃないか(と呼ぶ)われわれとしては、交渉の過程におきましていろいろ交渉したわけでございます。しかし向こうは向こうのやり方国内的ないろいろな関係もございまして、要するに一項で国内手続を経ることによつて低開発地域の経済援助に使うというところははっきりうたっておる。しかも先ほど申しましたような国内立法措置は着々ととしておるわけでありまして、二項に申します東アジアについて幾ら使うかということ、いわゆる向こうの、何といひますかその低開発援助のうちの幾らを東アジアに用いるという問題もございまして、日本としてもぜひこういふものを一つアメリカとしても日本と協力してやうと思ふというところもございまして、そう

いったことを今後外交上適当な機会に話し合うことになっておるわけでございます。

○横山委員 そんな憶測を言っているのじゃない。交換公文の解釈を聞いておる。この解釈をうたに理解すれば、東アジアの開発援助については密接な協賛を行なうというのをいつているだけであって、第一項にいう資金を使用する意図を有するというのが保証はない、従って、第二項も東アジアの開発援助については資金的な裏づけというものはアメリカから保証されていないと解釈するのが至当ではないか。それから先のことは、いろいろな日米両国の関係もあるかもしれぬけれども、交換公文においては保証されていないではないかと私は言っておる。

○大平国務大臣 対外援助法によりましてアメリカの議会からアメリカ政府が歳出の権限を与えられるわけですが、そこに資金的な保証はあるわけでございますが、わが国とアメリカが相談しましてこのプロジェクトにこれだけ出すというよりな意味における資金的保証はございません。

○横山委員 話をそらしてもらつては困る。交換公文の解釈を私は聞いておる。もう一ぺん言いますけれども、二項では開発援助について協賛すると書いてあるだけであって、第一項と違つておる。第一項には資金を使用する意図を有する、アメリカが一方的であり

ますけれども、やりまうというよりな意味で保証しておるけれども、二項についてはそれは何ら保証されていないのです。それと、解釈を聞いておる。

○大平国務大臣 アメリカの対外援助法の財源はひとりガリオア・エロア

かりではないわけでございます。従つて一般的に対外援助につきましてアメリカの議会がアメリカ政府に歳出の権限を与えるわけでございます。この交換公文の一条は、このガリオア・エロア返済金に限られておるわけでございます。第二項の方は、第一項の対外援助という中には東アジアも含まれておる。当然解釈されるわけでございますが、それはかりではなく、東アジアの開発につきましてはわが国も関心を持っておりますから、日米間に広く協賛をする機会を持とう、こういうふうに私は理解しております。

○横山委員 外務大臣、あなたはそんなじられておるかもしれぬけれども、見ながら言つて下さい。私の聞いておることにすなわちお答えになれば、もうすぐ前に進むのですから、見ずに何とか別な言葉でまぎらわそうと考へられないで、私の言っていることをもう一ぺん言いますが、二項というものは開発援助について協賛をするという協議事項をうたつてあるだけであつて、一項はさらに進んで金を使う気持があると書いてある、二項についてはそういう項目がないから、東アジアの開発援助については協賛をするということだけであつて、この見返資金の支払金こへ投入いたしますという一項のような保証はない、こう解釈していいではないかと言つておる。

○大平国務大臣 一項にいう低開発諸国という表現の中には、二項にいう東アジアの諸国が含まれておる、そう解釈します。

○横山委員 何べん言つたらいいのですか。一項は低開発諸国に対する経済援助である、二項の方は開発援助であ

る、開発援助については密接な協賛を行なう、経済援助については金を使ふと書いてある。こんなことがあなたにわからぬのですか、見ておつて。

○安藤政府委員 くだいようでございますが、一項の低開発諸国という中には東アジアも含むということ、これがまず第一点でございます。それからただいま御指摘になりました経済援助という字と開発援助というのが、意味が違ふか違ふないかという問題でございます。これを対外援助法の項目にちよつと触れて御説明いたしますが、対外援助法の第一部を大まかに申しまして、開発借款、開発贈与、開発調査それから投資調査、そういうものをあつて、経済援助と考へ、あるいは開発援助と考へるといふふうに、何といひますか、これは決して異質のものではないでございます。やはり開発援助が一種の経済援助になる場合もございまして、従いまして、この一項の低開発地域の経済援助というところは広くいつておる次第でございます。

それから二項の開発援助の字句は、経済援助の中の一つと考へてもよろしいかと思ひます。要するに東アジアにつきましては開発援助ということが非常に重要視されておりますものですが、こういつた字句で表現したというふうにお考え願ひたいと思ひます。

○横山委員 そなたのことを説教というのです。あらゆる低開発諸国について経済援助は必要だけれども、開発援助が必要なのは東アジアだけであつて、経済援助の中に開発援助が含まれておる、こういうのは私は説教だと思

り。それならなぜこの第二項に経済援助という言葉を使わないのか、特に開発援助とつけたゆえんのもの、そこには何かの政治的な意味があるはずで、それをうたいながら、それについて密接な協議を行なうというて、資金的な裏づけの保証の字句も挿入されていないことはどういふことだ、私は悪い問題ではない、どういふわけだと聞いておる。さつきから大蔵大臣は、自分は知っていいような顔をしてすわつておるが、言うことがあつたらいいなさいよ。

○田中中国務大臣 大蔵省の考え方といふことは、この支払金の使途に關する交換公文は、すなほに就めばあなただの誤解は直ちに氷解するのではないかと考えます。

御承知の通りこの面での協定は、戦後日本に行なわれた経済援助その他に對しては、二千八十五億円の金を十五年で返します、アメリカも受け取りますというところが前段において協定になつております。しかもその金の一部は日米文化の問題に使い、大部分は他の低開発国の援助、開発等に使うという趣旨で行なわれております。そしてなおその金は国内的にはどういふ処置をするかという、日本が返済をきめた場合にそれを一般財源として受け入れをして、対外援助法に基づいて支出をし、その内訳としては、第一においては交換公文によつて低開発国の援助におおむね使います、こういうことを日米両国が確認を合はうために交換文書を出しているわけであり、ですから特に第二項は第一項と関連がないというのではなくて、全く一体のものを文章の上で分けたにすぎないので

あつて、特に東南アジアについては第一項を引用する経済援助はもとよりのこと、開発を必要とする東南アジアについては、日米両国が相互に密接、緊密な協議を行なうという念を押した条文であつて、第一項は第二項に含まれ引用せられる、こういう考えであり、それから、東南アジアに對し経済援助及び開発援助も当然行なわれる、こう読むべきだと解釈をします。

○横山委員 そうすると大蔵大臣は、開発援助についても資金の大部分を使用する意図が適用される、こういうふうにお解りですか。

○田中中国務大臣 経済援助、開発援助に当然適用せられると考えております。

○横山委員 それでは外務大臣にお伺いしますが、私も今日経済援助を近くの国の問題としていろいろ議論して参りますときには、必ず東南アジアといつておつた。今回初めて東アジアという文句が生まれた経過、経過といつてもあなたはその当時私も一緒でございましてからなんですけれども、外務大臣として東アジアという意味の範囲、それからそれが生まれた経緯、それを一つ御報告願ひたい。

○大平国務大臣 正確を期する意味で条約局長から説明させます。

○中川政府委員 この交換公文で東アジアという字句が出てきておるのでございしますが、これは従来東南アジアと申しますとやはり東南のアジアということで、南の方に重点が置かれるわけでございますが、日本として経済開発援助に非常に緊急な必要性を認める地域は、必ずしもいわゆる南の方の東南アジアだけでなく、東北アジアと申

しますか北の方の日本に近い地域、これも当然日本として関心を持つべきは、でございします。この交換公文でこの両方を合せて、東アジアという字句を使ったのでございします。従つて、日本に比較的近いアジアのうちの東の部分、これの開発援助に日本としては関心を持つ、こういう意味でこの東アジアという字句を使った次第でございします。

○横山委員 私が今言いましたように、具体的には何国を東南アジアと言ひ、何国を東アジアと言ひかということをお伺ひしたい。

○中川政府委員 東アジアと申しますとインド、セイロン島から大体東のアジア諸国全部は含むと考えておるのでございします。従来東南アジアと申しますと、それではどういふ地域であつたかといふことになりましたが、大体フィリピンあるいはカンボジア、この辺から南の方、インド、セイロンまでが東南アジアであつたわけでございます。そればかりでなくてそれより北の方のアジア、日本に非常に近い地域、これもやはり入れるのが適當であるという意味で東アジアという字句を使つたわけでございます。

○横山委員 新たに東アジアによつて入つて参ります国々を一つ列挙してもらひたい。

○中川政府委員 東南アジアに對しまして東北アジアといふことを申します。際には、やはり韓国、台湾それからある場合にはベトナムとかカンボジアとかラオスとか、こんなところが入ると思ひます。しかしこれは、ここに書いてありますことは、要するに東アジア全体をさしておるのでござ

いまして、特にその中の特定の国を意図しておるわけではないことはもちろんでございします。

○横山委員 このガリオア・エロアの返還金を低開発諸国に對する経済援助、東アジアの開発援助に重点を指向するにあつて、特に韓国、台湾、ベトナム、カンボジア、フィリピンも入るでしようが、それらの国に特に中心を置いた理由はいかかもののであります。か、いかなる理由でございしますか。

○大平国務大臣 今列挙されたような地域に特に重点を置いたわけじゃないので、東アジア全体について考えよう、そしてこれは歳出権限を与えられたアメリカ政府が今から計画を立てまける、これについて私どもは協議を受けるということになると思ひます。

○横山委員 そうはおっしゃつても、今日一般の常識としてわれわれが国会で議論いたしますときには、あらゆる援助資金も一般論として東南アジアといわれておつた。それが今回の膨大な金額が、国民の非常な苦しい中から出したお金、新たな国々がここに包含されて、その新たな国々に関心が集まるのは當然なことである。政府が新たな国々を、どうしても加えてもらひたい。もらひたいという気持の政治的な感覚といふものを見のがすわけにはいかぬのです。重ねて聞きますけれども、この支払い金の使途に關する日米両国の交渉の中で、東アジアと言ひ出したのは日本側でありますか、アメリカ側でありますか。

○中川政府委員 交渉の経過でございします。で、私から御答弁いたします。東アジアという字句を使ったのはどちらかというお尋ねかと思ひますが、

これはどちらからといふことではないのでございまして、日本、アメリカ双方からやはり東アジアが重要であるといふことで意見の一致を見た次第でございします。

○横山委員 おりしも交渉の経過の中で日韓交渉といふものが常にアメリカと日本との交渉の関心の焦点であつた。それに裏づけされるがごとくに、今の韓国、台湾、ベトナム、カンボジアと並べてみますと、日米両国の関心の焦点はまさに韓国である。きのうきよりの新聞で大平さんは三億ドルです、案を出されたといふのであります。が、この支払い金の使途について、韓国問題が両国の交渉の組上に上らなかつたといふことは私は常識的に考えられないと思ひます。韓国の問題といふものが、あなたの在任中ではないにしろ、その経過において話が出たであらうし、あなたが今、日韓交渉をされている過程において、この支払い金の使途について韓国を頭の中に描いておられるのではないかと私どもは率直に考えるのであります。大臣の御所見を伺ひたい。

○大平国務大臣 東アジアにはもちろん韓国が含まれておるといふように解しておりますが、このことと日韓交渉とは全然別な問題です。

○横山委員 ちょっと一番最後が聞き取れませんでした。

○大平国務大臣 ただいま進行中の日韓交渉とこの問題とは全然別個の問題でございします。

○横山委員 それは百も二百も承知しておりますが、政府の韓国に對するものの構想といふものはいろいろあるだらうと思ひます。湯川康平氏における問題

もあつたし、あるいはまたアメリカの
たび重なる要請もある。さりとて日本
として韓国に対する賠償がたぐさん出
られるはずがない。そうしますと、落
ちてくる先がここにあるという感じが
私はいたす。現に低開発諸国に対する
経済援助についてはいろいろな方式が
ある。われわれが国会で審議されてお
り方もあり、開発資金も準備されてお
りけれども、あなた方が痛切にお考えに
なつたように、韓国や台湾その他い
ゆる新しく参加した国々については十
分な措置がない。そうでしょう。そこ
でこの問題が当然出てくる。偶然か、あ
るいは作爲か不作爲かは別といたしま
して、ここに東アジアというものが出
てきて、その中に新たに参加する国が
出てきて、そうして日韓交渉が峠に、さ
しかつたときに、これが第一回に適
用される可能性を私は考えざるを得な
いと思う。そうでなければ、あなたは
ここでこの支払い金を使途について韓
国は適用しないつもりであると言ひ切
られますか。いかがですか。

○大平国務大臣 アメリカ政府が議会
から権限をいただいて歳出計画を立
てになるという場合には、私も協議
にあずかつて、できるだけ私どもの意
向も組み入れていただくように努力す
べきだと考えます。

○横山委員 アメリカ政府との交渉は
どのように進んでおりますか。あなた
方としても意向を言われるであらうけ
れども、向こうから言ってくるからこ
ちらで相談をしてということはないで
あらう。この問題について、これは有
償で経済援助をするのだとか、無償で
やるのだとか、あるいは低利でやるの
だとか、無利子でやるのだとかいうよ

うなあれもあるだろうし、あるいはど
の国に貸してやろうという意向もある
であらう、そういう点についてはいか
がですか。

○大平国務大臣 まずアメリカがそ
ういふ計画を立案されるわけでごさ
いまして、それで、私も日米間の外交
チャンネル、あるいは近く予定されて
おります日米合同委員会等の場にお
きまして今御指摘のような問題が討議さ
れるというように了解しております。

○横山委員 私は、この協定及び交換
公文を議論するにあたり、また国会で
長日月審議するにあたり、これらの
使途について日本政府の構想が全然な
いというところは考えられない、信じな
い。今あなたがそれを言つてよいかど
うかは別としても、政府としても何ら
かの構想を抱いて交渉に当たつたであ
らうし、今の次元においてもそういう
構想がないはずはないと思います。何
にもないとおっしゃるのですか。

○大平国務大臣 そういふ場合に備
えて、私もいいたしまして、日本側
の見解は調整いたしましてつくり上げ
るべきものと思つておりますが、まだ
日本側の案ができておりません。

○横山委員 時間がありませんから、
それでは次に移りますけれども、今度
は経済援助の処理に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定の第三条
で、この予算委員会でも話があつた
たさうであります。この2項には、
連合国最高司令官と琉球との間の清算
勘定の残高に關し、今後はいかなる請
求権をも合衆国政府に対し提起しない
ことに同意するとあります。琉球との
間の清算勘定の残高はどういうふう

なつておるか、まずそれから伺ひし
ます。
○安藤政府委員 韓国との清算勘定
は、日本の輸出超過によりまして四千
七百二十五万二千七百七十八ドルとい
うものがこげつていたわけでありま
す。これはマーガット声明によりまし
て、ガリオア・エロア援助のときに処
理するといふことがちゃんと約束に
なつております。従ひまして、今度の
対日援助の処理のときにこれを反対請
求権として、反対債権として控除いた
したわけでありまして、琉球勘定につ
きましては、百六十二万九千三百三十八
ドルといふものがやはり同様に清算さ
れておりませんでした。これもまた韓
国に対する反対債権と同様に、このガ
リオア・エロア処理のときにこれを反
対債権として差し引いたわけでありま
す。

○横山委員 その百六十二万ドルの琉
球との関係の最終の時期はいつであ
りますか。——お調べになるならあとで
よろしい。
外務大臣にお伺ひいたします。先日
予算委員会においてそれ以降の問題に
ついての質疑応答がありました。この
百六十二万ドルの反対債権については
もう請求権を提起しない、その最終以
降のアメリカの琉球に対する経済援
助、この点については、池田さんがア
メリカに参りましたときにも琉球に対
する経済援助を求められておられるわ
けです。この求められ、そうして行な
われております経済援助の性格という
ものを、エロア・ガリオア資金と関連
をして国民は非常に不安に思つてい
る。この点について御見解をお伺ひ
したい。

○大平国務大臣 それは先般の予算委
員会で私御答弁を申し上げましたが、
施政権者がその施政権下にある住民の
安寧福祉のために支出した金というも
のにつきましても、施政権者が負担す
べきものだとは私は解しておるの
でございまして、特別の合意がない限
り、日本側の負担になるというふう
に考えております。

○横山委員 あなたのお答えになつた
答弁を予算委員会の記録から拝見を
しまして、施政権者が住民の安寧秩序の
ために行なつておる経済援助は、われ
われは債務と心得ないといふことで
ございまして、そういう議論ならばエ
ロア資金、ガリオア資金だつて、——占
領軍司令官といふものが施政権者以上
の絶対権を持つておるものである。し
かりとするならば、この理論はまさに
エロア資金、ガリオア資金においても
援用なさるべき理論ではないかと考
えるのですが、いかがですか。

○大平国務大臣 特別の合意がない限
りという前提でお答えしたつもりで
す。

○横山委員 特別な合意といふことは、
沖繩においては沖繩の民政府とア
メリカ政府のことです。沖繩が返還
された後における日本政府とア
メリカ政府の間でございまして、
○大平国務大臣 もともと日本政府と
アメリカ政府の間です。

○横山委員 沖繩の民政府とアメリカ
政府との間に合意がされた場合にはど
うなりましよう。

○中川政府委員 沖繩の現在あるあそ
この政府とアメリカ政府との間に、何
か講和発効後のガリオア援助につ
いて、合意がなされた場合に、将来沖繩

自体が日本の施政権に復帰した場合
に、その今の合意といふものが、今度
は日本政府を何か拘束するかどうか、
こういう問題だと思ふのでございま
す。これはやはり沖繩が復帰する際
に日米間で特別の合意がない限り、必
ずしも現在ある現地の合意が日本に引
き継がれるといふことにはならないと
思ふのでございまして。先ほど大臣の言
われました通り、何か特別の合意が日
米両政府間にならなかつた、そういう問
題はこの日本にはかかつてこない、こ
ういふふうに考えております。

○横山委員 そこで仮定の問題だとい
うお話があつたのですが、こゝろ議論
はわれわれがこのエロア資金、ガ
リオア資金を今審議するにあつたて、
仮定の議論をもつともつと前にやつ
ておけば、こゝろ問題はなかつたと思
うのでございまして、今日のエロア
資金、ガリオア資金の審議にあつたて、
沖繩に対するアメリカの経済援助の
性格といふものを明確にしておかな
ければならぬと私は痛感をする。外務大
臣は特別の合意がない限りという前提
条件であるといふ。私の前の議論、つ
まり沖繩の状況は施政権者があつて、
それが住民の安寧福祉に対してやつ
ておるものについては、これは支払う
義務は、特別の合意がない限りはない
といふ考えである。しかりとするなら
ば、やつぱりエロア資金、ガリオア資
金においても前段にある占領軍司令官
が安寧福祉のためにやつたことにつ
いては、日本政府の特別な合意がない限
りにおいては支払ふ必要がない、こ
ういふ議論もまた同一であると思つてよ
ろしいですね。

ておりませんが、九十億円が過大じゃないかという御感触もあるようでございますけれども、これはたとえばシンキング・ファンドにしておいてその利子で仕事をするとかいうようなことも考えられると思うのでございます。

○横山委員　私は必ずしも過大だという意味で御質問をしておるわけではな

い。これだけの金額を別ワクにしてやるといふのであるならば、たとえは一つの機構をつくるのか、たとえばこういふ点に重点を置いて使用するのだとか、そういう負担というものが何か議論があつたのではないか、ないとするならば、政府はこれに対して要望というものがあつたのではないか、こう思うわけでありませう。しかもライシヤワ一駐日米大使の通報によれば、ただアメリカがそういった気持があるということを言つておるだけであつて、別に日本政府がこれまた同様にこうしてこれと云ふ議論というものをなすれば協議事項ということにもなつておらない。全くこれまたアメリカが勝手におれの方でこうやるというつて、アメリカ的な教育をやる、アメリカ的な情報宣伝を日本にやるというふうな、いかに池田内閣がアメリカと仲よしであつたにしても、日米の教育及び文化の交換という点については対等の立場といふものがあつてしかるべきではないか、こう考へるのでありますが、抱負は何もないし、計画も何もない、これからやはり相談だ、こういう程度ですか。

○大平内閣大臣 今具体的な案が固まつておりませうけれども、今横山さんがおっしゃつたような趣旨もできるだけ体して、私ももういふほどのものをつくり上げるように協力したいものと思つております。

○横山委員 私は、りっぱななんといふことは言つておりませう。何か機構をおつくりになるとか何とかいう抱負があるのかないのか、これは全然ないのですか。それだけ、九十億円をばつと積み立てて、そして何でもアメ

リカさんどうぞ使つてちょうだい、アメリカさんの言うことなら、教育なり文化なり受け入れますから、こういうことですか。これは一体実施官庁としては将来どこが主管されるのでありますか。

○安藤政府委員 この二千五百万ドルというのはいくらもアメリカに返済するわけでもありません。だから、理論的に申し上げると、これは一応アメリカの金でございませうが、この円で返すという意味は日本が使うということでございます。実際問題といたしまして日本が使うのでありますから、アメリカも日本の意見を聞き、あるいは協議を経るといふことは当然かと思ひます。それはさきのフルブライトの基金を使ったときも同じようなことでございませう。そしてこの二千五百万ドルがどういふふうに使われるかといふことにつきましましては、この協定ができた上でアメリカ側とも、まだ時間もあることでございませうから、いろいろ意見を交換したり、われわれの希望を申し述べたりすることが当然あるわけでございます。その教育文化に対する向こうの基本法というものがございませう。それは一九六一年の相互教育文化交換法というものがございまして、向こうといつたしましてはこの法律を基にいたしまして、この二千五百万ドルを國務長官が使用し得ることになるわけでありませう。その法律を読みますと、使用目的という中には教育交換だけに限定してありませうが、研究助成とか、専門家の交換、スポーツマンの相互訪問、国際的会合、展覧会の参加、文化、學術資料の交換、學術研究機関ないし文化、技術センターの設置、いろいろ

うたつてあるものであります。大体こういうふうな種類のものに使われると思ひますけれども、具体的内容につきましてはこの法律が成立いたしました上でアメリカ側にもわれわれの意見を述べたい、そういうふうに使つております。

○横山委員 時間がございませうから次に移りますが、このエロア資金、ガリオア資金といふものは、そのほかに準援助物資といふものがある、いろいろな項目が含まれておるやうであります。たとえば行政再教育関係の映画等、あるいは余剰報奨物資、第八軍の払い下げ、國務省の清算委員会の物資、あるいは英連邦軍の払い下げ、この中で私が伺ひたいのは、アメリカの軍の払い下げ物資と、それから英連邦軍の払い下げ物資との取り扱いの問題であります。まず最初にお伺ひたいのは、両国の軍の払い下げ物資はそれぞれ幾らでありましたか、総額。

○安藤政府委員 昨日の大蔵委員会で御説明がございました通り、英連邦軍BCOFからの払い下げといふのは、スキップトンによりまして、売却または無償で得たものでございませう。当時貿易会計に基づき、その運用としてこれを購入したわけでございます。その金額は八十五万八千九百九十九ポンドでございます。アメリカの払い下げ物資といふのは、要するにわれわれがクォーターマスター・グッド、QMと呼んでおるものでございませう。これはやはり支払い条件及びその経理については後日決定するといふやうな了解のもとにもらったのが七千三百十万六千三百六十ドルでございます。

○横山委員 その性格は、アメリカの方は今日引き続いてエロア資金、ガリオア資金の中に含まれ、そして英連邦軍の方は、その当時から金額が明確にされておるから、外務委員会における政府の答弁によれば、これは商業物資と、こういふふうな答弁がなされておりますが、その前提でよろしうございませうか。

○安藤政府委員 ちょっと先ほどの御質問に関連いたしまして、國務省、いわゆるOFLCのことをちよつとお触れになつたやうでございませうが、これは全然ガリオアとは別個でございませう。これはやはりBCOF物資と同様、アメリカの國務省に属します。在外清算委員会から売買契約として、貿易会計の中からこの運用で五億圓買つておるわけでございます。これは別でございませう。先ほど私が申しました、わざと英語を使つていただいたのは、全然別個なOFLC、いわゆる國務省の在外清算委員会から買つたのは、これはガリオアとは別でございませう。それで今度の対日処理に含まれておりますこの米軍払い下げ物資、クォーターマスター・グッドといふのは、先ほどちよつと申しましたやうに、ガリオア同様支払い条件及び経理について後日決定するといふやうな了解のもとに得まして、これが七千三百十万ドルというわけでございます。

○横山委員 きこの質問にもあります。米軍の七千三百十万ドルの方は貿易特別会計から対日援助物資特別会計へいき、見返資金会計へいき、産投会計へ移つてきておる。それからBCOFの方は米軍のものも含めて、貿易資金特

別会計から平和回復前後処理費にいき、一般会計の賠償特殊債務処理費の中に含んでおる、こういうふうな理解してよろしいですね。

○中川政府委員 御指摘の通りの扱いになっております。

○横山委員 BCOFの方は、これは商業物資といふやうな見解が外務委員会にございませうが、その理解してよろしいのですか。

○中川政府委員 ええ、その通りでございます。初めの出発点が違ふ関係上、あとの扱いも違つてきたと、こういうことになつておるわけでございます。

○横山委員 そういたしますと、米軍の方は今日こまでで國の議決を要する、英連邦軍の方は國の議決を要しない、こういう取り扱いになつてきておりますが、これもその通りでございませう。

しゃつたように、相談して書いたものであるということの証拠はどこにもないわけであって、この指令書にははっきりと、英連邦軍によって計算された、見積もられた価格ということが書

いてあって、どこにも日本が相談を受けたという言葉がございせん。それともどこかにございせんか。

○中川政府委員 もろろん普通の、通常の場合におきます売買でありまされば、当然その際には価格を相互の合意できめる、こういうことになるわけでございますが、占領直後のこととございします。全部司令部の管理のもとに貿易が行なわれた時代でございますので、やはり指令に基づいて売買が行なわれたというところはいたし方がないの

でございますが、しかし現実の扱いは、日本の意向も聞いて、腐敗品等はこれを除外いたしまして、そうして価格をそこに書いた。しかもその後五一年になりました、それを全部再び振り返つてみまして、価格が確かなものであるかどうかを確かめて、双方でそれを確認しておるのでございまして、そういう点から見ますとこれはやはり価格について間違いはないものである、かように考えていいものであると思ふのであります。

○戸叶委員 私まだ五一年のことは言つておられます。またあとからこのことは質問しようと思ひましたが、そういうふうな回答をもらさないのでいただきたいと思ひます。

そこで、お伺いをいたしたいのは、それではその当時、アメリカの管理のもとにあった貿易というふうに今政府はおっしゃつていらつしやるわけですが、それでは払い下げ物資というふうなものとは政府の管理のもとにあった貿易というものは同じですか違ふのですか。

○中川政府委員 払い下げ物資というのは、あるいはSIM、QMというものと

とかと思ひますが、SIM、QMにつきましてはこれは英連邦物資とはいふ扱いが違つておりまして、要するにSIM、QMというものはどう解決するかは將來きめるという、ガリオアと同じような条件で日本側に払い下げられたものでございします。従つてそのときの売買契約があつたという性質のものではない。要するに債務と心得るというふうな事態で発生しておるものでございまして、扱い、性格はやはり違つておる、かように考えます。

○戸叶委員 そうしますと、SIM、QMは払い下げ物資であつてその価格をきめる、こういうことで払い下げられたとおっしゃるのでしょうか。それとSIM、QMは払い下げである、BCOFは払い下げでない、こういうふうにお分けになるのですか。簡単にけつこうですか、イエスカノーかだけつこうして下さい。

○中川政府委員 払い下げという言葉の定義の問題にもなりますが、たゞいまおっしゃつた通りBCOFの方は売買契約に基づいて渡されたものであり、SIM、QMの方はガリオアと似たような状態で渡されたものであつて支払い条件等をあとできめる、こういう形で渡されたものである。こういうふうな考えです。

○戸叶委員 私はそういうふうな説明ではどうしても納得がいかないので、と申しますのは、最初のころ外務省でもはつきりとBCOFは英連邦軍からの払い下げ物資であるという回答をしておりまして、もしその証拠がほしいというのでしたら、私は速記録を今持っておりますからあとから提出いたしますけれども、はつきりと英連邦

軍の払い下げ物資であるということを書いておるわけですから、従つて、このBCOFとQM、SIMとの違いというものは、私はどうしてもはつきりわかりません。今の御答弁によりましてSIM、QMはあとから値段をきめるんだというところで払い下げをされた。しかしBCOFの方は一応そのときに値段はきめた、しかし五一年になつてから総計を照らし合せてきめたのだ、こうおっしゃるのだつたら、ちつとも変わらぬじゃないですか、どこが変わつてゐるのでしょうか。

○中川政府委員 違つてゐるのは初めの出発点の指令が大体違つてゐるのでございまして、英連邦の物資につきましては、売却、そのほかにはディスプレイザルというのもございしますが、要するに売却の対象とする、こういうことで渡されたとおっしゃるか、申し入れがあつたわけでございますか、それを受けたわけでありまして、従つてこれは売却である、こういうことになるのでありまして、SIM、QMの方はそういうことが書いてないのでございまして、これはガリオアと同じような性質のスキヤピンがきてゐることは、戸叶委員御承知の通りであります。それから始まつてゐるわけでございます。

○戸叶委員 これお聞きになつた方、おわかりになるでしょうか、こういう回答で、私だけがわからないのならば頭が悪いから仕方がないと思うのですけれども、皆さんどこが違ふかわからないのじゃないかと思ふ。

それでは私も少し具体的に証拠をあげてみたいと思ひますけれども、昭和二十七年の予算の説明、「国の予算」という中を見ますと、このQM物

資とかSIM物資とか、こういうものとBCOFとは同じということが説明されております。五百九ページをお読みになりますと、駐日米軍または英海軍から払い下げられた物資と書いて、前者はQM物資、つまりアメリカから払い下げられたのがQM、後者はBCOF物資と書いてあるわけとございまして、この内容についてはBCOF物資もQM物資と同じであると書いてあるわけですから、この国の予算書にもそう書いてあるにもかかわらず、今これが違ふ。そして片方は貿易で片方が払い下げ物資ですか、何とかとガリオア・エロアと同じような性質のものだといふふうにおつしやる理由が私はわからないのですが、その点をもう少し明確にしたいと思ひます。当時は大蔵省と外務省との間は違つた考えを持つておられたのですか。

○田中閣僚大臣 お答えいたします。アメリカ軍から払い下げられたものと、それから英海軍から払い下げられたものとは同じ、同じものをどうして違ふケースで決済をしたのかという御質問であります。これを日本の現在のような平常の立場で考えたと同じ払い下げのものであるから同じ特別会計で処理すればいいじゃないか、また同じ認識で考へべきだと言われるのであります。駐日英海軍から払い下げられたものでありますという回答をしてきております。もちろんそういうことな

んです。ただこの代金の処理方法においてどういふ会計処理をやつた方がい

いかという問題については、当時は占領軍の治下でありまして、日本が、日本はこういう処理をやりますというこ

とを言つたのではなく、ガリオアや米軍から払い下げられたもの、報復物資から払い下げられたものは、あとから、たゞいま御審議を願つておる対米債務の一環としてやりましようといふことをきめておりました。当時支払い等の要求を急いでおつた英海軍側と占領軍最高司令部の間では、英海軍から払い下げられるものは貿易物資として取り扱う、日本も貿易物資として受け入れること、こういうことがきめられておりました。それでその占領軍の意思に基づいて、昭和二十六年でありま

すか、連合軍司令部の経済科学局長と日本政府との間に交換文書をつくつて、この物件に対しては貿易特別会計の中で処理をいたします。こういう取りきめをしたのであつて、これはむしろ結果論から見ますと、同じ筋のものを別々の会計で勝手に分けておるの

じゃないかといふことも言えますが、その当時の問題としては、この英海軍の払い下げ物資に関しては占領軍はどのように処理すること、日本側はそれに異議がなければ協定をしてやうといふことで、経済科学局長との間に協定をして処理をしたというだけにすぎない、こう考えます。

○戸叶委員 今大蔵大臣は英連邦軍の方の清算は急いだから、そして英連邦軍の方に早く払わなければならぬといふ、こういう支払いでもつてするやうに、こういうような指令があつたために会計が違つたのだ、こういうふうに御答弁なさいます。そうすると、もしそれをその通りに受け取つたといひます。ならば、それでは米経済科学局長マ・カッタさんと池田さんとの間にその取りきめがあるまでは英連邦軍の物資も

通りであります。しかし英豪軍の物資に對しましては、先ほど事務当局が答へましたように、占領軍の中の問題として、英豪軍のものに對しては、初めから払い下げ物資としてやるのではなくて、お互いの協定によつて、代金は後刻精算をするにしても、これは貿易物資として取り扱うというものが指令として出ておりますし、またわれわれもそういう立場を堅持しながら受け入れて受取書を出してある、しかも貿易特別会計で支払つておるといふ事実はあくまでも厳然としておるのでありますから、すなおにその事実を認めていただきます、こう考えます。

○戸叶委員 大蔵大臣がああいうおっしゃり方をすると、何とも言えなくならぬやうな感じがします。

それでは私はもう一つ伺いたいのですけれども、対日援助物資等処理特別会計というのがございますね。これを審議したところの説明では、BCOF、QM、SIMは同じである、こういふうちに大蔵省でおっしゃっているのです。だから今になって、払い方が違つたからこれは貿易だとおっしゃることは、どう考へたつておかしいのです。はつきりとこれは同じであるといふことを言つておられるわけなんです。大蔵省いかがでございますか。

○上林政府委員 払い下げ物資と申しましたも、要するに払い下げと申しましたのは、何と申しますか、事実的な、受け取つたといひますか放出をした物資という意味でございます。従つて法律的にその物資が売買であるか、あるいはガリオア・エロアのうちに後日支払い条件を定める債務と心得てきて、それを債務といたしまするた

めには別途国会の議決を得る種のものであるかどうかといふことを含めまして払い下げといふ言葉であります。場合と考へました場合に、かつ当時の情勢におきまして、物資不足を補うために、英連邦軍あるいはアメリカ軍からもらったといふやうな性格におきましては、確かに御指摘の通り似ているわけでございますが、これを法律的に見ました場合に、今申し上げましたやうな性格上の相違があるわけでございます。これに從ひましての処理をいたしました、こういうことでございます。

○戸叶委員 一体違ひが同じかわからなかつたのです。何かぶつぶつといひらなかつたのです。

それではちよつとはかの方へいきましてお伺ひしたいことは、今回アメリカの対日援助額として決定されたものの中から余剰報奨物資分といたしまして返還している分、千五百六十五万七千七百六十九ドルといふものがあるわけですね。これは日本金に直すと五十六億三千六百七十九万六千八百四十円、こゝろいふものがあるわけですが、これはSIMですか、QMですか、どういふものなのでしょう。

○安藤政府委員 ちよつと御質問を開き漏らしましたのですが、返還分の全額だと思ひますが……。

○戸叶委員 そりです、返還分の余剰報奨物資としてありますね。

○安藤政府委員 この余剰報奨物資、いわゆるSIMからは千五百六十九万ドル相当分を返還しております。

○戸叶委員 これはSIMですね。

す。なおQMからは六十八万ドル余を返還しております。

○戸叶委員 そこで、この三十二年度のこの予算書を見てみますと、余剰報奨物資代金といふところに、これは占領中米軍及び英豪軍がわが國に對して報奨した余剰報奨物資代金であるが、米軍の分は五十億五千二百萬圓、その代金は二十四年以降、三十一年度までに數回にわたり分割支払い済みである、こゝろ書いてあります。この予算書を見てわかりますように、日本の予算の中の二十四年から三十一年度までに五十億五千二百萬圓、米軍から払い下げられた余剰報奨物資に對して、數回にわたつて払つておられるわけでございますね。その分は一体今回引いたんでしようか、引かないんでしようか。當然引くのがあたりまえですね、ガリオア・エロアの中から。そりです。

○中川政府委員 御指摘の物資はいわゆるSP物資といふものだと思いますが、これはガリオア・エロアとは全然別で、ただいまの英連邦軍物資と同じやうな性格のものを別にアメリカ軍から日本が売買によつて買つておられるものがあるわけだとして、これの方の決済はすでに數回にわたつて、御指摘のやうに支払いをして、片づき済みのものがございます。いわゆるガリオア・エロアとは關係のないもので、従つて、その中には入つておりません。

○戸叶委員 ガリオア・エロアと關係ないでしよう。この余剰報奨物資といふのはSIMなりQMでしよう。だつたらSIMなりQMといふもので日本がアメリカに何度かにわたつて払つて

いるものは差し引いたわけじゃないんですか。

○中川政府委員 SIM、QMは、これはガリオアと同じ性格のものでございまして、ガリオア援助の支払いの中に計算に入れてやつておられるわけでございます。ただいま御指摘のありました數回にわたつてすでに支払いを了しているという分は、SIM、QMではなくて、在外精算事務所の財産と称せられる別扱いの余剰物資であると考えられます。従つて、それは全然このガリオア援助とは別の問題でありまして、この中には勘定には全然入っていない、もうすでに片づき済みのものがございます。

○戸叶委員 それはそんなこと言えますか。占領中米軍及び英豪軍がわが國に對して放出した余剰報奨物資代金ですよ。そり言つておられるんですよ。私としては——もつと先を申し上げまして、なぜ私がそれを不思議に思つたかと申しますと、國の予算書で五十億五千二百萬圓で、その代金は二十四年以降三十一年度まで、數回にわたつて分割支払い済みである、こゝろ書いてあるわけなんです。その差し引いた金額、払つた金額は五十億五千二百萬圓で、ところが今回余剰報奨物資として返還分として引いたのが五十六億圓以上あるわけですね。そこに約六億圓の差があるわけですね。差額は五億八千四百七十九萬ほど余分に引いてあるわけなんです。だからアメリカの方から余分に引いたといふことはけつこりなことなんですけれども、これは数字がずさんであるといふことを私は申し上げたい。何の根據でこれがありますかといふことを伺ひたいのです。

○稲益政府委員 ちよつと誤解を防ぐ意味で申し上げますがQM、SIMのほかに、これはガリオア類似の債務と心得た、そのほかに先ほど来いろいろお尋ねのありました、いわゆるBCOF——これは英豪軍であります。当時の米軍からBCOFと同じやうな形で売却されたもの、日本が買ったものがあるわけがあります。これがSP物資であります。それが五十億ばかり支払われたといふことあります。

○戸叶委員 そりしますと、今私が申しました余剰報奨物資代金として政府の方から二十四年から三十一年度までに五十億五千二百萬圓を払つた、これはどこの會計から出ておられるのでしょうか。念のために伺つておきたい。

○上林政府委員 SPの支払い場所でございますが、これは二十四年及び二十五年は貿易特別会計で支払いをいたしておられます。なお二十六年には、御存じのやうにその特別會計が廃止されましたので、一般會計の貿易特別會計業務整理費で払つておられます。それから二十八、二十九、三十年、これは一般會計の平和回復善後処理費で払つておられます。それから三十一年度は賠償等特殊債務処理特別會計で支払いをいたしておられます。なおSPの債務額は五十億五千二百萬圓でございますが、朝鮮事實の勃發後、米側に返還した分がございましたので、それを差し引きまして実際の支払い額は四十九億四千二百萬圓でございます。

○戸叶委員 先ほど私が、返還分として余剰報奨物資と書いてあるのは何ですかと伺ひましたら、SPではなくてSIMなりQMであるといふことをおっしゃつたので、それで私は不思議

に思つて今聞いたわけですが、今のよう
におつしやればその点はわかつたわけ
でございますが、そうすると国の予算
書と、ここから差し引いた分との違い
の約六億円というものは何になるわけ
ですか。

○上林政府委員 たびたび御答弁申し
上げておりますようにSIM、QM
とSPとは違ふものでございます。

SIM、QMはガリオアと一緒に処理
されるべきものとして扱われておるわけ
でございます。SPは同じく貿易資金
特別会計におきまして買入れをいた
したものでございます。その買入れ
をいたしましたものをその後、先ほど
も申し上げましたように支払いを分割
して行なつたものでございます。

○戸叶委員 そうしますとSPと
BCOFとは同じようなものですか。

○上林政府委員 支払いの方法と申し
ますが、買入れました点につきまし
ては同じでございます。

○戸叶委員 その予算書の中の説明の
方で、英連合軍分の八億六千五百万
円、これは英連合軍に払つたものであ
るけれども、二十六年以降三十一年度
までに七億五千万円を支払つてゐるの
で、残額は一億一千五百万円である、
その他の特殊債務の未解決のものすな
わちガリオア援助やイタリア特別円な
どがある、こういうことを説明してお
るわけですか。ここにおきましてはつ
きりと、これは英連合軍のBCOF物
資は貿易ではない、この余剰報償物資
代金として扱つておるわけでありませ
んけれども、それでもなお大蔵省は貿易
であるということをおつしやるわけ
ですか。

○田中国務大臣 お答え申し上げます
す。今度の対米債務の対象になつてお
りますのは、御承知の通りガリオア、
それから米軍の払い下げ物資いわゆる
QM、それから余剰報償物資のSIM
というものがあわせて対象になつてお
ります。しかし向こうからの要求と日
本側のリストをつき合はしたときに、
この中には明らかにあらつたものと
書いてあるもの、無償援助だと書いて
あるものがありますからそういうもの
は引かなければならぬということで、
最終的な数字をつき合わせた段階にお
いて引いたわけでありませぬ。そのほ
かに、先ほどから申されておるところ
の米国防務省の在外物資精算委員会か
ら日本側が受け取つたトラック、繊維
製品、化学薬品、食糧その他の品物が
ありますが、これはSPというこ
とで処理をいたしております。それから
一つは英軍のいわゆるBCOF物
資ということでありますが、このSP
とBCOFは先ほど申した通り最高司
令部でこのものに対しては貿易物資と
しての取り扱いをすることができ、
いわゆる貿易特別会計との間に売買契
約を結んでやるのだということであり
ますから、一々受け取りを出してその
後清算をいたしたわけでありませぬが、
未清算になつておるQMそれから
SIM、ガリオアというような問題が
今度の債務の対象として新たに協定に
よつて債務を確定したということ
であります。

○戸叶委員 私の質問がちよつと整理
されてなかつたかと思ひますので、大
蔵大臣の今の御答弁になつたと
思ひますが、もう少し整理して申し
上げますと、今私が申し上げたこれは
三十二年の国の予算書にもはつきりし
てゐる通りに、BCOFもそれからア
メリカ軍からの払い下げ物資も同じ会
計で扱われているということござい
ます。それはどこかと言ひますと、対
日援助物資等処理会計で扱つてゐるわ
けです。対日援助物資等処理会計とい
うのはどういふふうにしてできたかと
いいますと、一番初めに援助物資の代
金の項目があつて、そこから今度は貿
易資金が分かれて、それから今度は貿
易資金が分かれて、それから今度は貿
易資金が分かれて、その援助物資資金
からまづ対日援助物資等処理会計
になつて、こゝで扱われているわけ
であつて、これは一般会計というの
は違ふわけなんです。ところが一般
計で扱われていないにもかかわらず、
貿易の残務処理として一般会計へ移し
たのだということをきくのは答弁をし
ていらつしやるわけなんです。それで私は
どうしてもわからなくなつてきたわけ
なんです。

○田中国務大臣 対日援助見返資金特
別会計ではSPとそれからBCOFの
払い下げ代金、国民に払い渡し代
金は受け取つておりませぬ。これは先
ほどから事務当局が申し上げておりま
すように、貿易特別会計で貿易物資と
して扱ひましたので、貿易特別会計で
品物も受け取り、それから日本人に対
しての払い下げもその会計から行な
い、その日本人からの代金も貿易特別
会計で受け取り、その貿易特別会計の
中からSPとそれからBCOFの代金
は払つておりますが、その後それは全
額払つておるのではなく一部しか払つ
ておりませぬ。その後貿易特別会計が
廃止になつて一般会計に引き継がれて
おりますので、一般会計の中の特殊勘

定の中から残余を払つた、こういうこ
とになります。

○戸叶委員 今のは私の予算書で調べ
たのとは違ひませんか。と申しま
すのは、予算書に書いてあるのは対日
援助物資等処理、この中からBCOF
も出てゐるわけなんです。ちゃんと書
いてあります。それが一体どういふこ
とかというところなんです。一般会計で
はなく、この対日援助物資等処理会
計、これはどこから変わったかといふ
と、援助物資代金から変わつてきてい
るわけですね。援助物資代金が貿易資
金になつて、今度は貿易会計になつ
て、そこからこつちへ分かれてきてい
る。こつちから使われているわけなん
です。ところが政府のおつしやるの
は、この貿易会計がなくなつてきて貿
易特別会計になつて、そして今度は一
般会計になつた。ここから出てゐると
おつしやるわけなんです。ところが私
が予算書で見ますと、こちらの方の対
日援助物資等処理会計から出てゐるわ
けなんです、BCOFの物資は。だか
らそこいら辺が私は違ひと思ひので
す。

○上林政府委員 ただいまのBCOF
及びSPは、これは米国防対日援助見返
資金特別会計へは繰り入れられておら
ないわけでございます。従ひまして、
その売買代金と申しますか、それは
あくまでも貿易資金特別会計、さらに
それを引き継ぎました貿易特別会計を
経まして一般会計において整理をされ
てきた、こういう格好になつておるわ
けでございます。

○戸叶委員 それじゃ、そうおつしや
いますけれども、三十二年「国の予算」
の三百三十二ページをのぞいたらになつて

いただきたい。そうすると余剰報償物
資代金という項にはつきり書いてござ
います。その中に書いてあることは、
アメリカの援助されたものに対して、
余剰報償物資代金に対しては、二十四
年から三十一年度まで数回にわたつて
ここから返した。それから英連合軍の
分は八億六千五百万円で、二十六年以
降三十一年度まで七億五千万円払つ
て、その残額は一億一千五百万円余
ておるとはつきりここに書いてある。
この会計から出ておるといふことが
書いてあるのですけれども、お調べに
なつていただきたいと思ひます。あとで調
べておいていただきたい。——今調べ
ていただきたい。

○田中国務大臣 三十二年の予算書に
そう書いてあれば、今調べてみます
が、事実を申し述べますと、先ほどか
ら事務当局も申しておりますように、
SPとBCOFの受け入れも、それか
ら支払いも、見返資金特別会計からは
一切払つておる事実はありません。貿
易特別会計から払つておるといふのが
事実のようであります。しかしその間
の関連がどこにあるかといふと、貿
易特別会計の余剰資金を一時見返資金
に預託をしたことがあるやうでありま
す。しかしこれとて、ただ次期貿易資
金特別会計に返しておるのでありまし
て、少なくともこのSP及びBCOF
の相手方に対する支払い代金の一部で
も見返資金特別会計から払つたといふ
事実はないやうであります。

○戸叶委員 あとからその点調べて
はつきりさしていただきたいと思ひま
す。先に進んで参りたいと思ひます。
そこで、私、きょうは林さんが来て
いらつしやらないやうですけれども、

そこで、この間出していただきまし
たマーカット経済科学局長から池田勇
人大蔵大臣にあてた一九五二年六月二
十三日付の書簡ですけれども、この書
簡を見まして、私はこの議論はこの前
の委員会でもいたしましたからもう
たしませんが、念のためにもう一
度ははっきりしておきたいことは、
この書簡の中では、日本の政府が英連
邦軍との間に了解事項を結んでいるわ
けです。その了解事項の中で、この書
簡が認められてから一週間のうちに英
連邦軍に一億五千万円を払う。そり
て二番目には補正予算を日本の国会が
承認したときには一億五千万円を払
う。それからそのあとは、六億円の残
高があるけれども、それは一億五千万
円を最初に払って、そのあとから一億
五千万円以上を年賦額で払い、こうい

○上林政府委員 本件につきましてもおは、この前の御質問につきましてもお答え申し上げましたが、憲法の規定によりまして、国が債務を負担いたしました場合には、国会の議決が要るわけでは、この前の御質問につきましてもお

ございます。このBCOF物資につきましては、先ほど来御説明申し上げておきますように、貿易資金特別会計法を御議決いただいたわけであります。が、それによりますと、貿易資金というものは、貿易物資の売買及びこれに伴う請求権に運用する、こういうふうなことに書いてあるわけでございまして、従いまして、貿易資金といはしましては、貿易物資の売買を行なっていくといふという権限が与えられているわけでございまして、従いまして、貿易資金として物資の売買をする、それに伴う債務負担をするという権限が認められておるわけでございまして、さらに憲法の規定によりまして、現金を支払います場合には、予算をもって国会の御議決を経なければならぬわけでございまして、今のこのBCOF物資につきまゝい

○戸叶委員 今の御答弁を伺っておりましてはつきりしたことは、貿易資金で何とかこれをやりくりして払うということによって、国会の承認を得ないで通してしまったことをごまかすために、今回BCOF物資は貿易であるというところで一生懸命答弁をし続けているというふうにししか私には考えられない。この手紙に合わせるために、

BCOFは貿易である、こう言わなければ筋が通らないのでそう言い続けた、こういふふうにししか考えられない、そのように考えてよろしゅうございますか。それだけを見まして、非常な二重化が多い、というところ、

私は指摘せざるを得ないわけです。そこで、このBCOF物資に対して払った総額は、安藤局長が三月二十三日の外務委員会で私の質問に答えていられますが、「これらのものは円で後に払われました。その購入しました総額は約八十五万ポンド余でございます。額を出されて、八十五万八千九百九十ポンドと述べていられるわけでございます。これを円で支払ったわけでございますが、そうすると、ここの交換公文には英連邦占領軍の代表者及び日本国政府の代表者は英連邦占領軍が提出した計算、すなわち五十八万五千九十九ポンドが正確かどうかを決定するため計算書を照合し、必要と認める場合には調整を行なうものとする、こう書

○上林政府委員　あるいはお手元の資料にミス・プリントがあるのかもしれないが、池田・マーカット書簡に書いております金額は八十五万八千九十九ポンドでございます。実際に支払いましたのは八十五万七千八百九十九ポンドでございます。

○戸叶委員　ちよつと待つて下さい。
おかしいですね。そちらのもちよつと
見せて下さい。
〔上林政府委員、戸叶委員に資料
を示す。〕

○戸叶委員　今見せていただきました資料には、こういう間違いがございましたけれども、私が要求していただきたい資料には、はつきりとここに五十八万五千九百九十九ポンドと書いてあります。しかも英文の方にも、そういうふうなことがちゃんと書いてあるわけですから。私は英文と日本文と両方照らし合わせてみましたら同じでしたから、それを根拠にして質問したわけなんです。

　こんな大きな問題を、こんなに軽率な形でお出しになるというのは、私は大問題だと思います。こういうことに

そこで次の問題に入りたいと思ひますが、最初この交換公文が交換されましてから一週間以内に一億五千万円を払ひ、それから次に一億五千万円と六億円を分けたわけですが、そのつぎ予算が何日にどこから出ていったかかというのをきのう大蔵大臣がおつしやつたようでございますけれども、ちよつと聞き取れませんでしたので、もう一度説明をしていただきたいと思います。

○上林政府委員 英連邦軍払下物資でございしますが、昭和二十六年におきましては、二度支払っておりますが、一億五千万円ずつ二度一般会計の貿易特別会計残務処理費で支払っております。日におちを申し上げますと、先ほど

どの二十六年度と申しましたのは第一回が二十六年の六月二十八日でございます。第二回目は二十六年の十二月十五日でございます。それから二十九年の三月三十一日に一億五千万円支払っておりますが、これは一般会計の平和回復善後処理費でございます。それから三十年の四月二十八日に一億五千万円支払いましたが、これも平和回復善後処理費でございます。それから三十一年の四月三十日に一億五千万円、三十三年の三月三十一日に、端数がございますが一億一千四百万円を支払っておりますが、これは賠償等特殊債務処理特別会計で支払っているわけでございます。

○戸叶委員　そうしますと、今の御答弁は、四月の四日の外務委員会で宮川

政府委員が答弁されたのと同じでございます。ところが四月の二十日の大蔵委員会では、同じ宮川政府委員の御答弁が違っているわけです。それはどういふふうに違っているかといふことは、一回目は「日本政府は総司令部書簡受領後一週間以内に第一回分として一億五千万円の支払いをする。第二は、第二回分一億五千万円は昭和二十六年秋の補正予算に計上して支払う。第三に、昭和二十七年以降は、毎年一億五千万円を下る金額を支払う。第四に、占領終了後においては、平和取りきめの一部として取りきめられる条約に従って支払う。こういうふうに合意があったわけでありまして、この答えておられる。そうすると、今御説明になりましたのは、一回目と二回目は一般会計の中の貿易特別会計債務処理費から払ったというふうな言っているから、宮川政府委員が説明されているのは、二回目は補正予算から出したとおっしゃっておられる。一体どつちがほんとうなのでしょう。

○上林政府委員 宮川政府委員が當時、第一回目の支払いは書簡の交換後一週間以内に支払うということを上上げておられますが、この書簡は六月二十三日付でございますので、実際の支払いをいたしましたのは六月二十八日ということ、実際の支払いは、一般的原則を言ったわけでございます。なお、二回目の一億五千万円は、私の記憶によりますと、補正予算を提出いたしましたして、補正予算により歳出権の御承認をいただいて支払ったということであると記憶いたしております。

○戸叶委員 そうしますと、もう一度念のために申し上げておきたいことは、第一回目は一週間以内に一般会計の中の貿易特別会計債務処理費から払って、そして二回目は補正予算を組んで補正予算から払った。三回目はさつきおっしゃった通りだ、こういうふうにして承知していいわけですね。すると今この場で申し上げた、二回目も一般会計貿易特別会計債務処理費で払ったのではないということですね。補正予算でお払いになったということですか。

○上林政府委員 先ほど申しました一般会計の貿易特別会計債務処理費といふのは予算の項でございますので、同じ項で補正予算をもつて支払った、こういうことでございまして。

○戸叶委員 それではちよつと伺いますけれども、昭和二十六年の秋に補正予算として組んだのは、何の目的でお組みになったのですか。足りなかったからでしょうか。名目があったはずですか。

○上林政府委員 ちよつと、調査をいたしておりましたので、調べまして後刻お答え申し上げます。

○戸叶委員 時間の関係上私が申し上げたは、私は調べてきましたけれども、なるほど二十六年の秋には補正予算として百億円組んでおります。ところがその百億円の目的は何であつたかといふと、平和回復善後処理費の名前で出しております。しかもその補正予算は全然お使いにならないで、次の予算の方に繰り入れております。全然出しておりません。百億円そのまま次の会計に回しております。——それで

は調べていらつしやる間に私はもう一つの質問に入りたいと思ひますが、第一回目にお払いになった一億五千万円というものは、これは一般会計の中の貿易特別会計債務処理費の中からお払いになったとおっしゃるのですが、二十六年のこの予算書を見ますと、一般会計の中に貿易特別会計債務処理費という項目がないのでしたら、一体この一億五千万円はどこからお払いになったのでしょうか。

○上林政府委員 ただいま調査をいたしましたから正確なところはお答えいたしますが、手元にございます資料でとりあえず申し上げますと、この二十六年度におきます三億円は、一般会計通産省所管、産業経済費、その当時は部款項目がございまして、それが部でございまして、商工工業費が款、貿易特別会計債務処理費が項、賠償償還及び払戻金が目、この項目より払っております。

○戸叶委員 それは幾ら出ていますか。

○上林政府委員 三億円でございます。

○戸叶委員 それはおかしくないですか。というのは、最初にこの書簡が交換されて一週間以内に一億五千万円、一般会計の中の貿易特別会計債務処理費から払ったというのですから、そういう項目があるべきはずで、第二回目は補正予算から払ったとおっしゃるか、私は補正予算を見てみたら、補正予算は百億円組んであるけれども、それは翌年に全部回してしまつて、使っていないのです。それを今三億円足しちゃつて、通産省と何とかから出したというの、少しこじつけじゃないか

と思ひますが、もう少しわかるように説明していただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 米國物資の分割払いの年度、款項目、その他に対しては、今事務当局で調べて、正確のものを御答弁申し上げます。(今法規課長が言ったのは何だ)と呼ぶ者あり法規課長は、後ほどつまびらかにしたものを、正確なものを出したいと思います。しかし今手元にあるものを基礎にして申し上げればということでありまして、私はその問題に対しては、今私といたしまして、事務当局として調査をいたして提出いたしますということをお知らせを明かに言つておるわけでございます。

○戸叶委員 大蔵大臣の誠意とあとの方に御答弁になったことはよくわかりましたけれども、さつき今手元にあるものを資料としてどうだとおっしゃったのですが、それは納得できない。もしそれがそのものであれば、今手元にあるものを基礎にしてどうだという理屈にはならないと思ひます。それは一応取り消していただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 今せっかく調べておるのでございますし、しばらくすれば正確な数字が出るのでありますから、今の御発言等ではしばらく御猶予を賜りますようにお願い申し上げます。

○戸叶委員 今お調べのようでございますので、私は実は休憩していただきたいのですが、時間の関係もあるようでありますから、その先を二、三問伺ひまして、あと横山議員にお譲りします。私の質問に対する答弁は、どうぞはっきりと明快な答弁をしていただきたいと思ひます。

そこで、次にお伺ひいたしますの

は、第三回目の支払いは、二十九年三月三十一日に一般会計の中の平和回復善後処理費から払つていらつしやるわけでございます。そうすると、平和回復善後処理費といふのは、当時の説明を見ますと、この経費は、対日援助費の返済、外貨債の償還、その他対外債務の支払い、連合国に対する補償等に充てることを予定して計上したものである、こういうふうな書き方であるわけでございます。従つて、貿易等に対して払うというふうなことは書いていないわけですね。従つて、もしも今までのように、このBCOFが貿易であるとお考えの上に立つならば、この平和回復善後処理費の中からお出しになるということは、まことに私は不可解で、論理が一貫しないといふことを言わざるを得ません。平和回復善後処理費が、あとに賠償等特別債務処理特別会計になったときにも同じことが言えると思ひますが、この点はいかがでございますか。平和回復善後処理費の目的と反するものである、ここから貿易の資金を払うといふのはおかしいじゃないかといふことです。

○上林政府委員 平和回復善後処理費と申しますのは、正確に記憶いたしておりましたが、要するに平和の回復に伴ひ、善後処理を要する費用のために支出するものであるというふうな、予算におきまして項に目的を定め、御議決を経たものであると思つております。従ひまして、この英連邦軍の払い下げ物資につきましては、占領軍がおりましたことに関連いたしまして負担いたしました債務でございますので、平和の回復に伴ひ善後処理に要する経費として、当時平和回復善後処理

費で支払うということにいたしましたのでございませう。その決算につきましても、国会におきまして御承認をいただいております。この平和回復後処理費は、御存じのように賠償特許金に充てられ、そのときに、賠償特許金の附則によりまして、平和回復後処理費、それから昭和三十年からは、平和回復後処理費が賠償等特種債務処理費に変わっておりますが、いずれも一般会計の支出残額を賠償特許金に引き越して、その賠償特許金におきまして、同じような債務の支払いを一般会計と区分して経理していただくという制度をつくったわけでございます。それで従って支払いをなしていった、こういうわけでございます。

○戸叶委員 当時の予算の説明を見ましても、平和回復後処理費は、なるほど平和のための善後処理に使うというところはわかっておりますけれども、その項目といたしまして、対日援助費の返済、外貨償還、その他対外債務の支払い、連合国に対する賠償等に充てるということが書いてあって、そういうふうにはっきり項目別に書いてあるのですけれども、この貿易のために充てるのだというところは一言もないわけでありませう。しかも目的が全然違うのじゃないか。貿易をここで扱うということになりませうと、結局この中で何でも扱えばいいということになるのじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでございますか。目的が非常に違うというふうに考えるわけですか。

○上林政府委員 平和回復後処理費の予算書におきましては、平和回復

後に伴い条約の履行、その他善後処理に關し諸般の施策を講ずる必要が生ずるので、その処理のために必要な経費であるというところを説明いたしております。なお、これが具体的にどういふ項目に当てはまるかというようなことは、予算の説明などで当時の人たちがいろいろ考えたと思っておりますけれども、この平和回復後処理費の目的は、今申し上げましたような目的でございます。従いまして、この目的に沿うものとしていたしまして、英連邦軍占領物資も、占領軍の駐留に伴いまして負担することになりました債務でもございまして、平和回復後処理費で支払う、こういうことにいたしましたものでございませう。なおその後の経過は、先ほど申し上げました通りでございます。

○戸叶委員 これは平行線になると思ふのです。平和回復後処理費から出したというところを、何とか理屈をつけようと思えば幾らでも理屈をつけられると思ふのです。けれども、私も私から考えてみれば、一回、二回目までは政府のおつしやる通り、BOF物資は貿易とみなして、そして貿易特別会計の残務処理というものがあつたらば、そこから払つていったということには了解したとしても、今度三回目からは払つていったことは、全く別な性格のものをはたしている。ですから池田さんとマーカットさんとの書簡を納得させるために、何とか理論づけられるために、今日の答弁をつくつておられるとしか私には思ふ。あつちの方から出してきてみたり、違つ性質の方から出してきてみたり、これでは筋が通らないのであつ

て、金曜日がわが党の武藤委員が、これは貿易ではないというところをはつきり言つたときの答弁、議論と少しも前進しておられないので、私は納得ができません。こういうふうにはガリオア・エロアの問題は多くの問題を含んでおりまして、研究していけばいくほど多くの問題がある。しかも、それを質疑を打ち切つて無理やり通して、今度は産投会計から返さうというのですから、これは非常にむづかしいところから、うの、ぜひこういうふうな行き方は、後世のためにもしていただきたくない。その意味から、今度の産投会計から支払うということは撤回をしていただきたい。こういうことを要望いたします。私の質問を一応打ち切りたいと思ひます。

○上林政府委員 先ほどの御質問でございますが、調査の結果をとりあへず御報告申し上げますと、当初予算におきまして、先ほど申しました貿易特別会計残務処理費、項でございますが、それが二十七億七千万円あつたわけでございますが、補正をして三億一千七百万円増をいたしております。それが昭和二十六年十二月三十日に成立をいたしております。結局、結果的に見ますと、補正予算で支払つたということに相なるかと考えております。

○戸叶委員 ちよつと、今の補正は幾らお組みになったのですか。三億ですか。その三億の目的はどうなつておるのですか。

○戸叶委員 そうしますと、その補正予算というものは、二十六年の十一月で三十日に、この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。

○上林政府委員 昭和三十七年十一月三十日に、この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。

○上林政府委員 昭和三十七年十一月三十日に、この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。この補正予算は成立いたしました。

○戸叶委員 そうしますと、予算書の方にはそういうことは現れていないけれども、決算書の中には一億五千万円の数字がはつきりして見えておるというふうには了解してよろしうございませうか、御答弁をお願いいたします。

○上林政府委員 もちろん、御存じのようには決算書もこの款項目節に従つてやるわけでございますから、決算書に一つ支払ひました明細が書いてあるかどうかはわかりませんが、もちろん決算等を調査、検査をいたしますときには、何々に支払つたかということを見たいだけわけでございます。そのうち、そういう面も含めまして、もちろん決算等におきましても審査をされたものと考へておるわけでございます。

○戸叶委員 何に幾ら払つたかということが当然議論されたはずだから、大体においてはつきりしているだろうという御答弁でございますが、私はどうもその点がはつきりいたしません。私の粗雑な調べ方によりまして、はつきりしておらなかつたわけでありませう。従つて、はつきりと御説明のできような書類を午後に出していただけたら、私はしあわせと思ひますので、このことを要望いたしまして、横山委員に譲りたいと思ひます。

と、このBCOFは、これは国の債務として取り扱って、ずっと決算をしてきた、こう考へてよろしいか。

○田中国務大臣 先ほども申し上げましたように、全額支払ったのでありますから、債務として支払ったわけでありす。

○横山委員 きわめて明確で満足いたします。大蔵大臣はきわめて明確で、先ほどの私どもの質問に對しましてもきわめて常識的でよくわかるわけでありす。一番最初に明確になりましたのは、まあ常識的ではあるけれども、米軍の払い下げも、英連邦軍の払い下げも、常識的に日本人の感覚から見れば同じである。そして、結論として両方とも同じ債務である。その意味においてはエロア資金、ガリオア資金も同じような性格のものとして常識的に考へる、こういうようなのが一貫した大蔵大臣のお考えのように判断されるわけでありすが、それでよろしうございすね。

○田中国務大臣 何か意図を持たないで御質問をいただいて、私の答弁もすなおにおとりになつていただければ、あなたの言ひ通り、今考へればいろいろな条件があつたにしろ、同じ払い下げ物資というような性格のものともみなされるじゃないかといふことは、私もそれは認めておるわけでありす。しかし、返済をする場合とか——支払いをする場合とか——債務の場合は返済でありますし、貿易の代金の場合には代金支払いというふうに、いわゆる経理上どういふふうな処理されたかといふ經理處理の観点から見ると、英豪軍のものについては司令部との申し合わせもあり、またその後經濟開發局長

と大蔵大臣との協定もあり、それによつて処理をされておるので、經理上からいへば明らかに今度払われるであろう対米債務と英豪軍のもの、それからアメリカのSP分は別に処理をされておるといふふうにおとりになつていただければおわかりになると思ひます。

○横山委員 私は意図があるのではなくて、常識的に聞いているのですが、国の債務というものの性格といふものは、別に開き直つて言うわけではありませんが、憲法八十五条によつて国が債務を負担する場合には国会の議決に基づくことを必要とする。その意味でエロア資金、ガリオア資金が今議決を求められておる、こう考へるわけです。

さて、BCOF物資及び米軍の払い下げのものもBCOF物資に準ずるわけでありすが、これが占領下において、特殊事情において商業的な感覚でやられたのは、まだ百歩も二百歩も下がつてやむを得ないにいたしまして、講和条約が発効された後における国の債務としてのあり方については別の観点が生ずるのが当然だと思ひます。その点はいかがでしう。それにもかかわりませず、BCOF物資の支払いについては、引き続き講和条約発効前とあとに何らの關係なく、ただここへ移しました、このあれに移しましたといふのはいかがなものかと思ひるのであります。

○田中国務大臣 対米債務のようなのは、憲法の規定によつて国会の議決を仰ぐべきことは当然でありすが、現在その手続をとつております。しかし同じような性格だと認められる

英豪軍の払い下げの問題とSPのものに對しては、占領軍の治下にあつたときは別として、その後獨立を回復した後、なお国会の議決を経ないで出しておるじゃないかといふ御質問でありすが、その問題については、何も政府が一方的にやつたわけではなく、先ほども申し述べておりますように、英豪軍の問題とSPの問題に關しては、貿易物資として取り扱うといふことを占領軍からも意思の発表があり、またさういふことに対して政府当局との間にも協定があり、それによつて平和回復の日までは処理をされてきたわけでありす。しかしその時点までにおいて全額完済しておりませんので、その債務をその後獨立が回復した後払つておるわけでありすが、これはずっと前からの引き継ぎでありすし、引き継ぎだから国会の議決を必要としなかつたといふのではなくて、予算を当然国会に提出をして、予算決算としてはその通りの支払いでよろしいといふ院の議決を得て支払つておるのでありますから、違法でもなく妥当性がなくもない。道法であり妥当性を有するものと考へます。

○横山委員 きわめて苦しい答弁だと、ありありと御苦心のほどがわかるのであります。前からの引き継ぎだから、これは憲法が発効してもいいのだという理屈は、全然憲法違反の考へ方でありす。それは、明らかに占領下という特殊事情から憲法が発効して國が獨立國としての体裁を備へるならば、新たに國民の債務になる、國の債務になるものについては、当然これはやるべきである。もしもその理論が適

用せられるとするならば、このエロア資金、ガリオア資金だつて同じことが言へるじゃないか。同じことですよ。従つて、今やるやつて参りました貿易資金特別会計から、平和回復後處理から、賠償特殊物資の處理から、この一連の形態で自身もおかしいと思ひけれども、それ以前に憲法八十五条が全然無視されておるといふ点について

○田中国務大臣 その当時におきましてはあなたのような考へも実はあり、また議論もされたと思ひますが、最終的には継続のものでありますから、さういふ支払いでよろしい。とにかくこの支出には院の議決を経ておるのであります。今度の対米債務に關してだけは兩國の協定でありすが、協定を国会の承認を得て、産投會計法の改正もまた御審議をお願いしておるのであります。憲法のいう通り、また命ずる通りの処置をとつておるわけですから、今まで払いましたBCOFやSPの問題に對しては、国会で最終的に議決を行なつて支出を行なつたものであります。現在、支払つたものに対して追認を求めるといふような段階ではありませんが、憲法違反の疑いはございませぬ。

○横山委員 院の議決があつたといふのは、いかなる性格の院の議決があつたのであります。○田中国務大臣 申すまでもなく、この債務に對しては、補正予算を組みますときも、予算書として明らかに、事務當局が申したように、院にその使途を申し述べ、その予算及び当該年度に支払われた決算が二カ年後には院の承諾を得ておりますから、私は院の議

決を得ておると申し上げておるわけでありす。

○横山委員 あなたは憲法を御存じないうです。八十五条の「國費を支出し、又は國が債務を負担するに於ては、国会の議決」を求めざることを必要とするといふことは予算だけ通せばいいといふことではないです。これは明らかです。さればこそ協定といふものは單獨で國會の議決を要し、一方ではそれに裏づけする予算を通す。別々のものであつて、こちらが本體である。あなたの言うのによれば、院の議決は予算を通したからいい。その予算も今の説明によれば、款項目云々云々の一番下の、目にもとまらないスズメの涙のようなくところまで議決がされたといふのはおこがましいじゃないか。これをもつて院の議決だと、憲法八十五条に照らして言へますか。

○田中国務大臣 お答えをいたします。先ほどからお話しをしておりまして、私もあなたの非常に御明快な御発言に對してつり込まれておるようすから、だから今考へてみますとSPやそれから英豪軍から受け取つたものも、見ればどこも大して違わないうじゃないかといふお話しでございます。それから、私も日本人ですから、その通りでございます。こう言つておるのですが、憲法上の問題とか、それから國會と行政府の問題等に対しては法律違反も憲法違反も犯しておりません。なぜかといふと、BCOF及びSPに關しては、その後政府と占領當局及び当該者との間に協定も行ない、しかも貿易としてこれを認め、貿易會計の上で貿易事項として處理をする、こう

いうこれになっております。しかも貿易会計が一般会計に引き継がれておりますので、その後一般会計の予算書も、在来に引き継いでこの通り支出をいたします。しかもそのためにはこれだけの財源を必要としますという予算書を提出して国会の議決を得ておりますので、今しいていえば、その当時大蔵大臣と経済科学局長との間に協定をしたものを外交文書としてでもいいからこれを国会の議決を経なければ、憲法八十五条に違反をするか抵触をするかはつきりせぬぞ、こういうふうに言われておりますが、私は、先ほども言った通り、もうこう二件に関しては貿易上の事件として貿易の中で処置をするという態度を国会でも認められて、予算の議決をしておられるのでありますから、憲法違反の疑いはない、こういうふうに申し上げておるわけでありました。

○横山委員 納得しません、これは。これは私はもう百歩も二百歩も下がったものを言っておるのですが、大手を振って言うならば、この貿易だ、あるいは商業物資だということは認めないのですよ。当然これはエロア資金、ガリオア資金と同性格のものである。何となれば、日本がイギリスと直接やったわけではない。まん中にアメリカがおる。そのアメリカが自分の払い下げをやっておる。全部日本とアメリカとの直接交渉なんです。イギリスからアメリカへ出して、アメリカが日本とやっている、こういうことなんで、性格にはあつとも変わりがありません。日本国民はそれに対して代金を払っておることも変わりがない。ただ、それが随時払われたということである。しかもその

中の八十五万ドルから二十万ドルについては、エロア資金、ガリオア資金の方で今度は受けとめてやっておるわけですね。そうでしょう。八十五万ドルの中で二十万ドルだけはエロア資金、ガリオア資金で議論をしているのですけれども、実際この中身というものは同じものじゃないですか、こうあなたが日本人の感覚で考えるのは当然のことであつて、きわめて常識豊かな大臣だと思つておる。その大臣が、憲法の解釈についても私と同調しながら、いざ最後になりますと、債務を負担するということについては何ら手続について異論はないというのはおかしい。私は今日の問題について、別にこれがどうだからひっくり返すというわけではない。憲法解釈というものは明らかにしておかなければいかぬ。少なくとも占領下における特殊事情という点については私も認めるにやぶさかではないけれども、しかしながら講和条約が発効して、国が債務を持つときには必ず国会の議決を要するとなつておる。しかも予算は単年度予算である。単年度予算であるならば、これが徹々たる額であつても、しかも国と国との債務に關係する、となれば、当然これは憲法解釈として国会の議決を求めるべきではないか、こう考えるのは、どこが私が悪いのでありましょうか。あなたも率直に、私は今これがどうだから憲法違反だからどうするべきだというふうなことを言つたところで、もう金の決済は一応は済んでいるのでありますからどうしようもないけれども、憲法解釈としては明らかにすべきだと私は言つておる。

○田中国務大臣 憲法の各条は厳密にこれを解釈すべきは言うを待ちませぬ。しかも国と国との債務に關しては多少の議論があつても、憲法を厳密に解釈する以上国会の議決を得ておくにしくはないと思つておる。私は、そういう意味からあなたの御発言に対してはしごく同意であります。がしかし、あくまでも現実の問題でありまして、SPとBCOFとの問題二件に關しましては、これは当時の事情もありましたし、また、貿易物資としての取り扱いを政府は認めて、しかもその後の支払いに關しては留特会計が一般会計に移りました關係上、予算書にもそういう意味で、先ほど戸叶さんが言われた通り国会の予算書には出しているのがありますから、私はその事実を申し上げておるのであります。その当時貿易のものとして処理をしないで、協定案件として出すべきであつた、もしくは現在のガリオア・エロアと同じ状態において解決すればよかつたじゃないか、国会に対して承認を得ればよかつたじゃないかという議論はあると思ひますが、政府がやつた行為が違法であり、憲法違反であるなどということは全然考へておりませんし、しかもそれに対しては国会に予算書を出して議決を得ておるのでありますから、私は、今までの二件に關して行なつた処理は適法である、こういうふうに考へております。

○横山委員 大臣、一体何をあなたは言つておられるのか、全然私にはわからぬ。大原則は私の言う通りであるとおつしやる。しかしながら、のあとがどういふことを言つておられるのか全然わからない。院の議決を得ておられるという、その院の議決論について、先ほどの私の追及で、その議決論は成り立たないことがもうすでにわかつた。そうするとあとは今までの引き継ぎであるからかんべんしてくれよ、こういうことにしかすぎないわけである。そうでしょう。そうでなければ――私はさらに進みますけれども、賠償処理特別会計、この一般会計の中の賠償の特殊処理という、賠償という言葉の中に入るのははずがない。賠償ですよ。これはいかに龍弁を弄しまして、一般会計として国の債務を扱う、賠償として取り扱つておるのですよ。賠償となるものは全部国の議決を得、国会の議決を得て順当に整理してあるじゃありませんか。そのころからもうすでに賠償についてはいろいろと議論をして、この国会で割れ返るような議論をして、一つ一つけりをつけていったじゃありませんか。このBCOFやそれから米軍の払い下げのものについては、この国会の目をかすめて、もうそれは済んだやつだからいいじゃないかというわけで、国民と憲法に隠れて実行したと言つて過言ではないであらう。まさにその通りじゃありませんか。なぜそれをやらなかつたかということについては、何ら明確なあなたの答弁はないじゃありませんか。

○田中国務大臣 私は、あなたの思想と法律解釈に対し、非常に共鳴しているものに対してはすなおに申し上げておるのですが、あなたも私の立場を十分御了解になつておると思つておる。違つたので私が困るようなことはかり仰せられておるのではありませんが、それはすなおな考え方から言ひまして、初め申し上げたのは一般論であります。一般論として憲法の条章をより厳密に解釈しなければならぬことは、これはけだし当然でありますというのを申し上げて、ここで切つてあります。それではさういふふうに考へておる政府が、問題が存する、とにかく議論が起り得る可能性のあるこの二件に對してはなぜ貿易をやつたか、こういうことではあります。これはあなたも今お認めになつた通り、当時の特殊事情もあるのだからということ、また特殊事情の中においては、政府と当事者との間で協定もつくり、しかも払い下げ物資として一方的に要求されたものではない。ケース別に一枚ずつ伝票に對して物件も当たり、また値引きをさせるものは値引きをさせる、あらゆる角度から、貿易物資の精算を行なうと同じ配慮をして、しかる後に貿易特別会計で取り扱い、これを払つたという事実はお認めになつておるわけでありました。なおその後なぜ一般会計で払つたかという問題になると、貿易特別会計が廃止になつて、その権利義務が一切一般会計に引き継がれておるといふ新しい事態に對処して、払わざるを得なかつたということでありましょう。それじゃ一般会計でもつて全部払えばいいじゃないかというときには、賠償等特別会計、いわゆる賠償を含めた戦後処理、平和処理に必要なものは、一つ一括してこの会計でやろうという考へ方を政府がきめ、国会の御審議を願つてあつたのでありますから、最終的な支払いはこの留特特別会計から支払われて、この件に關する支払いは完了した、こういうことを申し上げておるのであります。この事実をつまびら

かに御認察願へば、これは憲法違反だとか、どうもこれから非常に憲法を守ろうとする姿勢に相反するんじゃないかと、そういう議論には結びつかないかと考へておるわけでありませう。

○横山委員 それは迷ひ答弁というのです。私にその文句を言われてもひどいじゃないかという点については人情的にわかるけれども、あなたは今大蔵大臣で、この問題の責任のある人でありませうから——それは昔の人を呼び出して聞いてくれというなら、ほんとうに出て下さるなら、それでもいいのですよ。いいけれどもそれはいきません。やむを得ぬですから、あなたに突き詰めざるを得ない。私はBCOF物資や米軍のBCOF物資と同様の五十億についても同じことでありませうけれども、これが商業物資だ、貿易物資だとしてどうも言い張るというなら、なぜ賠償の特別会計で処理をするかというところへいかざるを得ない。しかしながら、これがエロア・ガリオアと同じ性格だというならば、私は、これは賠償の方で認めてもいい。けれども、それを認めるというならば、何でエロア・ガリオアを産投で出さずか、こういうことになってくる。どちらにしろ、政府のやつたことについて矛盾は着るはなはだしい。私どもは、このエロア・ガリオアについては出す必要はないといっているけれども、手続論としては産投で出すべき必要は絶対ない、これは撤回をすべきだ、こういうことを本委員会に提出をしたいと考えておるわけでありませうが、それにしても、あなたの方のBCOF物資や米軍の五十億になんたする金を、憲法八十五条に当然抵触すべき段階で

ありながら、これを何ら国の債務として認めない、国民に対して理解も求めないで、そうして今までの引き継いだとして、たぐさんの価格を、税金の中からこれを支払われた。税金という、あなたの方、また異論があるかも知れませうけれども、国民の代金から支払われた。こういふ点については、あなたは率直に、適当でなかったら適当でなかったとはつきり言っておくべきです。占領下のことであり、戦後十分でなかったかもしれぬけれども、これは憲法八十五条の精神でいうならば適当でなかった、これは後世のために残しておくべきだ。この発言こそ、将来かかることを——たとえは先ほど私が外務大臣にお願いをしたように、確認をしたように、沖繩の問題も含めて、今日、このエロア・ガリオアのような戦を二度と再びしてはならないという意味において、この取り扱いについては憲法八十五条に沿うべきであつたという発言くらいはあつてしかるべきだ、こう考へるが、いかがですか。

○田中国務大臣 お答えいたします。これは少し原則論になつて恐縮であります。別な角度から申し上げますと、賠償特別会計というものをこの国でつくるにしても、これは賠償という、大体一般会計を財源として払わなければならない、敗戦国が負わなければならない、経理区分を明らかにするために賠償の特別会計をつくつておると思うのであります。そういう意味で、日本も、現存する賠償特別会計は、一般会計のみから財源を仰ぐようになっております。しかし、このBCOFもSP

も、品物は、今国会に出されておるガリオア・エロアと同じような性格に見えるじゃないか、確かに私もそう見えますと言つたのですが、これは見えないにしても、いすれにしても、どこにいってしまつたかというよりも、どこにもないし、また戦敗国が賠償条約によつて無形のものに対して賠償を払ふというよりも、車とか被服とか医薬とか、いろいろなものを日本側が受け取つたのであります。受け取つて、これは今政府が積んでおるのじゃないか、安い値段でやつたか、適正価格でやつたか、マル公価格でやつたかはわかりませんが、国民にこれを渡しておるわけでありませう。渡せば当然一部でも代金は入る、全部入るか、とにかく代金の回収はあるわけでありませう。代金の回収は、この問題を貿易として受け取りましたから、日本と英米軍との間は貿易の取りきめをして代金決済をするような形式をとつておられますし、受けたものは貿易特別会計から日本の国民にこれを渡して、代金は同特別会計で受けておるのであります。これは余剰農産物に關しましては余剰農産物処理特別会計というものがあつて、そこでもつて余剰農産物の代金は全部受け取つて、これをアメリカにその窓口から払つておる。今度のものも、車にしろ何にしろ、全部受け取つたものは貿易特別会計で受け取つて、国民からの代金もその会計で受け取つたのですから、ここから貿易資金として払い、こういうことをしておるわけですが、でありますから、これを一般的な貿易として処理したことは憲法違反でも何でもないし、また今のガリオア・エロア

という問題に対しても、ガリオア・エロアは国会の議決を憲法八十五条によつて求めておつたのであり、産投会計法の改正案も出しておるのであるから、英米とSPの問題だけを貿易として認定したことは妥当性が無いし憲法違反だ、こう言われるのですが、当時の状況や、私が振り返つて、この処理が貿易として相互間の話し合いによつてきまつたことは適法だと考へておりますから、当時国会に貿易物資以外の払い下げ物資の代金返還に關する協定といふような外交案件として出さなかつたことは違法ではない、こういうふうに考へております。

○横山委員 しかし大臣、これは明らかに国の債務ですよ。私は、占領下において特殊事情もあつたことは認めると言つてはいます。こういうこともやむを得なかつたであらうと思ふ。しかもエロア・ガリオアとの違いというものは何もないじゃないか。結局代金支払いの方法が違つておるだけだ。あとに払うか、そのときに払うかの違いがあるだけだ。あとに払つたからエロア・ガリオアで国の議決を得なければならぬ、前に払つたから国の議決を得なくてもよろしい、こういう理屈はどこにあるのですか。そんな理屈を探してもあるはずがない。そいつを強弁して、エロア・ガリオアは商業物資ではない、こっちの方は貿易の商業物資だといふ理屈はどこにつきませうか。こんなものはつくはざるがよい。私は、講和条約が発効されたあとにおいては、国の債務としては明確にすべきだ、こう言つては、あなたもその憲法の理論についてはずなすところ多いと思ふ。従つて私が言ひますことは、適当な方法で

はなかつたといふことを、あなたも当然お認めになつてしかるべきではないか。そこまで認めながら、それを言うとか何かがあつたかと思つていらつしやるだろが、残念ながら一時半でわしはしまひになる。決して心配は要らない。あなたがそう言つてくれれば、私はこゝで一応満足して下がるけれども、そう言つてくれなければ、時間はまだ延長せざるを得ぬ。これが質問の最後になる。あとの質問はないのですから、適当な方法でなかつた、こゝろおつしやつていただきたい。

○田中国務大臣 お答え申し上げます。ガリオア・エロアの債務につきましては、両国間の協定をつくつて、憲法の条章に基づいて国会の議決を経たわけでございます。なおその支払いの実際問題として産投会計法の改正をお願いをいたしておるわけでありませう。同じような趣旨だと見なされる物資でありながら、貿易特別会計で貿易物件として処理したことはいかがかという問題に對しては、るる申し述べまして、憲法違反でもなく、私たち政府の申し上げておるわけでありませう。これに對して少し法理論になつて恐縮でありますし、またこういうことを言うことによって議論が分かれたら私取り消してもなんでもけつこうなんです、これは三権の一つの制約の問題もあると思ふのです。いすれにしても政府が行なうものに対しては、外交案件に對しては、外交の案件として憲法上国会の議決、承認を経て批准手続を行なわなければならないという規定がございます。予算に對しては、年度予算は国

会の議決を経て総額が決定されない以上、勝手に財源等を得てもいけないし、支出もできないという建前になっております。しかしおのずから三権の憲法上の建前からきめられた予算の範囲内において行ない得るもの、また政府が行政権の範疇で解決でき得るものがあることは私が言わなくてもお話の通りであります。そういう意味で、先ほど申し上げた英豪軍の問題及びSPの問題に関しては、政府が貿易の取りきめとして貿易特別会計の中でやるものとして、当時の占領軍もそうすることとを認め、それに対しては軍人というものから払い下げたという事実、形式から見ても、どんなに書類上のものがあっても、向こうから余剰物資を払い下げたのだらうという論は存するところでありませんが、少なくとも占領軍も英豪軍と日本の貿易特別会計の間では自由に貿易ができるという明らかな論拠を示しておりますし、その論拠に沿って日本の政府と英豪軍との間に取引をきめて処理したのでありますから、私は貿易特別会計で払うべきものが、貿易特別会計が廃止になって一般会計に移った場合、この一般会計の財源をきめてもらうときには国会の議決を経ておりますから、あなたが言われるのは、その国会が予算としての議決以外に現在のガリオア・エロアと同じように英豪駐留軍及び日本との間に受け取りを出した物資の代金の支払いに関する協定を当然出すべきだったろう、もしくは出さなければ今度のガリオア・エロアと一緒に処理すべきであった、こういう御議論であらうと思っておりますが、私たちが考えておりますのは、SPと英豪軍からの品物は貿易物

件なりと認定をして、そして貿易取引の中でもって決済をし、最終的にはこれを引き継いだ一般会計、それよりも新しく生まれた賠償等特別会計で支払ったのでありますから、遺憾ながら適法である、——遺憾ながらというの、あなたの言う通り——これはちよつと間違ふと悪いですから……あなたの言うようにならぬことを、はなはだ遺憾ながら、私の方の言う通り適法である、こういうようにお答えいたします。

○横山委員 遺憾ながら満足できませぬ。これはあなた今汗をおふきになつていらつしやるけれども、ほんとうに御苦労の存する答弁だと思ふ。私は同じことを何べんもやつても何です。思ふのでありますけれども、先ほどから、きつ及ぶ戸委員のいろいろな御質問と答弁を通じてみて、どうしてこの取り扱いについてはおかしい。この取り扱いからさらにエロア・ガリオアに発生する政府の取り扱いについては矛盾撞着もはなはだしい。私は今の点だけにしほつて憲法違反の疑いを提起しておるわけでありまして、あなたもここまですると、商業物資だから、貿易物資だから、国の債務にならないのだ、国の債務にならないから憲法八十五条は援用はできないのだ、こういう理屈は林さんでもおつしやらないと思ひます。ほんとうにこういう言い方というものは、何と云いますか、あなた自身としても、これで私どもを説得する力はないと思つておりながら、答弁しておかぬと、あとで差しつかえるから、おつしやつておるにすぎないと思ふ。私はこの意味に

おきまして、憲法八十五条に抵触するこのような取り扱いについては、政府の措置は間違つておつた、しかのみならず、このものを賠償という名前に關する会計で処理をしたことは、明らかに国の債務として確認をしておつたことだ、国の債務として賠償で確認をしてやつておるといふ先例を開いておるならば、当然エロア・ガリオアもまた産投でやるべき筋合いのものではない、こゝまですますと、もう一番最初に戻るわけでありまして、こゝで私の質問を終わるわけでありまして、くれぐれもかかる事態といふものが今までは憲法に違反し、矛盾、撞着をしておそれのあるところでありまして、敵に政府を戒めて、私の質問を終わらしたいたします。

○白井委員 午前九時半の会議はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

○白井委員 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

○白井委員 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

午後二時十七分開議
○白井委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

○白井委員 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

○白井委員 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時十分まで休憩いたします。

○有馬(輝)委員 最初に農林大臣のお時間があるようでございますから、農林大臣からお尋ねをいたしたいと存じます。

○有馬(輝)委員 政府債と開銀債に分けて。

○有馬(輝)委員 今伺ひたいしましたように、積み立て以前のものが、食糧関係が六億三千四百萬ドル、それから以後のものが三億八千萬ドルで、

○有馬(輝)委員 政府債は長期債と中期債、合計で申し上げますと、政府債が三千萬ドルでございます。それから

○有馬(輝)委員 政府債と開銀債に分けて。

○有馬(輝)委員 今伺ひたいしましたように、積み立て以前のものが、食糧関係が六億三千四百萬ドル、それから以後のものが三億八千萬ドルで、

○有馬(輝)委員 政府債は長期債と中期債、合計で申し上げますと、政府債が三千萬ドルでございます。それから

○有馬(輝)委員 政府債と開銀債に分けて。

○有馬(輝)委員 今伺ひたいしましたように、積み立て以前のものが、食糧関係が六億三千四百萬ドル、それから以後のものが三億八千萬ドルで、

約十億一千五百万ドルで、ガリオア・エロアの中に占める比率というものは非常に高いわけであります。

そこで私は農産物の性格について、この際お伺いしたいと思ひますが、その前に、三十五年五月の第一次並びに十月の第二次の、いわゆる余剰農産物協定、これはアメリカの国家資本を受け入れるという、そういった本質的な問題においては、ガリオア・エロアとちつとも変わらないと思ひます。

○有馬(輝)委員 今の財政投融資の源泉をここに求めるというのも、大臣の御答弁の通りその一部であります。それとさらに、日本国内の農産物の価格に及ぼす影響、逆にいいますと、日本の国内産の農産物の価格を抑えようとする意図が十二分にあったのじやないか。意図があつたというよりも、結果的にはそうなつてきたのじやないかという工合に考へておるわけですか。この点についてはあとでまた触れさせていただきますが、さらにこの余剰農産物協定に伴うところの援助の受け入れというものがガリオア・エロアとどういふ点で違つておつたか。ガリオア・エロアで受け入れた食糧、これとこの余剰農産物協定によつて受け入れられたものとの違い、性格的な違いについて大臣の方からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大澤政府委員 先ほど大蔵省の方からお話ございましたように、円貨で買付をするということで、そのうち第一次協定の際は、ドルで返済いたしましたものが七〇%、円で積み立てるものが三〇%、また第二次では、ドルの返済が七五%、円で積み立てが二五%というよりなことでございます。国内の開発に使われるということがねらひだつたように記憶しております。直接私の所管でございせんので、その程度で。

○有馬(輝)委員 この目的ですね。どういふところにねらいを持って、日本側としてはこれを受け入れたかといふことについて、あとの質問との関連

うことについて、あとの質問との関連面がありますから、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○重政国務大臣 その当時の事情は、私的的確につまびらかにしておりませんが、おそらく余剰農産物を当方において受け入れて、そしてそれを売り払つて、その金でいろいろ内地の開発事業をやるといふようなことで、余剰農産物を受け入れたのではないかと、こ

ういふふうに考へております。

○有馬(輝)委員 次の、第三次以降の協定が日本側の意思によりまして結ばれないで終わつておりますが、その理由はどこにあったのか、これについてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○重政国務大臣 その間の事情を私つまびらかにいたしておりませんが、おそらく内地の食糧事情、それからさらにその条件等も関係しておつたのじやないかと思ひますが、よくその間の事情は承知いたしておりません。

は内地の農産物の価格を抑圧するためこれを入れたとは考へておりません。そうでは事実なかつたろうと思ひます。その中で日本側で小麦等を入れるのに、当然これにかゝるような作用もあつたのではないかと同時に先ほど申しました通りに、これによつて内地の産業の開発をやる、これがねらいであつたのではないかと、こ

ういふふうに考へております。

○有馬(輝)委員 次に、第三次以降の協定が日本側の意思によりまして結ばれないで終わつておりますが、その理由はどこにあったのか、これについてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○重政国務大臣 その間の事情を私つまびらかにいたしておりませんが、おそらく内地の食糧事情、それからさらにその条件等も関係しておつたのじやないかと思ひますが、よくその間の事情は承知いたしておりません。

○有馬(輝)委員 確かに条件の問題もありましたけれども、問題は財政投融資の原資としての魅力を失つたといふところに一番大きな原因があつたと思ひます。やはりそういう点について私どもは見のがすわけには参りません。

その点について違つた点があれば御指摘をいたさうし、同感であれば同感といふことでけつこうであります。少

し冗長になるかもしれませんが、やりとりをしておるよりこの方が早いと思ひますので、申し上げます。当時の状況、これは国会図書館の立法調査局で調べておりますので大体間違ひのないものだらうと思ひますが、一九四〇年、販路のみつからなかつたアメリカの小麦ストックが大体二百三十万トンを超えて、それが四八年には

八百三十万トンにふえております。これは小麦だけに限りませんが、あとの飼料穀物その他についても同様であります。トウモロコシのストックが、四九年七月一日で前年と比べて二・八倍にも増加する。大麦や燕麥のストックも、同一期間内に二倍に増加する。綿花のストックも増加する。四八年には綿花のストックが六十九万九千トンで、四九年の同じ七月には、それが百十九万八千トンにもなつております。

この異常なストックに対してアメリカ政府が非常に手を焼いておつたことは大臣も御承知の通りであります。そのためにとられましたのが、まず第一に作付制限をさせる。そしてまた一方では食糧に薬をまぜて――まさかコレラ菌を入れたわけぢやないでしょうけれども、食糧として役に立たないような措置を講じておるのであります。そして、こ

ういふ具体的な措置に伴ひまして、戦前からアメリカでは農業均衡論といひますが、そういうものに基礎を置いたマクナリー・ホーゲン法案とか、あるいはその

後のこれに基づいた農産品市場販売法とか、あるいは一九三三年には農業調整法という工合に、逐一農業法を改正して、価格の安定と需給のバランスをどうとらせるかという点に非常に意を注いで、しかも膨大な財政的な支出をやつてきております。そういう状況の中で、このガリオア・エロアの援助が行なわれておる。また余剰農産物協定が結ばれておるといふ事実を私たちは見のがすわけにはいかぬと思ひます。

確かに戦後日本の食糧事情は非常に困難をきわめて、私どもも、当時農林省の食糧を預かる分野で下働きをいたしておりましたけれども、その事情たるや非常に惨たんたるものであります。そういう国内事情であつたかも知れませんが、こ

ういふ国内事情であつたかも知れませんが、それを回復させるに大きく役立つたことを私たちはいひなむわけではありませんが、問題は、アメリカではこの処理に手を焼いて、今申し上げましたように薬をまぜたり、作付制限をさせたり、あらゆる手を尽くしておる事実は見のがすわけにはいかぬのであります。そういう意味から、私どもはこれについて、むしろ日本の市場が見つかつたといふことは、これは船貨を払つてもいい方法だといふことで、無償でも喜んでやりたいという空気があつたんじゃないかと私は思ふ。このように考へておるのであります。この点について大臣の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○重政国務大臣 アメリカの当時の事情は、今お述べになりました通りであつたろうと思ひます。しかし、ただいまもお話しになりました通り、向こうでは非常に農産物が余つて

おり、いろいろの法律も制定せられ、政府は相当強力な措置もとっておったことは事実であり、そこにまた日本の市場がそのときにちょうど見つかつたといふこともアメリカとしては都合がよかつたことであらうと思ふのであります。しかしながら、日本としては、何といたしましても、あの当時の食糧事情は今お述べになりました通りでありまして、食糧が非常に足りない、実に惨憺たる事情であつたわけでありまして、先方の事情がどうありましようとも、これを持つてきてもらつたといふことは非常にありがたいことであります。さらにいふならば、アメリカの事情がそうであつたことが当時の日本の食糧事情に対しては非常に幸いをしたものであると私は考えております。

○有馬(輝)委員 大臣、非常に人のいい御答弁をなさるのでありますが、しかし、これは人間的には人のいいことに越したことはないのではありませんけれども、やはり彼等の状況といふもの、これを十二分に考へて国際間の取りきりものはいたさなければ、自分が困つておるからといふことだけで、そういった尺度だけでもを判断すると大きな間違いを起すのではないかと私は思ふのであります。そういう意味で、私はアメリカのこのガリオア・エロアあるいはその後の余剰農産物協定におけるところの援助衝動といふもの、これに問題があると思ふのです。その一つは、やはり日本という有力な市場を確保する、一つは、今申し上げましたようなアメリカにおけるところの農産物の需給とそのバランスをと

る、そこに目的があつたのであります。私たちが涙を流すことはけつこうだし、ありがたがることはけつこうですけれども、やはりそこら辺に目的があつた事実を見のがすわけにはいかなければ、そういう意味で、これはあつてまたほかの問題と関連して外務大臣にお尋ねをしたいと考えておりますが、こゝろにいたつた状況の中で、大臣並びに外務大臣はやはりこれについても債務としてどうしても考へなければならぬのだという工合にお考へなればならぬか、この点についてお二人からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○重政(國務)大臣 有馬さんの立論と申しますか、今考へておられるその立脚点と申しますか、そういうものは、商取引をやる場合には、それは向こうが非常に困つておる、こつちがそんなものは要らぬといつても、向こうはただみたようにそれは払うだろうといふことも、これは今考へれば考へられぬことではない。しかし当時の事情からいへば、幾ら先方が余つておつても、こつちは飢え死にせぬならぬよなときだから、幾ら高くふつかけても仕方がない、買わざるを得なかつたといふふうにも考へられるわけです。であらうと思ふのです。しかし、いろいろ当時の、今お述べになりましたよな事情からして、普通の値段で日本へそれをもらつて、それを払うといふことは、ガリオア・エロアの先国会で成立しました協定ではなつておらぬと承知をしておるのであります。二十億ドルに近い総額であるが、その四分の一足らず、四分の一くらいのものでよろしいといふことになつておるのでありますから、そこらの辺はやはり妥当なところ

ろにいつておるのではないかとと思われるのですが、いかがなものですかね。

○大平(國務)大臣 今農林大臣がお答えしたように私も考へております。

「名答弁、二重マルだ」と呼ぶ者あり」

○有馬(輝)委員 二重マルではない。ガリオア・エロアの場合には、その積み立ての使途について細目にわたつて干渉を受けたのです。余剰農産物の場合には、御承知のように事前にある程度の了承を受ければ、これはもう日本側の自由な採択によつて使つていただく。こゝろにいたつたことが余剰農産物の場合とガリオア・エロアの場合には大きく違ふ。今商取引といふようなことをおつしやいましたけれども、私どもはそういう点について、ガリオア・エロアがどうしても払わなければならぬものだと今大臣が簡単におつしやつたように受け取れないのです。が、その点についていま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○重政(國務)大臣 事情は、ただいま私が申し上げました通りに、こちらには取引ならむしろ幾ら高くふつかけても買わねばならぬといふ、命に關係するわけですから、あるわけでありまして、それは、だからといつて法外な値段で買つて、その借金を払うといふことにはなつておらないわけでありまして。後の、ただいまのお話もありません。余剰農産物の場合は、これは平常なときの問題であります。でありますから、両者協定をいたしまして、やはり普通の売つた買つたの場合より、向こうの農産物が非常に余つておるのでありますから、向こう側は非常に譲歩した条件で、日本でこれを買い付ける、

そうして日本はそれを何年か回して日本の開発をはかるというふうな条件でやつたわけでありまして。でありますから、これはやはり当時の事情に立脚して考へていかなければならぬ、こゝろは考へておるわけでありまして。

○有馬(輝)委員 当時の事情に立脚してといふことでありますが、最初に申し上げましたように、日本国内の事情だけに立脚しちやいかぬといふことを申し上げておるわけですよ。アメリカの事情についても、そのときの農産物の市況がどうなつておつたか、それに對して政府はどのような手を打つてきたかといふことも考へあわせてみなければならぬと思ふのです。とにかく作付制限のためにそれぞれ資金を出して、減らした分について見合ふだけ政府の膨大な資金を投入しているのです。ですから、それを処理してくれただけではなかつて、日本における輸送賃から保管料、加工賃までアメリカで払つてくれてもいいくらいに私は考へておるわけでありまして。いい処理場だつたわけですよ。やはりそういう状態を見てものの折衝には当たるべきこの点について、これは水かけ論に終るくらいでありますので、これ以上申し上げませんけれども、やはり立脚点といふものは常に彼を見てやらなければいかぬ、このことをこの際強く申し上げておきたいと思ひます。農林大臣は漁業法の問題があるそうでありますから、以上で終わります。

次に、外務大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。それは池田・ロバートソン会議の経緯についてであります。す。もとより外務大臣としてその間の事情についてはつまびらかにしていらつしやることと存じます。そのうちで会議の経緯と内容についてお伺いしたいと思ふのであります。ただ、昭和二十八年十二月七日と、それから昭和二十九年二月四日、大蔵委員会におきまして、井上良二、春日一幸両委員から、当時の小笠原大蔵大臣並びに河野次官との間で質疑が行なわれておるのでありますけれども、その間やはり、その質疑を通じてみましても明瞭でない点が残つておりますので、その点についてお伺いをいたしてあります。とにかく池田総理はその際はつきりと債務として確認したのかどうかという問題であります。この点について今まではば触れられておりますけれども、この今申し上げました論議を通じても明瞭になつておりません。少なくとも私が見る限りにおきましては、明瞭になつておりません。それと、いま一つは池田総理はそのときにそういった相互返済の話し合ひをすべきまだ段階ではない、ただ、近い将来においてこの問題については話し合ひをいたしなうといふことを言つておるようでありまして、当時としては、近い将来といふものはどの程度を予想しておつたのか、また現在今度の産投の改正法案として出されておられて、その間にどのような情勢の変化があつたのか、この三点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○大平(國務)大臣 債務の有無を確認するといふようなことはできないわけでごさいます。これは先国会の議決を経て初めて債務になつたわけでごさいます。政府は債務と心得るという態度

に終始してきたわけでございます。で、あとほどこれは話し合おうというところを申した場合に、どの程度金額を考へておったかということにつきましては、つづまひらかにいたしません、おそろく日本の財政経済の状況が、ガリオア債務の返済に耐え得るようになつた暁という意味であつたらうと私も考へております。その後の経過は、消長はございましてけれども、幸いにいたしましてわが国の経済が回復して参り、財政の状況も充実に参りましたので、折衝を始めまして御案内のよう経過をたどつて、先国会に協定の承認を得たというように私も理解しております。

○有馬(輝)委員 次に、外務大臣に重ねてお伺いをいたしたいと思ひますが、前国会で産投會計が流産になつたに、ライシャワー大使が外務省に來られて云々という問題については、平岡議員から質問があり、これに対して外務大臣の答弁があつたわけでありまして、その間で経緯を説明したわけだといふ外務大臣の御答弁でありましたけれども、新聞に伝えるところによりまして、その際ライシャワー大使は一九六三米會計年度中にせひとも二回分の半年賦返済を実現するように申し入れておられる、そういう事実があるやに伝えておられますが、この点については、そういうことがあつたのか、あつたとするならば、それに対して日本政府としてはどのような態度で話し合ひを進められたのか、この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 その点につきましてはライシャワー大使の方からは二千五百万ドルの教育文化の交流計画を早く

やりたいという希望を表明されたこと承つております。当方としては日本におきまして日米間の交流計画に使う金につきましては関心もあり、またなるべく早くそれが実現することを日米両国の利益であると考えておりますので、できることならばそのようなことが予定通りできるような工合に配慮したいものだ、しかしこれとても明年度予算に関連することでございますので、予算の成立ということをお前提条件といたしまして、そのように配慮したいものだといふような希望を、前大臣が申されたということをお承つております。

○有馬(輝)委員 それに関連いたしまして大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひますが、第一回の支払い分を大蔵省としては全額円払いする、そしてそれについて早期に日米教育文化交流の基金を設立して、具体的に推し進めるといふ構想を固めておられるやに聞いておりますが、そういうことがあるのか。それと同時に具体的にこの文化交流の問題等については、構想を固めておつて、午前中の横山委員の質問等に対しては、東アジアの援助計画等については、まだ何ら具体的になつていない、十一月ですか十二月ですかに予定されておる日米合同委員会その他を待たなければならぬといふような答弁でありましたけれども、一方では具体的な構想を固め、一方ではまだ海のものとも山のものともわからない、こういうことではない思ひます。どうも日本側の構想として東アジアの援助計画について具体的な構想を持っていられるとしたならば、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 お答えいたします。午前中の御質問にお答えをいたしまして、たゞに、東アジアの開発計画援助等につきましては、これは条件にはなつておりませんが、アメリカ側も日本から支払われるものがきまれば、これを一般財源として繰り入れをなして、対外援助法の規定に基いて援助計画を立てるわけでありまして、この問題に對しては、日米両国間においていろいろな相談をし得るということになつておりますから、われわれも国会の議決がきまりまして支払うという段取りになれば、アメリカ側にも日本側の希望や意見を申し入れて、なるべくこれが実現するように努力をいたして参りたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 私の質問の第一点は、第一回分について全額円払いにしたいといふことが大蔵省の構想として、巷間に流れておるわけですか。その事実があるのかどうかということ、それから第二の問題としては、文化交流については大蔵省の構想あるいは日本政府の構想として、きわめて具体的なものが、これまた巷間に流布されておるの、一方では東アジアの計画について、そのとき検討するんだといふのは、わからないといふことなんでしょう。

○田中国務大臣 第一問につきましては、現在まだ第一回分を全額円払いにしようといふような考へ方は全然きめておりません。

第二の問題につきましては、先ほど申し上げた通りまだ支払いも国会の議決を経ない現在でありますから、とやかくこちらが言う問題ではなく、支払いが決定してから日本側の考へ方も先方に申し述べる機会を持ちたいといふ考へであります。現在具体的な計画は持つておりません。

○有馬(輝)委員 それでは次に外務大臣にお尋ねしたいと思ひますが、この問題については何回も繰り返されて質問がされておりますし、私も同じ質問を繰り返すことは好まないものであります。しかし本会議におきまして佐藤議員の質問に対する總理並びに外務大臣からの答弁でも明確になつておりませんので、最後という意味合ひで私はお尋ねをしたいと思ひますが、それは西独が初めから債務と認めて供与を受けたのと日本の場合とは違ふのではないか、こゝういふ質問に対する政

府の答弁は、いろいろあげられておりますが、二十一年の總司令部の覚書あるいは極東委員会の決定、あるいは手算獲得のために米議會へ送つたマッカーサーの書簡、そういったものをあげておられるのでありますけれども、これはあくまでアメリカの一方的な意思によるもので、決して合意の上のものではない。こゝういふ点で西独の場合とは違ふと思ひます。ですから、今私があげましたような、そうして政府側から答弁としてあげておられますこと以外に、債務として合意の上でこゝういふ点から確認できるのだといふ点がありましたならば、その点を明瞭にしていただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 西独の場合とわが国の場合とは若干事情が違ふことは御指摘の通りです。特に西独の場合は、アメリカ側からの援助は各地方府に渡されておりました、アデナウアー政府になりましたから政府が引き継いで処理をしたという事情、それからアメリカの予算面では、ガリオアの場合と西独の場合とは若干支出項目も違つておる個所もあるやに聞いております。全部が全部同一であるとは承知いたしております。

それから債務性の問題につきましては、ずいぶん長い間論議が重ねられたわけでございますが、従来のスキヤッピンの問題でございますとか、議會における先方の各要人の証言とか、それから歴代の政府が債務と心得ておるという態度で終始して参りましたことは、有馬委員御承知の通りでございます。日本が合意するといふ行為は先国会における日本の国会の議決を

待つてそういうことになった、そう私は理解いたしております。

○有馬(輝)委員 われわれの反対にもかかわらず、前国会であなたの方だけが同意されたんで、それ以前に合意に達したというやうな何か具体的な事実があるかどうかをお尋ねしておるわけですが、その点についていま一度御答弁いただきたいと思います。

○大平国務大臣 国会の承認を得なければ、そういうことはできません。

○有馬(輝)委員 前提として、西独の場合と日本の場合は、そういう意味で違ふのではないかと角度から、経緯についてお伺いしておるわけですが、その角度から御答弁いただきたいと思ひます。

○安藤政府委員 先ほど大臣よりも御説明がございました通り、西独の場合には確かに一九五一年三月にアデナウアー書簡によつてこの債務を承認しております。しかしながら、このガリオアと申しますか、アメリカからの西独に対する援助は、ずっとその前から、あすこは御存じのやうに英仏その他のいわゆる占領地区に分割されておりました、当時地方政権がずつとその援助を受けておつたわけでございます。統一政権としてアデナウアー政権ができましたときに、それらの地方政権が受けていた援助を債務として引き継ぐという合意がなければならぬ事情にあつたわけでございます。ところが日本の方は、御存じの通りずっと終戦以来政府は、統一政権と申しますか、一本でございまして、そうして前国会でも申し上げましたけれども、この政府がアメリカから援助をもらいますときには、ブレ・ガリオア時代を含めまして、

支払い条件及び経緯については後日決定するといふことを書きましたスキャッピンによりまして、こういう物資がきておるわけでありまして、日本政府は十分それを承知の上で受け取り、また受取書を出しておるわけでございます。のみならず、当時の最も権威のある極東委員会が決定してありまして、いわゆる極東委員会の降服後の対日基本政策というものがございまして、その中では、日本の輸出代金は、占領に必要な非軍事的輸入であつて、降服以来すでに行なわれてゐるものの費用に對して使用することができ、いわゆる対日援助も含んだやうな非軍事的輸入に對しての代金として使用し得るという、いわゆる占領軍といひますか、極東委員会の決定がございまして、その他先ほど大臣も申されましたマッカーサーの証言、これは二十二年二月に行なわれておるわけでございますが、これは日本に對する援助は日本の債務となるといふことをはっきり証言しておりまして、これは御存じの通り当時総司令部からも発表されておりました、新聞にも主要紙には全部出ております。これらの事実を承知の上で、政府はガリオア援助等を受けたわけでございます。当時の事情をさらに申しますと、具体的には、当時の歴代の政府は日本の食糧事情が非常に困難であるといふので、これに對処するために、総司令部に輸入食糧の確保といふことを懇請しておるわけでございます。それに對して総司令部の方からは、援助といふものを渡すというスキャッピンがあつて、そのスキャッピンに、くどいようでございますが、先ほど申しましたやうに支払い条件及び

経緯は後日きめるということが書いてあつて、それを承知の上で政府は受取書を出しておるという事情でございます。そのスキャッピンそのもので援助がすべて債務となるわけではございせんが、後日何らかの形において処理されなければならぬもの、いわゆる債務と心得らるべきものであるといふことは当初から性格がはっきりしておつたと思ひます。

○有馬(輝)委員 きよりの春日委員の質問にやありませんが、当時党が政権の座にあつたかもしれないが、私若輩にして、まだ地方でよろちよろしておりましたのでわからなからお伺いしておるわけですが、この方は、私がお尋ねしておるのは、今あなたがあげられた、これは今までもずっと繰り返しておるだらうと思ふのですが、その中で西ドイツのやうに合意に達した経緯があつたならば、今あげられたことのほかに具体的な経緯でもあつたならば、証拠があるならお示しいただきたいといふことをお尋ねしておるわけですが、

○安藤政府委員 形式的に申しまして、この対日援助に對する債務は、アデナウアー書簡のやうなものはございせん。しかしながら、先ほど申し上げましたやうに、アデナウアー書簡がなぜ必要であつたかといふドイツの事情、これは地方政権があつて、それを一つと受けてきた、これを統一政権が、債務といふか、継承しなければならぬといふ事情が日本とはいささか違つておるわけでございます。従ひまして、この新しくできた統一政権が、前の地方政権の受けた債務を承認したといふ関係でございます。日本の方では特にこゝういふつきとした、先生おっしゃいますやうな契約とかあるいは協定とか、そういうものはございせんけれども、ただ、後日何らかの形において支払うといふか、処理しなければならぬといふやうな経緯にあることは、先ほど申し上げた通りで、ことにスキャッピンに書いてあります、後日支払い条件及び経緯についてきめることを日本政府は承知の上で、そしてそれに対して請書を出しておるというところで、やはり同じやうな関係にあるといふやうに言へると思ひます。

○有馬(輝)委員 そういつた合意の契約がなかつた、ただ今お話しのような経緯からやつたんだ、日本政府の意思である、こゝういふ工合に私は受け取つておきます。これは今の問題を繰り返してもまた同じですから、次に大蔵大臣にお尋ねをしたいと思ひます。ちよつとわき道にそれるかもしれませんが、お許しをいただきまして、実はけさの新聞に私鉄運賃、消費者米価、電力料金の値上げを九月下旬までに認める方針を関係各省が大体確認して、その内容についても引き上げ率を大手の私鉄運賃と消費者米価については一〇%以下、それから東北電力の場合には一五%以下といふ工合にきまつて具体的に提出するのであります。私がこゝでお伺ひしたいと思ひますことは、予算委員会や本委員会におきましては大蔵大臣は、慎重にこの問題については検討したい、運輸省も大体同じやうな答弁だつたと思ふのであります。委員会ではこのやうな答弁をしておきながら、一方では具体的にこゝう

いつて進めていく、そして国会が終つた九月下旬ごろにぱつとやるんだといふその行き方について、政府の国会に對する態度として大蔵大臣としてはどのやうに考えられるか。それから少なくとも昨年の東京電力や都電や教科書、入浴料、こゝういつたものの値上げが物価騰貴の大きな原因をつぐつた、その経緯に大きな原因をつぐつた、この大臣の所信表明の中にも引き締め政策の基調を堅持していくといふやうなことを言明されながらこゝういつた事実が出てくることについて、政府の物価政策に對する基本はどこに置かれておるか、私は疑わざるを得ないのであります。この二点について大蔵大臣の所見を承りたいと思ひます。

○田中国務大臣 お答えをいたします。私もけさ新聞を見て非常に驚いたのであります。私が就任をしてから一カ月になりましたが、この間において私鉄運賃及び公共料金の問題に對して正式に協議をしたことはありません。これは明瞭に申し上げておきます。それから私たちが今度の改造で大臣に就任する前は、これらの問題に對して政府与党はどういう態度をとつておつたかといひますと、御承知の通り参議院の選挙前にこれに對する態度をきめておりました、私鉄の運賃につきましては抑制の方針をとり、この線に沿つて総理に一任することに経済閣僚會議ではきまつておつたわけでありまして、その後閣議で別な、これを變更するやうな決定も行なわれておらぬことをはっきり申し上げておきます。

それから私鉄及び電力等を含めて公共料金を上げるということに對して

は、参議院の中間選挙以前の考えと同じように、物価に及ぼす影響等非常に重要な問題でありますので、慎重に行なうべきであり、できるだけこれは抑制の方向を堅持すべきであるという考え方も現在には私変えておりません。

それから物価問題につきましては、特に消費者物価の抑制ということに対して具体的に努力をしておる現状であります。これと公共料金との関連性は密接不可分でありまして、十分検討すべきだといふ考えでございます。

○有馬(輝)委員 十分検討すべきだ、一応の答弁になるだろうと思ひますけれども、先ほどお尋ねいたしましたように、私たちはこの物価の問題についてやほり院の意思というものを明らかにしておかなければいかぬと思ひますのであります。先ほどの質問で申し上げましたように、一方では、さあ国会が終つたところにはといふことで進められておるうちに伝えられておる。今の御答弁ではこの関係については前の決定を全然変更してないといふような御答弁でありましたけれども、大蔵大臣として意思を、この際上げるのか上げないのか、物価抑制策との関連において明瞭にしておいていただきたいと思ひるのであります。

○田中国務大臣 私鉄の問題、電気料金については、予算委員会等でまた本会議で、総理が端的に政府の意見を申し述べておる通りであります。私もこの総理の御答弁と同じ考えを持っておりま

ただここで、きょうも新聞に出たのでありますから、そういうことに対して議論をしておらないといふならば、また過去の考え方が変わっておらないといふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

いふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

いふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

いふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

いふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

いふことであつたならば、明確に上げることではないのかといふことを答弁するようになり、御要請があります。これは総理の答弁通りということとを申し上げたのは、私鉄、公共企業の持つ社会的責任、非常に大きいものもありまして、しかしといつてこの経理内容その他によつて合理化ができな

度から御答弁いただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 どうもまことに御理解願ふように端的に表現できないことをはなはだ遺憾といたしますが、基本的な態度としては、公共料金の抑制に努めて参るといふ考え方は従来しつぱ申しておりますし、現在もその通りであります。しかしここで、上げないのだ、こゝういふことを言うには、じゃ私鉄がラッシュ・アワーに輸送力を増強しなければならぬしスピード・アップをしなければならぬといふ問題に対して、上げないならば最小必要限度のものを何で一体まかなつてやるのかといふ財源措置を当然考へてやらなければならぬわけでありま

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

識しながら、しかしこれがもし値上げによつてすべてをまかなうとしたならば、物価政策に及ぼす影響はなほ大なることも考えまして検討をいたしておる段階でありまして、現在申されたように端的に申し上げられないということとを申し上げておるわけでありま

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

識しながら、しかしこれがもし値上げによつてすべてをまかなうとしたならば、物価政策に及ぼす影響はなほ大なることも考えまして検討をいたしておる段階でありまして、現在申されたように端的に申し上げられないということとを申し上げておるわけでありま

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

す。しかしそれは税制上の特例がそのようにならなければならぬわけであるか、これは東北電力の例をとることは必ずしもいいか悪いかわかりませんが、東北電力は現在三割何分の値上げ要請のようでありまして、年間を通じては百三十億にもなるという、一つの電力会社でもその通りでありますので、一体これを抑制するには、経理内容の改善によつてまかなひ得るものが幾ら、その他のものでまかなへるものが幾らといふようなことを十分検討して、絶対に上げないと言明をする以上、上げないでも社会の要請に、国の要請に、国民の要請にこたへ得るといふ自信を申し上げなければならぬわけでありまして、今私にここで、電気料金を上げないのだ、私鉄の運賃は一年間押えますといふことを端的に答弁を求められても、私は先ほど言つた通り公共事業に近しい非常に重要な企業でありますので、その必要性を十分認

くなることは、これはもう全くその通りでありまして、これは言う通り上げ得ないといふ一つの大きな原因でございます。同時に、では税制でもつて何かしてやるかといふことでいろいろ検討もしてみたいわけでありまして、これは今もうすでに税法の特例でいろいろな控除を認めておるわけでありまして、これ以上やるということが一体新しい税制の体系上どうかといふ問題も十分検討しなければなりません。では一体東北電力の赤字といふものが何によつてできたのかと言へば、――私は、どうもそのくらい知つておると、大蔵省で検討しているのだといふふうにお考へになるかもしれませんが、そうじゃなく私は新潟県人だものですから、非常に身近な問題としてよくわかるのであります。百三十億圓といふ大きな値上げに対して、一体これはどこからし寄せしてきたのか。火力発電所といふ大きな資本投下を要請されたものや、大きなビルをつくつたとか、いろいろな資金上の需要もあるでしょうし、絶対的に発電コストが高くなつておるといふ問題もあるのですが、一体企業の合理化やいろいろな問題で百三十億のうち幾らまかなへるのかと言つても、半分もまかなへるものではないのであります。だからさういふ問題を考えるときに別な法律的処置とか、財政資金を入れるとかいふようなことが一体東北電力だけでやれるということにはなりませんから、電力企業全般に對して将来どうするかといふ問題も当然考えなければならぬと思ひます。では広域企業がどうしてできないのか、九電力の再編成も一体考へておるのかといふ御質問もありましたが、もちろ

くなることは、これはもう全くその通りでありまして、これは言う通り上げ得ないといふ一つの大きな原因でございます。同時に、では税制でもつて何かしてやるかといふことでいろいろ検討もしてみたいわけでありまして、これは今もうすでに税法の特例でいろいろな控除を認めておるわけでありまして、これ以上やるということが一体新しい税制の体系上どうかといふ問題も十分検討しなければなりません。では一体東北電力の赤字といふものが何によつてできたのかと言へば、――私は、どうもそのくらい知つておると、大蔵省で検討しているのだといふふうにお考へになるかもしれませんが、そうじゃなく私は新潟県人だものですから、非常に身近な問題としてよくわかるのであります。百三十億圓といふ大きな値上げに対して、一体これはどこからし寄せしてきたのか。火力発電所といふ大きな資本投下を要請されたものや、大きなビルをつくつたとか、いろいろな資金上の需要もあるでしょうし、絶対的に発電コストが高くなつておるといふ問題もあるのですが、一体企業の合理化やいろいろな問題で百三十億のうち幾らまかなへるのかと言つても、半分もまかなへるものではないのであります。だからさういふ問題を考えるときに別な法律的処置とか、財政資金を入れるとかいふようなことが一体東北電力だけでやれるということにはなりませんから、電力企業全般に對して将来どうするかといふ問題も当然考えなければならぬと思ひます。では広域企業がどうしてできないのか、九電力の再編成も一体考へておるのかといふ御質問もありましたが、もちろ

くなることは、これはもう全くその通りでありまして、これは言う通り上げ得ないといふ一つの大きな原因でございます。同時に、では税制でもつて何かしてやるかといふことでいろいろ検討もしてみたいわけでありまして、これは今もうすでに税法の特例でいろいろな控除を認めておるわけでありまして、これ以上やるということが一体新しい税制の体系上どうかといふ問題も十分検討しなければなりません。では一体東北電力の赤字といふものが何によつてできたのかと言へば、――私は、どうもそのくらい知つておると、大蔵省で検討しているのだといふふうにお考へになるかもしれませんが、そうじゃなく私は新潟県人だものですから、非常に身近な問題としてよくわかるのであります。百三十億圓といふ大きな値上げに対して、一体これはどこからし寄せしてきたのか。火力発電所といふ大きな資本投下を要請されたものや、大きなビルをつくつたとか、いろいろな資金上の需要もあるでしょうし、絶対的に発電コストが高くなつておるといふ問題もあるのですが、一体企業の合理化やいろいろな問題で百三十億のうち幾らまかなへるのかと言つても、半分もまかなへるものではないのであります。だからさういふ問題を考えるときに別な法律的処置とか、財政資金を入れるとかいふようなことが一体東北電力だけでやれるということにはなりませんから、電力企業全般に對して将来どうするかといふ問題も当然考えなければならぬと思ひます。では広域企業がどうしてできないのか、九電力の再編成も一体考へておるのかといふ御質問もありましたが、もちろ

くなることは、これはもう全くその通りでありまして、これは言う通り上げ得ないといふ一つの大きな原因でございます。同時に、では税制でもつて何かしてやるかといふことでいろいろ検討もしてみたいわけでありまして、これは今もうすでに税法の特例でいろいろな控除を認めておるわけでありまして、これ以上やるということが一体新しい税制の体系上どうかといふ問題も十分検討しなければなりません。では一体東北電力の赤字といふものが何によつてできたのかと言へば、――私は、どうもそのくらい知つておると、大蔵省で検討しているのだといふふうにお考へになるかもしれませんが、そうじゃなく私は新潟県人だものですから、非常に身近な問題としてよくわかるのであります。百三十億圓といふ大きな値上げに対して、一体これはどこからし寄せしてきたのか。火力発電所といふ大きな資本投下を要請されたものや、大きなビルをつくつたとか、いろいろな資金上の需要もあるでしょうし、絶対的に発電コストが高くなつておるといふ問題もあるのですが、一体企業の合理化やいろいろな問題で百三十億のうち幾らまかなへるのかと言つても、半分もまかなへるものではないのであります。だからさういふ問題を考えるときに別な法律的処置とか、財政資金を入れるとかいふようなことが一体東北電力だけでやれるということにはなりませんから、電力企業全般に對して将来どうするかといふ問題も当然考えなければならぬと思ひます。では広域企業がどうしてできないのか、九電力の再編成も一体考へておるのかといふ御質問もありましたが、もちろ

くなることは、これはもう全くその通りでありまして、これは言う通り上げ得ないといふ一つの大きな原因でございます。同時に、では税制でもつて何かしてやるかといふことでいろいろ検討もしてみたいわけでありまして、これは今もうすでに税法の特例でいろいろな控除を認めておるわけでありまして、これ以上やるということが一体新しい税制の体系上どうかといふ問題も十分検討しなければなりません。では一体東北電力の赤字といふものが何によつてできたのかと言へば、――私は、どうもそのくらい知つておると、大蔵省で検討しているのだといふふうにお考へになるかもしれませんが、そうじゃなく私は新潟県人だものですから、非常に身近な問題としてよくわかるのであります。百三十億圓といふ大きな値上げに対して、一体これはどこからし寄せしてきたのか。火力発電所といふ大きな資本投下を要請されたものや、大きなビルをつくつたとか、いろいろな資金上の需要もあるでしょうし、絶対的に発電コストが高くなつておるといふ問題もあるのですが、一体企業の合理化やいろいろな問題で百三十億のうち幾らまかなへるのかと言つても、半分もまかなへるものではないのであります。だからさういふ問題を考えるときに別な法律的処置とか、財政資金を入れるとかいふようなことが一体東北電力だけでやれるということにはなりませんから、電力企業全般に對して将来どうするかといふ問題も当然考えなければならぬと思ひます。では広域企業がどうしてできないのか、九電力の再編成も一体考へておるのかといふ御質問もありましたが、もちろ

んという問題まで十分検討すべきだと思ひます。それだけではなく、やむを得ざる場合には、一回も電力料金を上げるにしても、それで一体何年持つのか、石炭と同じように五年もたないうちにまた非常に大幅な値上げを必要とするというふうな場合、電源開発との間にどういふふうな吸収策をとって肩がわりができるものがあるのかないのか。そういう問題は、石炭問題や金属産業について今われわれがお互いに考えておると同じように、より深刻に公共料金の問題に対しては検討しなければならぬのであります。でありますから、国鉄に対しては昨年値上げを認めておるわけでありましたが、同時に出された私鉄運賃の値上げを約一カ年にわたって押さえておる。一時は参議院選挙が終わった直ちに上げるのだらうというふうなあれがありましたが、今日まで上げておられません。新しい内閣ができた直ちに上げるのだらう、こう言われたが、私どもは今依然として、一カ月たつても上げないという基本原則の方を強く、そういう方面にウエートを置いてやっております。国会が終わったらずる上げるのだらうというふうな考えがあるかも知れませんが、それほど公共料金は上げれば詰まつた問題だと思ひます。がしかしそれだけにこの国会を通じても物価問題というものが一番大きく取り上げられておる事実から考えましても、これは端的にただ上げれば済むのだ、上げなければ永続的に経営上まかなえないのだなどという割り切った考え方でこの問題に対処すべきでないという考えを持っておるわけでありま。

○有馬(輝)委員 だいぶ苦しいようでありまから、何っておきたいと思ひます。

次に、わき道にそれて恐縮でありましたけれども、本題に返りまして、大蔵大臣は、八月十五日の参議院本会議におきましてわが党の成瀬権治君の質問に答へまして、ガリオア・エロアの返済については開銀の貸付に支障を来たすことはない。このために産投国債の発行も考えていないというふうなことはつきりとした答弁をしておるわけですが、ところが、本委員会におきまして質疑を通じて、どうもそのはつきりとした言明が打ち消されたかのような印象を受けたのであります。こういう印象を受けたとすれば、私の聞き違いかも知れませんが、私ども、それでお尋ねをいたします。であります。この産投国債を発行する意思があるのかないのか、私はやはり国債発行にはいろいろな条件があると思ひます。金利の問題もそうであるでしようし、また財政需要の問題もあるでしようし、いろいろな問題があるからしておりますために、そういう立場からお伺いしておるのでありますから、この点明確にしておいていただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 参議院の本会議で、私は現在の段階において産投国債は発行する意思はないといふことを申し上げたのであります。現在も産投国債を発行する意思はあります。この間の委員会が私が答弁をしたのが、歯切れが悪かつたので、新聞には産投国債といふのが何か三段ぐらいで出たようでありまして、私もいつの日にか私の意思を明らかにしておく必要があると感じたわけでありま。

○田中国務大臣 参議院の本会議で、私は現在の段階において産投国債は発行する意思はないといふことを申し上げたのであります。現在も産投国債を発行する意思はあります。この間の委員会が私が答弁をしたのが、歯切れが悪かつたので、新聞には産投国債といふのが何か三段ぐらいで出たようでありまして、私もいつの日にか私の意思を明らかにしておく必要があると感じたわけでありま。

質問で明らかに私の意思を申し上げておきたいと思ひます。

予算委員会が第一回の大蔵委員会の発言がそのように誤解を受けたのは、財源の問題につきまして見返資金特別会計から引き受けたものだけを財源としておるのではなく、産投会計法の第一條第二項の規定を見れば、かくかくの財源が書き添へられておる。このようなかから適宜財源を求めることができると思ひますから、ガリオア・エロアをこの会計の負担として払つても原資が足らなくなるということにはなりません。こういうことをお答えしたわけでありま。私は越後人で語尾がはつきりしませんので、そういう意味でお間違ひがあつたと思ひます。あらためてはつきりいたしておきます。

○有馬(輝)委員 次に、大蔵省では明年度の予算編成に關連して開銀のあり方について再検討するやに伝えられております。この点についてももちろん現在の開銀の業務内容それ自体が当初よりも幅が広がつてゐる問題、あるいは財源の問題、いろいろあると思ひますが、そういう考え方があるのかないのか、あるとすればどのようなにしようとしておるのか、この点をお聞かせいたしたいと思ひます。

○田中国務大臣 お答えいたします。開銀の改組等に対して正式な議題として取り上げたことはありません。しかし私が常に申し上げておりますように、開銀も時代の要請によつてだんだんと窓口が大きくなつており、業務の内容に對しては、ただ開銀銀行の組織、機構その他に對して拡充整備をはかるというだけではなく、新しい観点から検討を必要とするということは私自身認

めてゐるわけでありま。御承知の通りこの前の国会で地方開発法の資金をどうするか、北海道開発法、東北北陸開発法、四国九州開発法がだんだんと実行せられておりますので、相当膨大な資金を必要とするわけでありま。一体この場合、東北、北海道は特別の開発公庫がございしますが、西日本開発公庫のようなものをどうするかという問題が議論になりました。ときに、いずれにしても開銀銀行を窓口にしてこれを行なうということになつて、現在開銀銀行でも取り扱つております。そういう意味からいつても、これから低開発地の開発とか、産炭地事業団とか、新産業都市とか、いろいろ新しい法律上の要請が出て参りますので、開銀銀行の窓口を整備し、開銀銀行自体を新しい法律構成に對応せしめるように拡充するとか、新しい機關をつくるべきかという問題にも直面をしておるのでありますから、当然に慎重にかつ誠意をもつてこれが検討に当たるべき時期にきておると考えま。

○有馬(輝)委員 急ぎますので、次から次へ簡単に質問をしていきますが、次から政府保証債なんかの民間資金調達に窮屈になつたというふうなこともあつて、三十七年度の財政投融資計画を再検討すべき時期にきておるのではないかと私は思ふのであります。そういうものがあるか、そしてまた資金運用審議會はいつごろ開くのか、この点を明確にしたいと思ひます。

○田中国務大臣 實際開銀の資金が非常に必要であるにもかかわらず、開銀債等の消化がうまくいつておらぬということはおつしやる通りでありますし、またこれが原資の問題に對して格段の配慮を必要とするもお説の通りでございます。今年度の財政投融資の計画そのものにも對しても、要請も各省から出ておりますし、また引き締め基調の問題等も十分勘案をして、今年度の財政投融資の姿をどうするといふよりも、来年度以降の問題に對しては慎重に對処をして参らなければならぬというふうな考えております。

資金運用審議會の日取りその他については、事務当局から答弁申し上げま。

○稻益政府委員 資金運用審議會であります。現在のところまだ三十七年度の財政投融資計画の改定を予定いたしてありません。通例であります。災害があります場合とか、あるいは中小企業の年末対策、そういった問題が起つてしまつて、改定の必要があるということになりましたら、その必要な時期に開く、かようにならうと思ひます。

○有馬(輝)委員 さつき私が質問したように、また今大臣から答弁があつたように、私は再検討すべき時期はもうきておると思ひますが、そういう考え方はないといふことはどういふことなんでしょうか。

○田中国務大臣 通例の状況において、一体検討しておるのかといへば、いつ出すのか、こういうことになるものであります。今の御答弁になつたと思ひますが、私は、現在の段階においては、大蔵省として財政投融資のワケをどうするかといふことを正式に検討はいたしておりませんが、社会情勢から考えて、石炭の問題、その他いろいろな問題があります。先ほど申された通り、開銀銀行に對する問題、

○河野国務大臣 御承知のように、私まだ就任早々でございまして、目下勉強中でございますから、そういう詳細な話になりますと、私からお答えするよりも——また私の考えはどうかというところでしたら、いずれ勉強いたしまして御答弁申し上げます。

○堀委員 就任早々というので、御検討が十分でない点はわかりませんが、最近私ども新聞を拝見しておりますと、道路の政策については建設大臣は非常に御熱心にやっておられるようで、私も大へんけっこうだと思っております。しかし道路の問題も重要であります。しかし住宅問題というものは今庶民の一番悩みの種になっております。消費者物価の値上がりの中で見ましても、一番値上がりしておる中で庶民が苦痛を感じておりますのは、食料費の値上がりとともに、この家賃、地代あるいはその修繕費等の住宅に関する部分が非常に大きな悩みの種であります。そこで今大臣にはつきりお答えがいただかせませんでしけれども、公営住宅をどんどん建てていかなければならない、あるいは住宅金融公庫の資金等もふやして、できるだけこれらの資金を必要とする人には貸してやるようにしたい、あるいは住宅公団は、場所によりましては何百倍というようなところもあると聞いておりますが、これらの公団住宅等もたくさん建てて方がよいというところについて、おそろしく私と同じ御意見だろうと思いますが、その点はいかがでしよう。

○河野国務大臣 御承知のように、ただいまお示しになりました各種の住宅は非常に負担が軽くて済む。一般の

自己資金でやりますものに比べますと問題にならない。もしくは他の資金によつて普通の民間のアパートを借りることと比べますと、問題にならなく負担が少なくて済むようになっておりますから、これに対する需要が非常に多いことは御承知の通りでございます。

そこで私といたしましては、この段階まで参りましたならば多少その点に施策を加えて、一般の——今抽選でやっておるようでございまして、この抽選に当たる、はずれるというところの開きをなるべく少なくするように何らかの方法はないだろうか。たとえて申しますれば、家を建てて貸すということ、部屋をつくって貸すということ、それだけつこうでございまして。しかしそれだけではない、できれば宅地の造成に重点を置いて、宅地を取得せしめることによつて他は金融の道を開く、そうしてそれぞれ一般の自己負担もある程度加えてその恩典に浴さしめるようにするということにしますれば、さらに水割りができて、多数の住宅ができていくのじゃないだろうか。そういうふうなことを一つあなばいしてやってみたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、需要の多いことは御指摘の通りでございます。

○堀委員 そこで、これは大蔵省の方でお答えをいただいた方がいかと思ひますけれども、今一体日本の国民の所得水準といえますか、所得分布で月収二万五千円以上の国民と、月収二万五千円以下の国民との割合は大体どのくらいになっておるか、一つお答えできるところでけつこうですかからお答えを願ひたい。

○田中国務大臣 これは主税局長が来ればおおむねの数字がわかるのですが、今おりませんので、呼んで資料で答弁いたします。

○堀委員 あとで政府側の正確な様子を伺いたいと思ひますが、実は昨年の予算委員会でも私ちやつこの問題に触れましたが、実は各省統計が非常にまちまちで、実際どれが正しいのかよくわかりませんが、概数で言いますと大体半分くらいが二万五千円以下であつたと思ひます。これは企画庁あるいは総理府統計局、厚生省、大蔵省の税金等みな誤差がありましてわかりませんが、あとで正確なものを伺うたいと思います。

そこで、ちょっと建設省にお伺ひをいたしますけれども、公営住宅の入居に關する所得基準それから公庫住宅の場合には頭金の問題でありますから、必ずしも所得基準が問題になるとは思ひませんけれども、現実の実態の中で、大体公庫住宅を申し込める者の所得水準の線があらうかと思ひます。公庫住宅はこれはルールがあるようでありまして、これらについて建設省側の事務当局からお答えをいただきたいと思ひます。

○關盛政府委員 お答え申し上げます。公営住宅につきましては、第一種公営住宅では、基準といたしましては三万六千円から二万円までの間、第二種公営住宅につきましては二万円以下の月収というものが基準になっております。

五千円までの階層が五五%、四万五千円以上が残り二五%、こういうような状況になっております。

公団住宅につきましては、今ちよつと資料を持っております。

○堀委員 公団住宅は建設者の基準でその家賃に見合つて入居水準がきめられておるようでありまして、今のお話で聞かれました、公団住宅については二万円以下、一種と二種があるわけでありまして、公庫住宅は大体二万五千円以下、以下の者は二〇%しか入れない。公団住宅は、私が手元に持つております資料で見ますと、大体二万五千円以下は一〇%くらいしか入っていないようでありまして、もしそちらでお調べになって間違ひがあれば訂正をしていただいてもけつこうです。

そこで、今私がこのことを特に申し上げておりますのは、国民の半分は二万五千円以下の所得しかない。その二万五千円以下の所得の中で、特に若い人は賃金の低い方にたくさんありますから、新たに結婚して世帯を持ちたいという人にとっては、これは大体私は二万五千円以下の方に属するものが多いのではないかと思ひます。そうなりますと、ここで入れますのは、公営住宅が一番入りやすいわけでありまして、残念ながら公営住宅は必ずしも十分建設されておられません。公庫住宅は比較的数字が多いわけでありまして、これもやはり二〇%程度しか入っていない。公団住宅に至つてはほとんど入れないというのが現在の実情だと思ひます。

そこで私がこの産投会計に關連をしてなぜ今この問題を取り上げておるか申しますと、住宅金融公庫及び住宅

公団に対しては産投会計からこれまでずっと出資がされておるわけでございますが、一休現在の資金供給の状態で、今私が申し上げたような比較的低所得の若い人たちがたくさんいて、それが民間の非常に割高なアパートに住んでおる。所得が少し上がった三万円くらい以上になればきつめて安い公団住宅等に入れるという、こういう矛盾を解決するためにも、もう少しこれらの出資金等をふやす必要はないのかどうかというところをお伺ひをいたしたいと思ひます。

○師岡説明員 お答えいたします。本年度の事業計画によりますと六百二十億の契約をいたすことになっております。ことしの資金の必要量は五百八十億ほどになっております。この資金の調達であります。これは自己資金と——自己資金と申しますのは回収金でございますが、それが五十億ほどございます。そのほかに今の出資金と借入金でまかなつておるわけでございます。今年度は出資金が九十五億、それから借入金金が三百九十五億となっております。これによりまして大体ことし十二万五千戸の仕事をしておるわけでございますが、また利子等も公庫の創設以来、公庫の利用者の大半を占めます個人住宅につきましては五分五厘というところになっております。その程度の事業量のもとにおきましてこの程度の出資をいただければ大体在

来通りの仕事はやれるものと考えてお
ります。

○堀委員 住宅金融公庫の総裁のお言
葉としてはどうもきわめて消極的で、
住宅を求めておる国民の立場はあまり
耳に届いておらないような感じがいた
します。今のお話でちょっともう一べ
ん伺っておきますけれども、今五分五
厘とおっしゃいましたけれども、住宅
金融公庫全体としての利回り実績を三
十二年から三十六年までお答えをいた
だきたい。

○師岡説明員 三十六年度だけで申し
上げますと、大体五分七厘に回ってお
ります。うちの貸付は五分五厘ものは
大体六五%くらい回っておりますが、
そのほか六分五厘、七分、七分五厘
となっておりますので、その平均が五
分七厘くらいになっております。

○堀委員 先ほど大臣もお答えになり
ましたが、家を建てて貸したりいろ
ろするのはいくれども、土地の取得
等にもっと金を出してみたらどうかと
いうお考えがありました。これは私は
住宅金融公庫の現状でやれると思ひ
ますがいかがでしょうか。

○河野国務大臣 住宅公庫にやらして
みたいと思っております。

○堀委員 今大臣からそういうお答え
がありました。私も今土地が非常
に高くなつておることが民間住宅の建
築を阻害しておると思ひますが、そう
いうことになるか今の総裁のお話のよ
うな消極的なことでは問題は解決しな
いのじゃないか。特に土地については
かなり低利の金を借りるのでないと、
これは高い利子ではなかなか借りられ
ないと思ひます。そこで、今資金需要
についてこのくらいでいいのだという

ことですが、大体五分五厘というもの
の部分をややそうとするならば、借入
金の部分はおそらくこれは資金運用部
資金と簡易保険、郵便年金からお借り
になつておるようでありましておおよ
ね利率は六分五厘でありまして、ようか
ら、この部分をふやしていくとすれ
ば、当然出資金はふえなければならぬ
始まらないと思ひますが、総裁いかが
ですか。

○師岡説明員 お答えいたします。事
業量をふやすということになりますれ
ば、どうしても借入金が多くなければ
なりません。今の利率のもとにおきま
すれば、先ほど申し上げましたように
六百億ほどの事業に對しては大体借
入金と出資金の割合が二・四八く
らいになつておりますが、そういう比
率で出資をいたさなければならぬわけ
であります。かりにたゞいまお話し
のありましたように利率を下げるとい
うような問題が出ますれば、これはまた
今の出資の割合ではまかなひきれぬこ
とになるわけでございます。

○堀委員 どうも私、住宅金融公庫総
裁のお答えを聞いておりますと、何だ
かいやいやながら事業量がふえたらこ
うしななければならぬというやうな感
じがしてなりません。今庶民は非常に
住宅を望んでおるのでありますから、
やはりもっと積極的に政府に對しても
要求を出していただくやうなことを
とつていただきたいというふうに思ひ
ます。

それから住宅公団の問題であります
けれども、住宅公団の方がおいでに
なつておりませんから、建設省で十分
お答えいただけるかどうかわかりませ
んが、大体、財政資金が相当多額に

入つておる住宅公団の借家が、相当今
家賃が高いように思ひます。所得制限
もあつて、家賃が上がるにつれて所得
が高くなければならぬといふこと
になつておるようでありまして、これ
も、これをもう少し家賃を安くして、
さつき申し上げた二万五千円以下の所
得の者でもはいるようにする工夫は
ないのかどうか。これは建設省の大
臣からお答えいただければけっこうで
すが、事務当局でもけっこうございま
すからお答え願ひます。

○關盛政府委員 住宅公団の住宅の建
設に要する資金の利回りは四分一厘の
資金を回して建設をしております。

先ほどお答えいたしましたませんでした、
住宅公団の入居にあたりましては、家
賃の大体五倍程度を入居の資格者とい
たしまして選考いたしておる次第でござ
います。

○堀委員 そうすると家賃が最近どの
くらいか何かなければわからないので
すが、一DK、二DK、三DKといつ
たやうな規格があるようですが、その
規格についての最近の家賃を一つ伺
いたい。

○關盛政府委員 正確な資料は今取り
寄せませんが、家賃につきましては場所
柄いろいろ幅がございます。ここで
お答え申し上げますと、まず一DKにつ
きましては、幅がございまして四千元
程度、それから二DKにつきましては
七千円程度というものが最近建設さ
れました公団住宅の家賃の状況でござ
います。

○堀委員 四千元でございましたら家
賃自体はそんなに高くないわけござ
いますけれども、ところがどうも全体
の中で安いものの比率が少ないのじや

ないか。少し高いものの方が多くて、
安いものが少ないために、さつき私が
申し上げた資料のように、これは日本
住宅協会と住宅公団が共同で調べに
なつた資料のようでありまして、これ
も、所得水準で見ますと二万四千円以
下はわずかに一%、二万四千円から三
万二千円のものが一五・四%、三万二
千円から四万四千円までが三三・八%、こ
れらが一番多いやうな比率になつてお
りますけれども、どうももう少し家賃
の安い、そして比較的収入の少な
い、新しく結婚をして世帯を持つた
ちがはいるやうな工夫といふことの
ために、私はやはり出資部分が相当に
ふえてそれによつて全体もたくさん建
つし、同時に少し安い家賃の部分もふ
やすやうな工夫はできないものかどう
か。やはりどうも今の日本の住宅政策
といふのは三万五千円から四万五千円
くらいの所得の人たちには非常に都合
がいいやうになつておりますけれども
も、それ以下の人に對しては、どうも
不十分なやうな感じがいたしますので、
公団に對する最近の産投からの出資の
経緯を見ますと、毎年大体七十億
から七十五億ぐらいの出資をされてき
ておりますが、これがもう少しふえて
くれれば、もっとうまくいくのではない
かと思ひますが、建設省の方
ではいかがでしょうか。

○關盛政府委員 産投会計からは公
団、公庫それぞれ出資金を受けており
まして、これが民間資金と入れまして
政府施策の住宅建設の重要な支柱にな
つております。従ひまして、公団住宅
の住宅建設そのものにつきましては、
先ほどお答えいたしましたやうに四分
一厘の利回りになるやうな方針で堅持

をいたしております。宅地問題につき
ましては、今後そういう点について一
そう検討いたしていきたいというふう
に考えております。

○堀委員 大体産投会計がこれまで出
資をいたしておりますものは、これま
で一番大きいのは輸出入銀行でござ
います。その次は農林漁業金融公
庫、そしてあと公団と公庫、これら
の四つで大体産投会計の出資の過半を
占めておるやうに思ひます。昭和三十
七年度で見ますと、五百三十二億円の
産投出資の中で四百九十億円、三十六
年で見ますと、四百七十八億円の出資
の中で四百四十億円と、いずれも大体
九〇%ぐらいをこれらの四つのもので
占めておるわけでありまして。

そこで今、私が特に建設大臣の御出
席を願つてこの住宅問題を取り上げま
したのには、日本の今置かれておる情勢
の中で、消費者物価の値上がり等のい
ろいろ困難の中で国民が要望しておる
公営住宅を含めての公庫住宅、公団住
宅といふものをとたくさんつくつ
てもらいたいという要求が片方にある
と思ひます。そうすると、当然これら
の金利は、今お話がありましたやう
に、住宅公団については大体四分一厘
でいきたい、住宅金融公庫では五分七
厘くらいでありますか、そこを目安
にしていきたい、そして需要がある
から資金需要がそれに伴つてふくらん
でくると思へば、当然その利率を固定
していこうと思へば、政府の側の出資
に待たなければその利率を安定して
いくことはできない、こういう論理が
出て参ると思ひます。

そこで次に、住宅関係の方は以上で
大体、今後の施策としておそろく政府

としても現状でいいというお考えではないだろうかと思うのです。当然もつとふやしていくことになるだろうと思ひますから、そこではいろいろうりな政府の出資についても、今までよりはさらに増額が必要になるのではないかと。住宅金融公庫で見ますと、出資金は昭和三十三年に三十億であったものが、三十四年は四十五億になり、三十五年は五十億、三十六年は九十億、三十七年は九十五億と、だんだんふえてきておる経過があるわけでありまして、公団等は最近では七十億から七十五億に一定しておりますけれども、これだけで十分だということにはならないのじゃないかと私は思ひます。

で、時間をお急ぎのようでありまして、建設大臣に最後にもう一回だけ何って、お帰りをいただきたいと思ひますが、今私が申し上げております、庶民が住宅をふやしていただきたいという声、何とか一つ建設大臣が、非常に政治力を持って御就任になったことですから、道路の整備も大へんけつこうでありますけれども、庶民の生活に非常に密着しておりますこれらについても一つ大幅な増額をして、たくさんの人たちがもつと楽な形で入居できるように施策をとっていただきたいと思ひますけれども、これについてお答えをいただいて、建設大臣に対する質問は終わりたいと思ひます。

○河野国務大臣 私も御趣旨全く同感でございます、できるだけ異常な熱意を持って一つ住宅の緩和に努力いたす考えであります。

○堀委員 次に、ガリオア・エロアが債務であるということを政府はおっしゃっておりますけれども、この債務

の性格でありますけれども、この債務は戦争遂行に關連して負担する債務でございましょうか、それとも連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務でございましょうか、このいずれであるか、一つ外務大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○大平国務大臣 どう申しましようか、日本に対するアメリカの援助に關する債務だと心得ます。

○堀委員 もちろん、それは援助に關するものでありましようが、それは戦争の遂行があつてそれに關連するか、あるいはアメリカの軍隊が日本を占領しておつたという、そういう事実の中で援助を必要としたから、そこで援助が行なわれて、そしてそれに關連して債務となつたか、戦争なり占領というものを度外視して、私は單なる援助ではないと思ひます。ですから今の表現は、その援助という問題についてはいづれにもかかると思ひます。そうではなくて、そのものになつておるものは占領に基づく、アメリカが占領しておるというに關連する債務なのか、あるいは戦争を遂行した結果起きた債務か、そのいづれか、どちらかでなければならぬと思ひます。

○大平国務大臣 事實上關連はいたしますけれども、かりに日本が非常に恵まれた状況であつたら、そういう援助は要らないわけでございますが、窮迫したしておりました場合にアメリカから援助を受けた、それに關連して出てきました債務だと心得ます。

○堀委員 戦争がなければ窮迫はしないと思ひます。ですから窮迫を非常にしたということは、その主たる原因

は戦争じゃないですか。そうすると、それはやはり戦争の遂行に關連して負担する債務ということにならないのですか。私が今伺つておるのは、戦争というに關連しておるだけのものか、アメリカの占領というに關連しておるのかどうかという、このいづれかを伺つておるわけです。占領中に起きた事実なんですから……

○大平国務大臣 全部に關連いたしておるわけでありまして、(笑)援助を受けたという事実に關連して起こつた債務だと心得ます。

○堀委員 もちろん、それは戦争に關係がなければ占領は起きませんから關係はありますけれども、今のお話で連合国の軍隊による占領にやはり關連して負担する債務だと理解してよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 そういふように關連がないとはいへないと思ひます。

○堀委員 言葉で、今おっしゃつたのは、關連がないとはいへないと思ひます。關連がないとはいへないということは、關連があるということではありね、どうですか。言葉じりをつかまえておるわけではなくて、やはりこれは意味をはつきりいたしませんと、ものが前に進みませんので何つたのですか、そうすると、ではもう一ぺん私は申し上げますが、連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務と私は理解いたしますが、大体それでよろしいですね。

○大平国務大臣 そういふふうに關連して起きたとは言へないと思ひます。

「賠特だよ」「早く種あかしをしろ」と呼ぶ者あり

○堀委員 今、正示さんからちよつとと声が出ておりますが、賠償等特殊債務処理特別会計法の第一条には、「本邦が連合国(本邦と戦争状態にあつた国及びその領域の一部をなしてゐた国をいう。以下同じ)との間に締結する条約に基いて行ふ賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に對し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務(國債に係る債務を除く。)で平和の回復に伴いその支払を要するものの処理(以下「賠償等特殊債務の処理」と総稱する。)に關する政府の經理を一般會計と区分して行ふため、特別會計を設置する。」こゝういふふうに賠償等特殊債務処理特別会計法の第一条の設置の項に書かれておるわけであつて、だから私がこれを言わないうで質問をしたのはちよつとずいぶん感じがいたしますけれども、しかしこれは常識的に、そういふお尋ねをすれば、私は大平さんが今、それに關連しておると思ひますとお答えになつた通りの答えが出ると思ひます。私がなぜそういふことをやつたかと申しますと、まともにこれを出せば大いにかんとかおつしやるだろうと思つたので、ちよつとここの部分だけを二つに分けてお伺いをして、その通りだとおつしやつたわけですから、これは外務大臣にだけの質問を先にしたいと思ひましたから問にはさみましたが、この設置の条文から見ても、少なくとも現在のガリオア・エロアが債務だ、その債務は援助だ、その援助は今の戦争という結果に關連し、あるいは占領という行為との關連した援助だということ

は、今あなたがこゝで明確になつたわけでありまして、賠償等特殊債務処理特別会計の適用をしても差支つかへないというところは、私はこれで非常に明らかにしたといふふうに理解をいたします。これで外務大臣の御出席はけつこうでございませう。

農林漁業金融公庫の方にお伺いをいたします。農林漁業金融公庫法の第一條、目的には、「農林漁業金融公庫は、農林漁業者に對し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機關が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。」こゝういふふうに書かれております。そこで今伺ひたいのは、農林漁業金融公庫の三十五年度の利回り実績はたしか五・九一%だと思ひますけれども、最近の利回り実績をお伺ひたいと思ひます。

○清井説明員 ただいまの御質問でございますが、三十六年度の決算の利回りは五・四九%となつております。

○堀委員 最近の資金需要の状態について少しお伺ひをいたします。

○清井説明員 私どもはただいまお話がありまして、主として公共的な目的の貸付をいたしておるわけでございますが、本年度は七十億の資金でございますが、二百五十億ばかりが土地改良の資金でございまして、残りのうち重要なものは自作農創設維持資金の二百億、この二つが最も大きな資金でございまして、その他造林、漁船等にもお貸しいたしております。あるいは北海道あるいは九州の特殊地帯に對する等、いわゆる先ほどお述べになりましたような公共的色彩の強いもの

に貸付をいたしておる、こういう状況でございまして、本年度の貸付ワークは七百十億と先ほど御説明申し上げました通りでございます。

○堀委員 そこで現在七百十億で、これはちょっと私資料を拝見して驚いたのですが、一般会計からわずかに七億くらいしか入っておりませんね。産投会計からは本年度は百二十億出資があるようでありまして、これは一般会計からも入っております、産投会計からも入っております、産投会計から入っております、これはどうしてこういふふうになつておるのか、ちょっと……

○清井説明員 お話の通り、これは原則として産投会計からの出資でまかなつて参つておつたわけでございますが、最近二、三年前から造林資金の需要が非常に拡大をいたしておるような見合ひもございまして、国有林野特別会計等の財源が見合ひとなつて一般会計から一部融資がある、こういうことになつておるようには私は記憶しておるではありません。従つて、当初は六億だと思ひましたが、この二、三年來ふえておりました、今年度は十三億というふうな金額が一般会計から別に融資をされておる、これは特別な事情に即応するものだとは私は考へております。

○堀委員 そこで、今年度は七百十億でございますが、農業構造改善等、いろいろおやりになつておるのであります、今後の資金需要の見通しとしてはいかがですか。現状のまゝくらいでいいのですか、やはり多少はふえていかざるを得ないのではないかと申すのであります、いかがでしょう。

○清井説明員 私どもの資金は、おかげをもちまして毎年相当金額ふえておるわけでありまして、三十七年度六百億のワークでありまして、本年度は七百十億、しかしこれは相当農家の需要の多い資金であります、ある程度これは県別ワークをきめまして貸付を実施しているようなわけでございますので、今後七百十億のワークにいたしますても相当民間からの貸付需要は高くなるのではないかと、いふふうな考へを持つております。今後七百十億のワークもある程度増額をしないかといふ必要に応じ得ない状況ではないかといふふうに私は率直に考へておる次第でございます。

○堀委員 農林漁業金融公庫の総裁は率直に、ふやしてもいい、私その通りだと思ひます。そこで現在三十七年度は予算で百二十億、三十四年七十億、三十五年七十億、三十六年八十億、三十七年百二十億と産投出資はふえて参つておりますけれども、やはりこれも金利をある程度今お話をなさしたような五分幾らかに平均をさして、いこうとすれば、出資金もやはりふやさなければならぬ、資金需要がふえればふやさなければならぬ、方向にあるといふことは間違ひがないと思ひますが、いかがでしょう。

○清井説明員 私どもの公庫がございましてから九年目でございます、公庫の貸付資金は非常に長期でございます、あるいは十年、十五年というのも普通でございます。従つて、返還資金たる自己資金でまかなうところの度合いがまだ十分でございませぬ。従つて、政府からの出資、それから借入れ資金、この両方に当分の間は依存

しなければならぬかと思ひます。従いまして、利回りも非常に低い状態でございますので、われわれといたしましては政府からの出資と政府からの借り入れと、いふことの歩合ひと申しますか、分け方と申しますか、どの程度の分を出資に仰ぎ、どの程度の分を借り入れに仰ぐかといふことについては、われわれの貸付が低利資金である関係上、重大な関心を持つておるようなわけでございます。

○堀委員 大体私が試算をしてみますと、借入金全体に対する出資金の割合は約三八％ぐらいで、現状のままで金利を固定して、いこうとすれば、やはりこの比率を動かすわけにはいかないで、いこうから、出資も増加するであらう、いこういふふうに私は、理解をいたします。

その次に、輸出入銀行の方にお伺いをいたします。輸銀は最近の輸出増強のために資金はこれも多々参ります、升すといふことになるだらうと思ひます。輸銀は資金コストがたしか四％前後ではなかつたかと思ひますが、そういう平均利回りの問題と、今後における資金の需要の問題についてお答えをいたしたいと思ひます。

○古沢説明員 三十七年度の平均利回りを申し上げますと、資金コストが四・一八％、運用利回りが四・四二％でございます。それから資金需要について私の感じを申し上げますと、御承知のように、これは千二百五十億の資金計画でございますが、これはもつとふえていくものだと考へております。

○堀委員 大体四・四％ぐらいの利率でいこうとするならば、輸出入銀行も

運用部の借り入れが相当大きな比重を占めておるわけでありまして、どうしてもこれもやはり出資をふやしていかなければこの需要に応じ切れないうであらうといふふうに私も考へます。

そこで、以上、輸銀、農林漁業、住宅金融公庫、住宅公団合せて昭和三十

七年度で四百九十億、産投会計から出資をしております。産投会計の出資全体が五百三十二億円であります、その比率は九一・一％になつておるわけでありまして、これについて今度は大蔵大臣に、いよいよお伺いをいたしますけれども、資金の需要については、今各関係者それぞれ、減る可能性は一つもないといふことは明らかにいたしました。この点については大蔵大臣もこれらの出資に必要とする資金はふえる方向であらう、いこういふふうにお考へになるかどうか、承りたいと思ひます。

○田中事務大臣 ただいま御発言がございましたように、ふえていく方向にあると存じます。

○堀委員 そこで皆さんのお手元に配つていただいた「産業投資特別会計歳入額推移」のものをちょっとくらんじたいとわかりますけれども、実はこの中で収入の部の中心をなしておりますのは運用収入でございます。ところが運用収入はこれで見ると、だんだん少しずつ減りつつあるように、この資料だけで見ると出ておるわけでございます。三十五年度が二百三十三億九千九百万円、三十六年度が二百二十億二千九百万円、三十七年度が百九十六億一千九百万円、運用収入はここ三カ年間でだんだんと減つてきているわけであり、そうしてそれを補うために一般

会計からの受け入れも資金の取りくずしによつて大体これを補つておられる、いこういふのが現在の実情だと思ひますけれども、開銀総裁がお越しになつておりますからちょっとお伺いをいたしたいのでありますが、この中で少し内訳をつけて書いていただきますが、どうも減り方の中で影響が強く現れておるのは開銀納付金の減り方、開銀貸付金の利子が減つておるもの、この二つが運用収入の減つておるものの主要なる原因だと思ひますけれども、これはどういふ形であらう、ふりに減りつつあるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○本田説明員 おもな事情は貸し出しの時期によりまして、その年度に貸し出しが非常に早く進捗いたしました、年間に資金の稼動と申しますか、貸付期間が長くなるような場合は利息収入が多い、そうでない場合は割合に少ない、いこういふことが過去の例では一番おもな原因になつておるようには思ひます。

○堀委員 この資料で拝見をいたしました、昭和三十三年の開銀の貸付金利子は三千億五千九百万円、三十六年は二千七億三千八百百万円、三十七年は二十四億九千六百百万円、大体毎年三億ぐらゐずつ下がつてきておる、今お話のような運用の時期等の関係があるならば毎年三億三千万円下がる、いこういふことはどうも私理解ができません、いこういふことが、何かその他には理由がございませぬか。

○大島説明員 御説明いたします。ただいまお話の数字でございますが、これは開銀銀行の方から見まして、政府から拝借しておりますもの

正に伴う歳入繰り入れが二百三十億、それから資金からの取りくずしが百五十億、都合三百八十億というものは一般会計からの中へ入つてきておる。ですから五百三十二億の中で三百八十億というのは一体幾らになるかといふと、七十一%というのは産投会計から出してはおるけれども、事実上これは一般会計からの資金がいつておるということになるわけであつて、これが本年度はわずかに七十九億の対米返済に伴つて起きた現象なんです。今度の二百三十億の特別会計の組み入れは、これは何ら偶然に出たことではななくて、これは明らかにこの対米債務の返還を本年度七十九億支払うに伴つて、その資金計画のバランスをとるために二百三十億一般会計から繰り入れる。私もこれはこれまでいろいろ議論をしてきましたけれども、すでに三十七年度のこの産投会計法の一部改正の中に、一方において対米債務を支払ふという問題があり、それに関連するところの一部改正として二百三十億の一般会計からの繰り入れがある。これは何ら別個のものではなくて、一体のものとしてここに頭を出してきておるわけなんです。そこで昭和三十六年、三十五年という時期の状態を見ると、三十六年は産投の出資は四百七十八億円であります。その中で出資されておるものは、一般会計から参つておるものは、資金の取りくずしが二百六億円で、それだと思ひますが政府事務当局いんですか。二百六億円でありますから、その比率を見ますと大体四三%ぐらいにしかつていない。だから、これまで四三%程度の一般会計の財源を入れていてよかつたものが、七十九

億入れるために七十一%には上がつてきたということが非常につきりして参つたわけなんです。そうすると今度は百三十億来年度は対米債務を払ふわけばならない。来年度は産投会計自体としては二億五千万円減る。そうしてさつき申し上げたように、資金需要はふえる、こういうことになつて参ります。まあこれは私が大体の概算で計算をしてみたのでありますけれども、比率としてみますとほぼ八五%ぐらいの一般会計の繰り入れをしなければ産投会計というものは成り立たないやうな形になつてくるのではないかと、かうに思ひますけれども、来年度の産投会計のアウトラインを一つ頭に浮かべて、事務当局では一体百三十億の対米債務を支払ふ、そうして今は資金はもうこれで終わらだと思ひますが、幾らか資金は残つておりますか、残つておれば資金の残額を入れて、あと一般会計から入れて、そうして三十七年度の輸銀、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、公団に対する出資が本年と同額の四百九十億であつたと仮定をして、一体どのくらい一般会計から繰り入れなければならぬか、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○稲倉政府委員 三十八年度のお尋ねでございます。実は先ほど来いろいろお話しはございましたが、需要がどの程度かといふことはまだ確定いたしておりません。相当額であるといふことは言えようかと思ひます。

ところで財源でございますが、今先生御指摘の通り、来年度は不払い分二回払いわけありますから、この協定が有効いたしますと、三十八年度としましては百五十八億、これだけの支

払いを要するわけでありまして、従いまして、御指摘のやうに固有の財源といふものはかなり縮小されて参ります。この不足分をどういう財源に求めるか、これは先刻来大臣がいろいろお話しをしておられますように、まあ何かの形でこの財源の確保をはかるということとは考えなければならぬ問題ではございまして、ただいまのところ一般会計から幾らというやうな予定はまだ計算いたしておりません。

○堀委員 計算はしておられぬが、大体一つ目の予算で今私が本年度のペーソで資金の需要があつたとして、そして支払いはアメリカの対米債務を払つて、現在の産投会計の収入の見通しはおおむねここに出ておりますから、そうしてみると今度一体どのくらい一般会計から繰り入れなければならぬか。今もうすでに大臣は産投国債は発行しないとおつしやうなものですから、行ふとあと残つておりますものは特別減税国債の発行による収入金、これはなし。産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律云々、外貨債はお出しになるかどうかかわかりませんが、これはすぐには間に合いません。米対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金、これはもうこの中に入つております。特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、これも入つております。第三条の二に規定する資金からの受入金、これは資金はもうないのじやないかと思ひますが、残額が幾らかあれば敷いていただきたい。附則第十三項及び第十四項の規定による一般会計からの繰入金となると、先ほど大臣がおつしやうな各項々々という中にはも

う一般会計以外にはないのじやないかと思ひますが、ちよつとそれについて……

○田中事務大臣 あなたの御説明に近い状態でありまして、取りくずし得る財源は四十億ちよつとだと思ひます。

○堀委員 そういたしますと、ほとんどあげて一般会計から繰り入れなければならぬということになると思ひますが、いかがでしょうか。

○田中事務大臣 来年度の産投の予算総ワケをどう組むかという問題はこれからの問題であります。今年度ペーソで五百三十二億組むとしても、相当財源が不足するということはその通りでありまして、一般会計から繰り入れるかその他の財源処置をとるかはこのから慎重に検討したいと存じます。

○堀委員 ちよつと今その他とおつしやるのですが、法律の、ここですさきからこれこれでやりたい、こうおつしやつた中を今一つずつ詰めてみたわけですけれども、詰めて残つておるのは外貨債でありますね、これはあなたはまだお答えになつていない。一体外貨債は発行なさるのかどうか、それからお答え下さい。

○田中事務大臣 どうも一つずつ詰めて参りますとなかなかあれであります。しかしこれも産投会計の持つ重要性という問題で、外貨債を発行した方がいゝか、また受け入れ態勢があるか、先ほど外貨債の問題に対しては電報の問題や開銀債の問題も申し上げましたからそういうものとの関連もございまして、慎重に取捨選択すべきであります。しかし産投の要請せられるウエートの強さによつて一般会計か

ら繰り入れる額が多くなるだろうし、また別な方法が取り得るとすれば調整はできると考えます。

○堀委員 そこでここで私問題になつてくると思ひますのは、この順序であります。2は目的の第一條は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資を行うため、産業投資特別会計を設置すること。というのが、設置の目的でございます。そのための資金としては減税国債というのが一番最初に書いてあります。昭和二十八年でしたか一ぺんやつてまいりませんか。それが第一に書いてありますが、順序からいふとこれが非常に重要だ。その次は今お話しが出ました外貨債、その次は今の米対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、これはここに資金からの受入金、資金はない。そうするとあとは一般会計からの繰り入れといふことで、順序からすると一番最後のものですね。一番最後のものにたよらなければならぬとなつたといふことは、私は今のこれらの法律を調べて感ずるのでありますけれども、住宅金融公庫法も住宅公団法も政府の出資は認めておるのですから、何らこれは産投会計から入れなければならぬ理由はないと思ひます。昭和三十年までですか。産投会計から入れないで、一般会計から出資をしておるわけですから、はずしてしまつていいわけなんです。まあ端的に言えば、産投に資金がなければ、わざわざ産投の中に置いておいて、一般会計から入れて産投から出すといふことをしなくても、

これらの法律に明記してあるものは、ストレートに一般会計から出せばよろしいことになるのですが、その他の輸銀あるいは農林漁業金融公庫等、一般会計からストレートに出すことによつて法律上の制約——ちよつと私今全部拾ひのがあれですから、事務局にお答えいただきたいのですが、抵触しますか。

○上林政府委員 一般会計と産投会計の投資の区分の問題でございますが、これは産投会計法にございまして、産投会計の財源として定められましたものを、一条に書いてあります。よつた投資を行なうわけでございます。どこかの会計から投資をするかは、一般会計予算及び産投会計予算によつて御審議をいただくことになっておりますので、法的にはもちろん一般会計から投資をするということ、予算でおきめをいただくことになりまして、そういうことに相なるものでございまして。

○堀委員 そうすると、大体八割も九割も、わざわざ一般会計から産投に繰り入れて、そしてその産投からもう一ぺん出さなくても、法律的に可能であるし、過去においても、年度でいろいろありますけれども、一般会計から出しておる時期があるのだから、そうして見ると、これらをそういう複雑な手続を経ずして、一般会計から出していいば、産投会計の資金が足りるとか足りないとかいう議論は、非常に減つてくるのじゃないか。今私が申し上げたように、輸銀それから農林漁業など公庫公団、全体の九一%を占めておるのです。あとはもうわずかに一割足らずですから、あとのものくらいは、そういう

追加資金をしなくても、一〇%程度は固有の産投会計の資金でやれるでしよう。そういうことになるならば、何もそんな複雑な手数をかけて、一般会計から九割も産投に入れて、またその入れたいものを産投から出さなければならぬという理由はないと思ひますけれども、大蔵大臣いかがですか。これはストレートにやつたらどうですか。

○田中政府委員 ただいまの御発言ではあります。三十八年度の予算を組むときに、立法上の措置が必要であるか、またストレートでやつた方がいいのか、産投会計の在来の方法を踏襲すべきかは、これから慎重に検討して参るつもりであります。

○堀委員 ちよつと伺ひますけれども、このものを産投会計を通さなければならぬ積極的な理由があるかどうか、お伺ひをいたします。

○上林政府委員 先ほどのお答えに、若干舌足らずがございましたので訂正を申し上げます。開銀法などの若干の法律におきましては、産投会計から投資を行なうという旨が規定をされております。なお、一般会計と産投会計の投資の区分の問題でございますが、これにつきましてはいろいろの議論もありまして、産投会計におきましては、収入が将来期待できるようなものは、できるだけその会計で投資をして、それによります運用収入をまた回転をして、産投会計から投資をしていく、いわゆる昔の政府投資特別会計というふうな思想があつたわけでありまして、そういう思想をもつてできておるわけでございます。さしたるりましては、産投会計から現実に投資をいたしておりますものの中には、

もちろん利益を生じましたときにはは國に納付すべしという、いわゆる納付規定がある法人のみに投資をいたしておりますけれども、さしたる利益金を出しておらないようなものにつきましても、将来そういうことが期待し得るようなものにつきましては、産投会計から投資をしていくという運用もいたしておるわけでございます。

○堀委員 今の政府委員の話ですと、産投会計を通す積極的な理由というものは、その投資をしたところから運用収益が上がつてきて、将来これをものとしましてまた再投資ができるようなものを目的として選んでおるので、そこで、そういうものについては産投会計から投資したい、それが一つの積極的な理由だ、こういうふうに現解してよろしいのですか。大蔵大臣どうですか。

○田中政府委員 一般会計から直接ストレートにやつてもいいじゃないかという議論は、確かにあります。しかし、この産投から投資を受けているものは、多かれ少なかれ事業を営んでおるのでありますから、事業面に対する投資に対しては還元せられるものが予想せられるのであります。そういうことを前提にして投資をしておるものでありますから、これは一般会計から単年度予算の中で、切れ切れにそのつど期限を付して投資をするというより

も、産投会計のような法律に基づく機関を通じて、ここで経理を明らかにしておく方が、より合理的だと考えます。

○堀委員 今大臣が非常に重要な発言をなさつたのですが、経理を明らかにしておくために産投会計に入れて、それから出し方がいというふうな御発言がございましたね。

○田中政府委員 一般会計からの直接投資等は、過去において例もあつたと思ひますが、しかし先ほど申し上げた通り、投資を受けるものは企業を行なつておるわけでありまして、このやうなものに対して、一般会計の単年度政策の制度から考えますと、補助金等でもって交付をするものは別にしまして、運用収入が生まれ、それを回収し、また納付金も受け、それを合せてまた別の角度から次に投資を行なつていくという事実を考えますと、産投会計のやうな特別の投資会計の中で処理する方が、より合理的だと申し上げたのであります。

○堀委員 そうすると、中小企業信用保険公庫は、三十三年には一般会計から八十五億、三十四年は産投から二十億、三十五年産投から十八億、三十六年産投から二十億、三十七年は一般会計から二十五億、一体これはどういふことになりましたか。

○上林政府委員 中小企業信用保険公庫につきましては、最初一般会計から出したのは、御存じの経済基盤強化資金の一部を出資したわけでございます。これは法律をもつて、一般会計からまづ中小企業信用保険公庫に出資することを定められたものでございまして、その後しばらく一般会計で出資をいたしておりましたのは、御指摘の通りでございますが、その後中小企業信用保険公庫に納付金の規定を挿入いたしました機会に、産投会計から出資をいたしました。さら

にその公庫の収支状況を見て参りますと、ここさしたる納付金も期待できないというやうな状況でもございまして、三十七年度におきましては、一般会計から出資をするということにいたしました。予算書におきまして、そういう御審議を経、御承認をいただいたという格好になっておるわけでございます。

○堀委員 それでは、農林漁業金融公庫は、一体今幾ら納付金が入つておりますか。

○上林政府委員 ただいま、御存じのやうに納付金はいたしておりません。

○堀委員 それでは、一体いつごろから入るのですか。今のあなたのお話で、中小企業信用保険公庫の場合は当分入る見込みがないから、そこで三十七年度は一般会計から入れた。それでは農林漁業金融公庫も当分入る見込みがないにもかかわらず、産投でやつてい

たようなことで運用をして参つておるわけでございます。ことに中小企業信用保険公庫の場合におきましては、過去におきまして赤字も出ておりました、資本金も若干ながら取りくずしたという例もあるわけでございます。するし、事柄の性格から言ひまして、保険でございます。相当危険度の高い保険もいたしておるというやうなこともございまして、また農林漁業金融公庫の方も確かにその性格にかんがみまして、当分はおそらく納付金を期待するといふ段階には至らないと思ひますけれども、その点におきましては若干似たことがあるかもしれせんが、今申し上げましたやうな保険公庫及び農林公庫にかんがみまして、そういう取り扱ひをすることとしたし、予算書におきまして御審議を願ひ、御承認を得たという格好になっておるわけでございます。

○堀委員 どうも今のは私がさういふふうに見えぬからさういふふうに見えぬ、先々尋ね方によつて答え方が変わるというもので、これは仕方ございせんけれども、それで私はどういふことではないのです。要するに今これだけ九割ものものを一般会計からわざわざ産投会計に入れなければならぬ、いかどうかといふことには問題があるし、大体産投会計は先ほど大臣もお話になつたやうに、産投会計から投資をしたものが、やがてそこから回収金なり、納付金なりを上げてきて、その上げてきた結果それが産投会計の中で回転をしながら再投資が行なわれるといふやうなことが産投会計の本来の趣旨だと私は思ふのです。だからさういふ形であるならば、私は産投会計がその

まま置かれていていいと思ふんです。が、今さつき申し上げたやうに対米債務を一年に百五十億か幾らか払うやうになりますと、ほとんどあげてその原資は一般会計の繰り入れによらなければならぬ。納付金等によつてそれを再回転させることができないといふことになると、産投会計の本来の趣旨といふものは、今回のこの対米債務を産投会計から払うといふことの決定のために本質的にその性格を変えてしまつておる。ここに私は非常に重要な問題点があると思ふのです。九割ものものが一般会計から入るということになるならば、あとの今の納付金その他回収金等による運転といふのは全体の一〇％に満たざるやうな状態で、産投会計といふ名がその一〇％でございられるかどうかといふことになれば、私は率直に言ひなれば、さういふ取り扱ひ方は産投会計のためにとらない、さういふふうには申し上げたわけです。そこで、さうならばいさうそのことから産投会計は縮小されてもいい、今の納付金、回収金等で再投資されることじまりしたもので、少なくとも対米債務を十五年払う間はさうやっていって、その後にはまた資金ができたから正式におやりなさい。あとのものは一般会計からストレートにやつていけば、私はそれなら産投会計が産投会計らしい体面を、スケールが小さくても保てるのじゃないか、さういふことを私は申している。

そこで、その次に問題になりますのは、先ほどの外務大臣との論議でちよつと火をつけておきましたところの賠償等特殊債務処理特別会計法との関連の問題であります。そこでさつきの議論ですでに大臣もお聞きになつておりましたからおわかりだと思ひますが、賠償等特殊債務処理特別会計法でガリオア・エロアを払つてはならないといふ積極的な理由はあれで私はなくなつたと思ひますが、大臣いかがでしょう。

○田中国務大臣 昨日来申し上げていふやうに、賠償等処理特別会計でも払えるとは思ひますが、しかし今お出しをしておりますに、今度の対米債務は産投会計の負担として払い、払うことが合理的だ、さうお願いしているわけ。

○堀委員 そこでこれは私百歩を譲つて——しかし私は国の会計法の精神、財政法の精神を私どもはその場その場で御都合主義、便宜主義で変えてはよくないと思ひます。だからこれを与党、野党であるとか、さういふふうな立場を離れて、少なくとも公平な立場から見れば私は一つの考え方を申し上げるわけでありまして、賠償等特殊債務処理特別会計法の中に一つ問題があります。それは、第四条で「賠償等特殊債務の処理に充てるため必要な金額は、予算で定めるところにより、毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れるものとす。」さういふ項目があるわけですが、賠償が主体になつておつたからさう当然これは一般会計からの繰り入れといふことがここに書かれておると思ひます。しかし、私はあなた方が今の対米二重払いといふことに恐怖するのあまり、産投会計の性格を踏みにじつて、あの中で問題を処理しようといふその意気地のなさについて、はきわめて遺憾だと思ひますが、どうして

もそれをしていふといふ執念の姿でございまして、もしそうするならば産投会計の負担にするところまでは仕方がない、さういふ考えで産投会計から繰り入れを繰り入れる。一般会計から繰り入れるのをそこに一つ第四条を一部修正をして、さうして産投会計から繰り入れを繰り入れてこゝから出すといふのが、これは私はさつき合理的な経理を区分したいといふことを産投会計でおつしやつたわけですが、同じことを賠償等の問題についてやはりこれは払つても差しつかえがないのではなくて、これは大体さういふものを払うためにある会計なんです。ほかのものをやるためにあるのではないのだから、当然ここで賠償等特殊債務処理特別会計法で処理をするといふことが財政法が明示しておるところの特別会計のあり方だと私は思ふ。そこはさうですか。だから私はあなた方がさう執念になつて産投の負担にしたいといふならば負担に一応しなさい、さうしてそれから第四条の一部改正をして産投会計から繰り入れを受けられるといふことにしておきさえすれば、経理上はきわめて明確になる、さういふふうには思ひますが、一体大臣それについて、これは私が野党の立場といふことではなくして、第三者的な、少なくとも財政法といふこの問題の面で産投の会計経理を明確にするという精神が非常に重要なにもかかわらず、方便的にあれこれ使ふことは誤りだといふ私の判断の上に立つての考え方ですが、一つ大臣の御見解を承りたい。

○田中国務大臣 あなたが今御発言になられたことも一つの筋だと思ひます。私もさういふ御答弁申し上げております。さういふに、産投から賠償等特殊債務処理特別会計に財源を移すやうに法律改正案を出して、そして賠償等特殊債務処理特別会計法の改正を行なつた後に個々の支出として支払うこともできますが、私たちは日米間のこの協定案と一緒に窓口をさめるべくお出しをいたしました。さういふ考えでございまして、産投会計法の負担としてこれを窓口にして出す方がやはりよいのだ、しかもそれが財政法の基本的精神をくずすといふことではない、さういふことをお願いをしていふわけですが、なぜならばと申しますと、賠償等特殊会計は書いてある通り賠償とか、平和処理に関するものとか、いろいろなことが書いてありますが、やはりこの賠償等特殊会計の持つニュアンスの法の精神といふものは、賠償といふものを第一義にし、それに関連するやうなものに対しては列挙したと見るべきだと思ひます。私はさういふ意味で賠償といふ問題は御承知の通りこれは戦敗国が戦勝国との間に外交交渉を行なつて協定が成立した場合に合致しなければならぬ国の債務でありますから、これはおのおの支払いの財源、運用の財源等があるといふものではなく、一般会計を財源として払うといふことだと思ひます。さうでありますから、この賠償等処理特別会計は、一般会計からの繰り入れをもつて財源とするといふに局限をしておるわけでございます。だからさういふ意味から考えても、この対米債務が賠償といふものと同じ性格のものであるから一般会計でまかなふといふ議論が出るとするならば別であります。御承知の通り見返

資金特別会計はもうすでに昭和二十四年から積み立てられており、その運用収益だけでも非常に大きなものになっており、産業投資特別会計の中で現に運用しつつあるものであります。でありますから、これを来年から百五十八億ずつも払えば産業投資の原資がさきさきに苦しいものにと苦しくなるんじゃないかということの問題を一緒にして、産業投資特別会計から払うことが財政法の精神を踏みにじるものだというふうには全然考えておられないわけであります。

○堀委員 財政法第十三条は「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有しその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。」とこう書いてありますね。じゃ一体、これのどれに今あなたのおっしゃった産業投資から払うというのが該当するのですか。

○田中国務大臣 産業投資法の第一条第二項にも書いてございす通り、一般会計からだけ財源を得るようになつておられません。一般会計からだけではなく、いわゆる特別の減税国債とか外債とかいろいろの例示がございす。現在はそのうちの受けておられないという事でありまして、先ほどいろいろの資金の措置を具体的に検討しなければならぬという事を申し上げた通り、別にこの条文の通り、また条文に別に財源を追加するような修正案が可決せられた場合等を予想した場合には、この会計で受けた債務に対しては、これをこの会計の運用

によつて支払っていくということは当然起きてくる問題だと思ふのです。現在そういう特別会計はございす。この余剰農産物融通特別会計においては七〇%のものを受けてこれを運用しておりますが、これが返済もこの会計で行なつておるといふことであります。特にガリオア・エロアの問題は国民の理解を得たいといふこともきくから申す述べておきます。現在運用しておる資産が非常に大きいのでありますから、この会計の負担としてこの会計を窓口にして支払うことがより合理的だ、こういう考えを堅持しておるわけにございす。

○堀委員 今の「特定の歳入を以て特定の歳出に充て」ということにあなたはおっしゃりたいと思うのですが、特定の歳入があつて特定の歳出に充てるといふのは、歳入と歳出が一つの形で見合ひになつてゐるものかと思ふのです。そうすると、特定な歳入といふものはそもそも見返資金からの果実として出てくるものがありましよう。だからその果実があつて、特定の歳出といふのは今度は二つになるわけですね。対米債務の支払いという特定の歳出と、それから一般に對する産業投資と、これも特定の歳出——一体特別会計の中で、私算閣にして勉強が足りませんが、歳入は特定の一つであつて、歳出は二つの特定になつておる特別会計があるかどうか一つ教えていただきたい。歳入が特定一つ、歳出は特定二つ、はつきり別個のものである特別会計があるかどうか。

○田中国務大臣 これが的確なものになるかどうかわかりませんが、ただいま申した余剰農産物資金融通特別会計

は、この代金のうちアメリカの取り分を除いた七〇%、残金のものに對しては各機関に貸し付けて、その運用収益を得ておりますが、その運用収益の中からこの会計の負担において、条文中明文があります。この会計の負担において返済をする、こういう特別会計があるものでございす。

もう一つ、これはちよつと蛇足であります。申す上げますと、この産業投資特別会計が成立しましたときに、これはもう皆さんも十分おわかりであらうと思ひますが、ちよつとそこに見返資金特別会計といふものがあつたわけですね。見返資金特別会計といふものは当時、対米債務であつて、必ずいつの日にか返すんだという意思が確定しておれば、その返す日までの間運用するために、この産業投資特別会計の財源としてこれを引き継ぐ、しかし条文中には明らかに、ただしこの見返資金特別会計の財源になつた返還は、この余剰農産物資金融通特別会計の中に、明らかに返済の条文を置いたと同じ規定が、二十八年に設けられておると思ふのです。しかしその当時の日本とアメリカの間には、双方がまだ協議する段階でもなく、また確定する見返資金特別会計の資産をそのまま受け継いでこれを運用する、これを返すときの条件を法制上具備しなかつたにすぎないといふことは考へるのであります。現在返済を確定的にする場合に、この会計の負担とすることは一向差しつかえない、こういう考へであります。

○堀委員 今のは余剰農産物資金融通特別会計法でございす。それで

すね。今、私、なかなか全部読むひまがありませんが、余剰農産物資金融通特別会計法といふのは資金を融通するが主体の会計であつて、それを初めからそういう目的のためにつくられておる特別会計じゃないですか。あとから余剰金ができたから、それを、こういう出資をしたり外へ出すようになったのではありません、初めからそういうルールじゃないでしょうか、それでなつておるなら、これは私は議論の余地がないと思ふ。今私が言つてゐるのは、特定の歳入と歳出が一つになつておる形でできておる特別会計といふものは——その他全部大体そうだと思ふのです。その中で特定の歳出を二つもくつつけるといふことは特別会計の精神じゃないといふことを申し上げておるのです。

○田中国務大臣 私が申し上げておるのは、財政法上の規定にガリオア・エロアの債務支払いといふこと、いわゆるこの会計の負担と背反をいふこと、財政法の議論と背反をして二つの目的に使われるといふふりには、私は考へておらないのであります。これは先ほど申し上げておる通り、余剰農産物の資金融通に関する特別会計におきましては、これは確かに余剰農産物の代金七〇%に関するものを融通をして利殖をはかる、運用収益をこの会計がはかるということになつておりますが、その原資になるものに対しては、この会計法をつくるときに、あらかじめ、この金は借りた金であるから返すんだということが前提であります。前提でありますから、これに對しては、この原資に對する返済の負担はこの会

計において行なう、こう明らかに書いてあります。でありますから、この余剰農産物と同じ立場と制度でもつて産業投資特別会計法を當時つくることすれば、これはもう当然対米債務——この原資となつた見返資金特別会計から引き継いだものの返済はこの会計の負担とすると書かれたと思ふといふことを、あとから私は引續いて申し上げたわけなんです。ただそのときは、見返資金特別会計の資産運用という面をこの法律は大きくうたつておつて、これをいつ返すのかといふ、返すめどとか状況といふものを容易に予測できない状態であつたから、返済業務をこの中から除いたにすぎない、私はこういうふうに承知しておるのであります。現在返済の義務が出たといふ現実に對しては、これをこの特別会計の負担にするといふことは財政法違反ではない、こういうふうに考へます。

○堀委員 やはり今度のこの問題が一番混乱をしておるものは、この前以来議論になりましたけれども、皆さん方が二重払いになると言われることをおそれるのあまり、私もは筋道を間違えておると思ふ、私もは公平な第三者が見ればだれでもすぐわかることなんです。だから私が今申しておる通りに、それはどのノイローゼであるならば、そのノイローゼははむを得ないから、しかし筋道だけを通す方法を私がここに明らかにしておるわけなんです。だからこれは今すぐここであなただ方に賠償等特殊債務処理特別会計法の一部改正を出させるわけにはいかぬと思ふので、すみやかにこの第四条の一部改正をして、やはりだれが見ても常識的に筋が通つたといふような運営をする

ことこそ、大蔵当局、特に田中さんのような非常にすなおな大蔵大臣の正しき道だと思ひますが、いかがですか。

○田中中国務大臣 非常に激励をしていただいてありがたいのでありますが、こんなような債務は敗戦の非常に特殊事情で起こった最後のケースでありまして、私はこういう問題を将来間々起こつては大へんだというふうに考へます。こういう問題に対しては財政法の精神等も十分生かして姿勢を正していかなければならぬことはけだし当然でありまして、あなたの御意見にも賛成であります。が、その対米債務に關してだけはこの産投會計の中で運用せられておるのであります。その収益だけでもつて払つて元金には手をつけないうちで非常にわかりやすいことであるので、あえて御承認をいたしたい、こう考へます。

それから、さつきちよつと申し上げなかつた例の月間二万五千円の問題を申し上げますと、政府でも今各省とずつと話をしてみましたが、三十三年の統計しかないやうであります。非常に古いのですが、年間所得三十万円以下のものが千二百万世帯あります。三十万円以上が千二百万世帯、計二千二百万世帯、ここであらためてお答えをしておきます。

○堀委員 ちよつと最後に、産投會計の問題にやはり重要な關係がありますのは、財政投融資全体に対する原資の問題であります。財政投融資原資の中で、来年度以降に急激に減少するもの、一つに簡易保険及び郵便年金資金があると思ひます。これは簡保局長が出席しておると思ひますが、ちよつとこ

の原資の減り方について説明してもらいたいと思ひます。

○田中説明員 お答え申し上げます。今から十年ない十五年前に締結いたしました簡保の契約がここ四、五年の間に集中的に満期になりますので、保険金、還付金あるいは分配金、こういうものが多額に支払われるわけでありまして、その影響を受けまして、簡保の資金は本年度は千六百四十億でございますが、来年度以降、特に三十九年度に急激に減少する傾向にござい

ます。

○堀委員 幾らになるのですか。

○田中説明員 この減少をカバーするために、新規契約を大量に獲得するということが今努力をしておるわけでございます。昨年からは本年度にかけまして、相当新契約の伸びは順調でござい

ますが、あまりにも支払い金額が多額でありますので、来年度の予算が決定いたしましたとはいへないやうな条件がござい

○堀委員 実は財政投融資の原資は、産投もなくなる、簡保も減るで、まさに四面楚歌の状態であり、非常に困難な状態が今後生じてくるだらうと思ひます。私も今までは産投會計の論議をして参りましたが、この中で直接には、さつき私が触れましたやうに、本年度の二百三十億の繰り入れがやはり対米債務の処理のために必要になつてきたといふことは、一般會計にそれだけの負担をかけることになるわけであり、来年度は、はつきり大臣はおつしやうなかつたわけですが、おそらく五百億程度の一般會計からの繰り入れをしなければ成り立たないのではないかと。そういうやうな事情になつてきたものは、やはり私も現在のこの処理の仕方が適當でなかつたのではないかと。いふことを申し上げて、さらにもう一つは、財政当局といふものは、いろいろと世間の話に右顧左眄することなく、財政法が正しく定めておる方向を正しくまっすぐに歩いてもらいたい、そういうことを一つ信念として田中さんに守つてもらふなければ、これはやはりわれわれは重大な問題に発展すると思ふのであります。その点を特に強調して、このようなやり方は適當ではないといふことを私はここに明らかにして質疑を終わります。

○日井委員長 先刻戸叶委員の質問に對し答弁を保留した点について政府より説明を求めます。上林法規課長。

○上林政府委員 戸叶委員の御質問につきましましては、先ほど申し上げましたやうに、通産省所管の歳出予算として支出いたしましたわけでございます。その歳出につきましましては、先ほど御説明申し上げました経費は、通産省におきまして調査をいたしました資料に基づき御説明をいたしましたわけでござい

ますが、その資料につきましましては通産省で調査をいたしておるやうでござい

ますので、その結果がわかりましたならば御報告を申し上げます。

○日井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

有馬輝武君より発言を求められております。これを許します。有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 私は同僚の諸君十一名の賛成を得まして、次の動議を提出いたしたいと思ひます。

産業投資特別會計法の一部を改正する法律案の撤回を求める動議

(主旨) 本委員会は、政府提出にかかる産業投資特別會計法の一部を改正する法律案の撤回を求める。右の動議を提出する。

昭和三十一年八月二十二日

(理由) 本法律案の前提となつてゐる「日本國に對する戦後の經濟援助の處理に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」は、ガリオア・エロア援助を債務とみなしてアメリカ合衆國に返還することとしてゐるが、ガリオア・エロア援助は債務とみなすことはできない。かつまた、本法律案は、右の債務を産業投資特別會計の負担とするとしてゐるが、これは、この會計の設置の目的および特別會計に對する財政法の規定に違反してゐる。したがつて、政府は、本法律案をただちに撤回すべきである。

本動議提出の理由につきましましては、ただいま読み上げたもので明らかであります。若干これを敷衍して申し上げます。

政府はガリオア・エロアを正當な債務と言つておりますが、日本國民が援助物資を買つた金は輸出入補助金として使われ、これは米國の業者を不当に

もつておるのであります。その上援助物資の大宗をなす農産物は異常なストックをかかえたアメリカの需給状況解決の手段でさへあつた事實を忘れることはできないのであります。その上援助の二倍にも当たる四十億ドルの終戦処理費を日本は負担してゐるのであります。さらに、米國の潜水艦によつて撃沈された阿波丸の損害についても賠償請求権を放棄してゐる事實を忘れることはできません。

第二に、西ドイツがガリオアを支払つてゐるのは、ポツダム宣言に認められ、また米英西独協定の協定に基づいて双方合意に基づく債務であることは判然としてゐるのであります。が、日本の場合は、その根拠として政府の説明する二十一年の總司令部警書を始め、極東委員會決定や、予算獲得のためマッカーサーの報告等いずれも米側の一方的主観的な意向表明にすぎなく、合意の上のものではないのであります。

第三に、この債務返済を、一般會計によらず産投會計で支払うがごときは財政法違反とはいへないことは、ただいままでの論議できわめて明瞭になつて参りました。あらゆる角度から検討して、ガリオア・エロアは援助であつて債務ではないことは明瞭であります。

これが本動議を提出する理由であります。(拍手)

○日井委員長 ただいま有馬輝武君外十一名より産業投資特別會計法の一部を改正する法律案の撤回を求める動議が提出されましたので、これについて議事を進めるといたします。

○白井委員長 討論の通告がありますので順次これを許します。毛利松平君。

○毛利委員 私は自由民主党を代表して、ただいま有馬輝武君外十一名より提出された産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の撤回を求める動議に反対するものであります。

今回、本改正法案が提出されたこと、この妥当性につきましては、後刻、本法案の討論に際し同僚委員より詳細なる論述が予定されておりますので、これに譲ることといたしますが、ただいま提案者において理由とされておる点につきましては、いわゆるガリオア・エロアに関する債務はすでに前国会において国会の意思決定を見ているものであり、また、野党の主張してきた財政法違反の疑いありとの論についても、前日米の質疑応答を通じて、時宜に適切な処置であつて、かつ、余剰農産物資金融通特別会計の前例もあり、財政法に違反しないことは明白でありまして、本動議は何ら根拠のないものといわざるを得ません。

以上、簡単に反対の意思を表明いたします。(拍手)

○白井委員長 武藤山治君。

○武藤委員 ただいま社会党委員十二名より提案をいたしました動議に對しまして、賛成の意を表したいと存じます。ただいま自由民主党の代表の方は、ガリオア・エロ返済は当然であり、しかも産投会計から出すことは正しい方法であるといふことが、まことに国民を欺瞞する討論をいたしておりますので、以下私は幾つかの具体的な、私たちが債務でないといふ理由を申し上げ、さらに、財政法に違反する疑い

の点を指摘して、本動議に賛成の意を表したいと思つております。

第一は、アメリカの占領地救済支出予算、一九四七年五月にアメリカ議会で議決をされたその内容を見てみますと、米国の責任と義務に應ずるために占領地に経費を支出することができるとなつております。しかも、その決議の中には、返済や使用については何ら規定をしておらないのであります。すなわち、国際的道義の上から、人道からも、被占領国が占領国に借款を求める資格はないといふことは明らかでありまして、その点からも、純粋の援助であつて、無償であるといふことは国民多数が承知をしておつたところであります。これを歴代の保守党政府は債権として承認をする傾向に事実を積み上げようと努力をして参り、さらに、かように無償で占領国に對する援助をすべきアメリカが、その道義を無視して、人道的な立場をも無視して、今になってこれを払えといふことは、私は、アメリカのために惜しみても余りがあるのであります。特に第一に、国民は援助とは無償贈与と見て米國に非常な感謝をしてきたところであります。無償であつたからこそ、人間の食ふべからぬようなものまでもありがたがって感謝決議をした事実もあります。

第二には、国民感情から見ても、米國は援助によつて日本をアメリカの影響下に置くことができた。今日も、そのアメリカの影響下に日本を入れたといふ、その代償から見ても、当然このガリオア・エロくらいは無償であるべきであると思つております。

第三点は、ヘーグ条約から見ても、占領国は被占領国民を保護する義務がある規定をされております。あの敗戦の混乱、原子爆弾の洗礼を受けた当時の日本國民の心情からいけば、このヘーグ条約の条項に基づいてアメリカは当然その道義的義務を果たしたものと國民は思つておるのであります。

第四に、しかも為替レートが設定されるまでの間の貿易關係を明らかにするならば、日本は非常に不利な条件に品物の取引をされ、日本の損害は莫大であり、アメリカの業者の利益は莫大であつたといふことも、この国会における討論を通じて、審議を通じて明らかであります。

第五に、ガリオア援助は二十一億ドル以上になんと言つておられますが、われわれは終戦処理費を四十七億ドルも支出をし、負担をしておるのでありますから、当然これらの観点からガリオア・エロは相殺をすべきものと断定をしてはばからないのであります。

さらに第六には、援助資金が債務ならば、日本は当然自由に好むものをアメリカにいたゞく要求をしてもよかつたはずであります。人間の食ふべからぬようなものまでも一方的に授けられておながら、これを債務として今さら私が払ふべきは、まさに國民を欺瞞し、國民をだまし、瞞着をするもので言わざるを得ないと思つております。かかる点から、今回はガリオア・エロ返済は全く債務性のない、保守党歴代内閣とアメリカとの交渉の弱腰から、かかる結果になつたと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第二の、動議に賛成をいたします理由は、産業投資特別会計法なるものの法の目的と精神というものは、この大蔵委員会において十分究明をされ、原則的には田中大蔵大臣もさういふ原則的な考え方に基づいて賛成の意を表明しておる。だがし方には賛成の意を表明して草論にのみ立脚して、積み立てたのが見返資金だからといって、会計原則をことごとく踏みにじり、せつかく三十一年に制定をした賠償等特殊債務処理特別会計があるにもかかわらず、それに対して忠実に法の精神を守ろうとしない態度は、まさに会計原則に反し、財政法の原則をじゅうりんしておると断ぜざるを得ません。しかも、先ほど戸叶委員から指摘がございましたように、イギリス連合軍が払い下げた物資に對しては、これを貿易と陳列これ努め、しかもその支出科目を見るならば、三項目にわたつて六回にこれを支払い、そのつど御都合主義に支出科目を変更するがごときに至りました。まさに財政法を断じられては、私は弁解の余地がなからうと思つております。私も、私どもは國民の負託にこたえる政治を担当するものとして、國の財政というものが國民に明快に指摘されるような予算の明瞭性というものを、経理の明瞭性というものを求められておるからこそ財政諸法律があると思うのであります。そういう点をじゅうりんしておる今回の産投法の改正というものは、多数をもつてするならばいかなる法律といへども、いかなる制度といへども、これを異質なものに変えても何らばからぬという、まさに今日の自民政政府の性格そのものを現わしておると断じまして、本動議に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○白井委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

有馬輝武君外十一名提出の産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の撤回を求める動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白井委員長 起立少数。よつて、有馬輝武君外十一名提出の産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の撤回を求める動議は否決されました。

○白井委員長 次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になつております産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

ただいままで同僚議員がある述べましたように、本来ガリオア・エロアの問題につきましては、日本國の政府においても当初はこれが債務であることとを少しも明らかにいたしていませんでした。そのことが当初においてこれら日本政府の代表者といへども積極的にこれを債務と承認をするだけの理由に乏しかったことは、客観的な条件の中で明らかでございます。その後対米従属の度を深めるにつれてこれらの取り扱いはだんだんと変わつて参りました。阿波丸協定の付属了解事項等の中で明らかになったことでありますけれども、西独においてはこれがクレームであるとかデットであるとか言われておるにもかかわらず、わが方ではクレジッ

トとなつておりまして、これらの解釈について西独における問題と、われわれ日本の問題は明らかに別個のものであったと了解せられるにもかかわらず、吉田首相は、これをもつて有効な債務であると了解をするなどというところで、対米債務を支払う方向に踏み切つて参つたわけでありまして、これらの経過は、日本がその対米従属を深めるにつれてそのほどを強め、ついには今回の処理になつたわけでありまして、われわれはただいままでの同僚議員が申しておりますように、当時の情勢の中で、これはアメリカ占領軍が、当然なすべき行為をなしたにすぎないのである、これはただ単なる援助として理解するのが当然のことでありまして、今日に至つてその当時を思い起こして、その金を返せなどというこのやり方こそ、ドル不足に悩むアメリカが窮余の一策として考え出したきた方策と考へざるを得ないのであります。われわれはこの問題に対しては、よりきざんたる態度で政府が善処をすることを要望して参りましたけれども、遺憾ながら今回の法律の提案に至つたことはまことに遺憾でありまして、先ほどの撤回動議を提出した次第であります。

最後に、特別会計の問題につきましては、ただいま私が質疑の中で明らかにいたしましたように、これは公平なる第三者が見ても、納得をする処理をしなければならぬ責任が財政当局にあると私は確信をいたしますけれども、残念ながら二重払いをするという国民の声におそれて、自分たちの正しからざる部分を補おうとするのあまり、財政法をまげて、今回の取り扱い

をいたしましたことは、まことに遺憾しごくでございます。われわれはこのような観点から、二つの立場に立つて、債務は不当であり、この取り扱いも不当であることを明らかにして反対の討論とする次第であります。(拍手)

二十四年以降見返資金特別会計に積み立てられまして、昭和二十八年年度以降は、これが産投会計に引き継がれておりますことは、諸君御承知の通りであります。当時その引き継ぎ資産は、総額が二千二百九十四億円の巨額に上りまして、その運用収入等は開銀納付金、貸付金、回収金及び同利子収入を占めまして来年度においては約百五十億円に達する予定で、開銀納付金は今後とも若干増加を示すものと考えられます。従つて、この運用収入等を財源として、ガリオア・エロア等の対米債務を支払ふこととするのは、いわゆる二重払い論を否定するためにも一番妥当でありまして、国民にとりましてはわかりやすいやり方であると確信するのであります。もしこれを野党の諸君の主張するごとく、賠償等特殊債務処理特別会計から支払ふこととするときは、これがため返済財源を一般会計から繰り入れまして処理しなければならぬということに相なるのであります。この点は適当ではないとわれわれは確信をいたすのであります。

何も運用収入等だけに限られておるものではありませんが、本年度に必要な投資を行なうための財源措置として、きわめて適切妥當なものとするため、以上の理由によりまして、私は、本改正案に対し満腔の賛意を表して私の討論を終わるものであります。

建、産業の開発及び貿易の振興のために、国の財政資金をもつて投資を行なうための制度であるのであります。しこうして、財政法第十三条二項の規定するところによれば、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て特別会計を設置するものとす」と規定してあるのでありますから、従つてこの産投会計は、産投会計法第一条が明示するその目的を純粹に遂行するために確保せらるべきものであり、かつその条件のもとに制定されておると思ふのであります。しかるに本会計に対して、ガリオア・エロアの対米債務の支払いを行なわしめんとすることは、全くこの産投会計の目的と何ら関係のない異質の任務を押しつけるものであつて、このことは限られた本産投会計の資金力の中において、当然二律背反の相剋を生ずることとは明瞭であります。この意味におきまして、本改正案は明らかに財政法の規定に全く違反し、財政法の精神をじゅうりんするものでありますから、国会は財政制度の秩序を確保するために、このような悪例を設定することは絶対に避けなければなりません。これが反対する第一の理由であります。

○日井委員長 細田義安君。私は、自由民主党を代表いたしまして、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行なふとするのであります。

ガリオア・エロア等の対米債務につきましては、前国会においてすでにその協定が承認され、第一回の賦払金の予算も通過しておるのであります。また、当時財源の一部として、一般会計から産投会計へ繰り入れます二百三十億円につきましても、前国会におきましてすでにその予算を通過しておるのであります。従つて、本改正案も、本来当然に前の国会において御承認を願ひ、御議決を願ひということになる筋合であつたのであります。かくいたしまして、その内容もまたこれらの支払いに対する経理の手續等に関する必要な規定の整備にとどめてあるのであります。

○春日委員 私は、民主社会党を代表いたしまして、産業投資特別会計法改正案に対して、ここに反対の意思を明らかにいたします。

本案は、第一に、ガリオア・エロア債務の支払いをこの会計の負担とすることとし、また第二に、一般会計から二百三十億円を受け入れて、日本輸出入銀行、農林漁業金融公庫等に投資するための資金といたさうとしておるのであります。私も民社党は、前国会におきまして、ガリオア・エロア返済協定に関する政府案に反対の態度を表明しておりましたので、その反対したる返済協定に基づく国内処理法たる本改正案に反対することは当然のこととであります。しかしながら、最近におけるわが国産業事情の推移に徴し、この産投会計がなす財政投融資の使命がますます重要性を加へつつある現状を重視し、この際は産投会計そのものの機能を確保するため、しこうして法体系を擁護し、政策秩序を確立することを論議として、ここに反対の理由を明確にいたしたいと存じます。

本改正案をめぐる最大の論点は、対米債務を産投会計から支払ふのがいいのか、それとも賠償等特殊債務処理特別会計から支払ふのがいいのかという点にあると考へられるのであります。この点につきまして、私は次の理由によりまして、産投会計から支払ふべきであるという政府案に對しまして、全面的に賛成するのであります。

すなわち、ガリオア・エロア等の米國援助に見合ふところの資産は、昭和

わが党がこの改正案に反対する第一の理由は、本改正案は財政法の規定に違反し、財政法の精神をじゅうりんするものであるからであります。ここに産投会計法こそはもつぱら経済の再

建、産業の開發及び貿易の振興のために、國の財政資金をもつて投資を行なうための制度であるのであります。しこうして、財政法第十三条二項の規定するところによれば、「國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て特別会計を設置するものとす」と規定してあるのでありますから、従つてこの産投会計は、産投会計法第一条が明示するその目的を純粹に遂行するために確保せらるべきものであり、かつその条件のもとに制定されておると思ふのであります。しかるに本会計に対して、ガリオア・エロアの對米債務の支払いを行なわしめんとすることは、全くこの産投会計の目的と何ら關係のない異質の任務を押しつけるものであつて、このことは限られた本産投会計の資金力の中において、當然二律背反の相剋を生ずることとは明瞭であります。この意味におきまして、本改正案は明らかに財政法の規定に全く違反し、財政法の精神をじゅうりんするものでありますから、國會は財政制度の秩序を確保するために、このような悪例を設定することは絶対に避けなければなりません。これが反対する第一の理由であります。

最後に、特別會計の問題につきましては、ただいま私が質疑の中で明らかにいたしましたように、これは公平なる第三者が見ても、納得をする處理をしなければならぬ責任が財政當局にあると私は確信をいたしますけれども、残念ながら二重払いをするという國民の聲におそれて、自分たちの正しからざる部分を補おうとするのあまり、財政法をまげて、今回の取り扱い

をいたしましたことは、まことに遺憾しごくでございます。われわれはこのような観点から、二つの立場に立つて、債務は不當であり、この取り扱いも不当であることを明らかにして反対の討論とする次第であります。(拍手)

二十四年以降見返資金特別會計に積み立てられまして、昭和二十八年年度以降は、これが産投會計に引き継がれておりますことは、諸君御承知の通りであります。当時その引き継ぎ資産は、総額が二千二百九十四億円の巨額に上りまして、その運用収入等は開銀納付金、貸付金、回収金及び同利子収入を占めまして来年度においては約百五十億円に達する予定で、開銀納付金は今後とも若干増加を示すものと考えられます。従つて、この運用収入等を財源として、ガリオア・エロア等の對米債務を支払ふこととするのは、いわゆる二重払い論を否定するためにも一番妥当でありまして、國民にとりましてはわかりやすいやり方であると確信するのであります。もしこれを野黨の諸君の主張するごとく、賠償等特殊債務處理特別會計から支払ふこととするときは、これがため返済財源を一般會計から繰り入れまして處理しなければならぬということに相なるのであります。この点は適當ではないとわれわれは確信をいたすのであります。

何も運用収入等だけに限られておるものではありませんが、本年度に必要な投資を行なうための財源措置として、きわめて適切妥當なものとするため、以上の理由によりまして、私は、本改正案に対し満腔の賛意を表して私の討論を終わるものであります。

ガリオア・エロア等の對米債務につきましては、前國會においてすでにその協定が承認され、第一回の賦払金の予算も通過しておるのであります。また、当時財源の一部として、一般会計から産投會計へ繰り入れます二百三十億円につきましても、前國會におきましてすでにその予算を通過しておるのであります。従つて、本改正案も、本來當然に前の國會において御承認を願ひ、御議決を願ひということになる筋合であつたのであります。かくいたしまして、その内容もまたこれらの支払いに対する経理の手續等に関する必要な規定の整備にとどめてあるのであります。

本改正案をめぐる最大の論点は、對米債務を産投會計から支払ふのがいいのか、それとも賠償等特殊債務處理特別會計から支払ふのがいいのかという点にあると考へられるのであります。この点につきまして、私は次の理由によりまして、産投會計から支払ふべきであるという政府案に對しまして、全面的に賛成するのであります。

すなわち、ガリオア・エロア等の米國援助に見合ふところの資産は、昭和

わが黨がこの改正案に反対する第一の理由は、本改正案は財政法の規定に違反し、財政法の精神をじゅうりんするものであるからであります。ここに産投會計法こそはもつぱら經濟の再

本改正案をめぐる最大の論点は、對米債務を産投會計から支払ふのがいいのか、それとも賠償等特殊債務處理特別會計から支払ふのがいいのかという点にあると考へられるのであります。この点につきまして、私は次の理由によりまして、産投會計から支払ふべきであるという政府案に對しまして、全面的に賛成するのであります。

すなわち、ガリオア・エロア等の米國援助に見合ふところの資産は、昭和

わが黨がこの改正案に反対する第一の理由は、本改正案は財政法の規定に違反し、財政法の精神をじゅうりんするものであるからであります。ここに産投會計法こそはもつぱら經濟の再

建、産業の開發及び貿易の振興のために、國の財政資金をもつて投資を行なうための制度であるのであります。しこうして、財政法第十三条二項の規定するところによれば、「國が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て特別會計を設置するものとす」と規定してあるのでありますから、従つてこの産投會計は、産投會計法第一条が明示するその目的を純粹に遂行するために確保せらるべきものであり、かつその条件のもとに制定されておると思ふのであります。しかるに本會計に対して、ガリオア・エロアの對米債務の支払いを行なわしめんとすることは、全くこの産投會計の目的と何ら關係のない異質の任務を押しつけるものであつて、このことは限られた本産投會計の資金力の中において、當然二律背反の相剋を生ずることとは明瞭であります。この意味におきまして、本改正案は明らかに財政法の規定に全く違反し、財政法の精神をじゅうりんするものでありますから、國會は財政制度の秩序を確保するために、このような悪例を設定することは絶対に避けなければなりません。これが反対する第一の理由であります。

最後に、特別會計の問題につきましては、ただいま私が質疑の中で明らかにいたしましたように、これは公平なる第三者が見ても、納得をする處理をしなければならぬ責任が財政當局にあると私は確信をいたしますけれども、残念ながら二重払いをするという國民の聲におそれて、自分たちの正しからざる部分を補おうとするのあまり、財政法をまげて、今回の取り扱い

をいたしましたことは、まことに遺憾しごくでございます。われわれはこのような観点から、二つの立場に立つて、債務は不當であり、この取り扱いも不当であることを明らかにして反対の討論とする次第であります。(拍手)

二十四年以降見返資金特別會計に積み立てられまして、昭和二十八年年度以降は、これが産投會計に引き継がれておりますことは、諸君御承知の通りであります。当時その引き継ぎ資産は、総額が二千二百九十四億円の巨額に上りまして、その運用収入等は開銀納付金、貸付金、回収金及び同利子収入を占めまして来年度においては約百五十億円に達する予定で、開銀納付金は今後とも若干増加を示すものと考えられます。従つて、この運用収入等を財源として、ガリオア・エロア等の對米債務を支払ふこととするのは、いわゆる二重払い論を否定するためにも一番妥当でありまして、國民にとりましてはわかりやすいやり方であると確信するのであります。もしこれを野黨の諸君の主張するごとく、賠償等特殊債務處理特別會計から支払ふこととするときは、これがため返済財源を一般會計から繰り入れまして處理しなければならぬということに相なるのであります。この点は適當ではないとわれわれは確信をいたすのであります。

何も運用収入等だけに限られておるものではありませんが、本年度に必要な投資を行なうための財源措置として、きわめて適切妥當なものとするため、以上の理由によりまして、私は、本改正案に対し満腔の賛意を表して私の討論を終わるものであります。

ガリオア・エロア等の對米債務につきましては、前國會においてすでにその協定が承認され、第一回の賦払金の予算も通過しておるのであります。また、当時財源の一部として、一般会計から産投會計へ繰り入れます二百三十億円につきましても、前國會におきましてすでにその予算を通過しておるのであります。従つて、本改正案も、本來當然に前の國會において御承認を願ひ、御議決を願ひということになる筋合であつたのであります。かくいたしまして、その内容もまたこれらの支払いに対する経理の手續等に関する必要な規定の整備にとどめてあるのであります。

本改正案をめぐる最大の論点は、對米債務を産投會計から支払ふのがいいのか、それとも賠償等特殊債務處理特別會計から支払ふのがいいのかという点にあると考へられるのであります。この点につきまして、私は次の理由によりまして、産投會計から支払ふべきであるという政府案に對しまして、全面的に賛成するのであります。

すなわち、ガリオア・エロア等の米國援助に見合ふところの資産は、昭和

わが黨がこの改正案に反対する第一の理由は、本改正案は財政法の規定に違反し、財政法の精神をじゅうりんするものであるからであります。ここに産投會計法こそはもつぱら經濟の再

おり、収入は開発銀行よりの納付金が主体となっており。従って、開発銀行よりの納付金が計画通り納付されたといえども、それは本産投会計の使命たる産業投資を行なうために必要欠くべからざる資金として、これは産投会計の運用のために確保されなければなりません。特に海運、石炭産業等、開発に莫大な債務を持つ基幹産業に対しては、それら各企業の経理を建て直し、これを再建整備するため、今後開発の機能は大幅に増大されなければなりません。現に、海運事業に対する債権利子の一時たな上げ法案が提出されておりますが、このような政策の方向は今後海運、石炭、非鉄金属の三業種に限っても、今や国はこれらの産業に対し、根本的な施策を講ぜざるを得ない必至の段階に立ち至っておりますのであります。すなわち開発の機能はますます強化されなければなりません。かくのごとき産業の現状と政策背景の中において、この産投会計に対し、事あらためて対米債務支払いの負担を削減せんとするがごときは、国民世論とその政策の動向に逆行するの最もはなはだしきものであって、まさに無定見にして無責任きわまる態度と断すべく、かくのごときことはわが党の断じて容認し得るところではあります。これが改正案に反対する第二の理由であります。

本改正案に反対する第三の理由は、この改正案は法の体系を乱し、政策の秩序を混乱に陥れるおそれが甚大であるからであります。申すまでもなく、産投会計は投資を目的とする会計であります。しかるに対米債務をこの会計の負担とするという改正規定は、この

会計の目的に背馳し、かつそれは両立しがたいものであります。およそ法律秩序は厳然として首尾一貫したものであるべきであります。よつてもつて法の体系は厳密に確保されなければなりません。これは立法府が国民に負う至大の責務であるのであります。もしそこそこ、対米債務ありとして、これに対し、これを処理するための法律秩序を求めるといたしますならば、それは当然賠償等特殊債務処理特別会計法によるべきであると思ふのであります。すなわち、賠特法第一条は、本邦が連合国に対し、連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務で平和の回復に伴いその支払いを要するものの処理に関する特別会計を設置する云々と明記しておりますことは、ガリオア・エロア債務のごとき債務を処理する場合のために用意されたものであることは、いささかも疑いの余地のないところでありまして、この賠特会計法第一条に明示されておる性格の債務を、ことさらにこの賠特会計によって処理しないということは、むしろ賠特会計法に違反する処置と申さなければなりません。

かくて、この産投会計改正案は、二重、三重に法の体系を混乱せしめ、法律の機能を幾重にも重ねて阻害する希代の法秩序破壊の立法であるのであります。かくのごときは、議會主義を至上の政治方針とし、法秩序の維持を最高の党是とするわが党の断じて容認し得ざるところであります。

以上主たる反対の理由を申し述べました。すべからず政府に猛省あつて、本改正案については深甚なる考慮を加えられ、さらに善処あらんことを強く要望いたします。私の反対討論を終

わります。(拍手)

○白井委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○白井委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

(拍手)

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

田中大蔵大臣。

○田中大臣 この際一言ごあいさつを申し上げます。

衆議院大蔵委員会は、前国会より長い間御審議を仰いでおりました産業投資特別会計法の一部改正法律案を御可決賜わりまして、深く感謝をいたします。

酷暑の中をものとせず、本法案審議に御協力賜わった委員各位に対して、深い敬意を払い、ごあいさついたします。(拍手)

○白井委員長 次会は公報をもつて御通知することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十三分散会

〔参照〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年八月二十九日印刷

昭和三十七年八月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局